

第二部

一 英米木綿工業比較

余は嘗て英國木綿工業の中心たるマンチエスターに假寓せることあれども木綿工業に就て何等特殊の智識を有するものにあらず。此文起草の目的は事實を傳へんとするにあらず、英米の一般經濟事情研究に際し兩國の木綿工業の上に學問上面白き比較對照の成され得きを感じたるにより、後に掲ぐる所の數種の參考書に記載されたる所の事柄を基礎として工業組織上重要な二三の現象を説明せんと試みたるに過ぎず。

英米兩國の木綿工業を比較する時は二つの理由に依りて大なる興味を惹起すべし。其理由の第一は此兩大國が世界の木綿工業界に於ける最大の競争者たることなり。第二は此兩國の自然的及び社會的狀態の著しく相違せることなり。米國は自然に無限の富源を具へ之を開くに年々増進する所の移民の勞力と米國特有の元氣に富み敏捷にして進取的なる實業家の經營とを以てす。之に對して英國は自然の狀態の必ずしも木綿工業に適當せるにあらずして而も賢明なる政治家と有爲なる實業家との數世代に互る勤勉力行の結果に依り殆ど動かす可らざる經濟上の根底を据へたるものなり。前陳の如く自然の便利に於ては英國は木綿工業に就て米國に劣れり。英國は濕潤なる空氣に富むが故に紡績の技術上特殊の便利を有すと考へらる。而して細絲の紡績に濕氣の必要なることは言を俟たず。然れども米國に於てもマサチューセツト州の海岸殊にニューベツトフォードの氣候は頗る英國ランカシャの夫れに類似し現に同地にては番手の非常に高き細絲を紡ぎつゝあるなり。又最近の技術を應用すれば人工に依りて工場内に濕氣を發生せしむること不能にあらず。獨逸の或る工場に於ては實際霧吹機械を用ゐて天候の缺點を補ひつゝあり。之に反して原料の原産

地を國內に有することは確に米國に於ける木綿工業の利益なり。然れども此利益は近世交通及び商業の進歩に依て比較的效力少なくなりたり。一九〇〇年前後に於て一大飛躍をなしたる米國南部諸州の紡績工場は原料の産地に接近せると云ふ事實に基て北部即ちニューイングランド諸州並に英國工業家の強大なる競争者たる可しと考へられしに、其實南部工業家の支拂ふ運賃は北部並に英國の支拂ふ所のものと大差なく、場合に依りては後者の運賃が前者の場合よりも安きことを發見せり。此一見不可思議なる事實は次の理由に依て説明せらる、第一の理由は鐵道運賃は汽船の運賃に比して非常に高價なること。第二の理由は近世の交通組織に於ては運賃は航海の距離に依て決せらるゝのみならず又荷物の分量及び運送取引の規則的繼續的なるや否やに依て決定さるゝことなり。北部諸州及び英國の市場は南部のものよりも遙に多額の棉花を需要し、且其市場の組織は遙によく整頓完備せるが故に、運送の距離の長きにも係らず南部諸州のより小なる且組織の備らざる市場よりも安き運賃を契約することを得るなり。

努力の供給に關しては英國は米國よりも遙に大なる便利を有す。米國北部諸州の平均賃銀は英國の夫に比して大凡三と二との割合なりと云ふ。而して此の如き賃銀の差違は主として米國に於ける勞働者の缺乏に原因することなり。米國に於けるニューイングランドの如き殖民の最初に行はれたる地方にてさへ勞働者の供給は今日に至る迄尙充分ならず。此地方の工業の發達に應ぜんが爲に輸入せらるゝアイルランド人、フランスカナダ人、(佛領時代に加奈陀に殖民し今日も尙佛語を用ふる人民) 露領ポーランド人、イギリス人等の移住者は年々非常の多數に上ると稱せらる。加之現今米國の西部に於ける富源の開發は非常の勢を以て進みつゝあるが故に、一旦大西洋を渡りて東部に來着したる移住民は更に時機を見て西部に移住するもの甚多く其が爲に東部の工業家は一定の職工を永く雇ひ置くこと能はざるの不便あり。マサチューセツト州に於て成績のよき紡績工場に於てさへ每週其職工の百分の五を手放すと云へり。蓋し米國の職工の大部分は外國よりの移民に外ならざるが故に米國內に於ても其居住地を變ずることを意に介せず何

時にても賃錢の高き所に向て移轉するの風あるなり。此の如き動搖常ならざる事情の下に於ては熟練あり規律ある良職工を常雇にすること絶對的に不能なりとす。勿論外來職工の或者は英國ランカシャに育ちたる熟練の紡績工なれども其他の者に至りては大抵は歐洲の農業地方より來れる人民にして技術上の熟練もなく又近世工場 of 規律の何者たるを解せざる輩なり。南部諸州に於ては數十年前より定住せる小農の一階級ありて紡績職工も亦此階級の中より引出さるゝことなるが、此輩は北部の職工の如く利を追ふて移轉するの風なれども技術上の熟練に至りては全く之を有せず。加之南部に於ても今日は工業の迅速なる發達に伴ふて労働者の不足を感じつゝあり。現今南部の賃錢は北部に比して安けれども、近き將來に於て此賃錢の開きを失ひたる上に外國よりの移民を呼入るゝの必要を感じるに至る可しと云ふ。

以上述べたる所の米國の事情と比較すれば英國紡績業地の職工は全く異種類の人民なり。英國の木綿工業は百數十年來の歴史を有し、此工業の起りたる當時田舎より呼入れられたる人民は今日既に定住専門の紡績工となれり。彼等は數世代を通じて工場 of 職工たるが故に其技倆に於ても性格に於ても眞に近世工場 of 労働に順應するの資格を具ふる者なり。英國の職工は遺傳的に一種の技倆を具へたる社會上の一階級にして他の何れの國にも其比類を見ることがなし。

英國紡績職工の「ドツフイング」(絲の切れたるを繋ぐこと)の敏捷を極むることは世界の同業者の均しく讚嘆する所なり。此故に英國に於ける賃錢は米國を除く外世界の何れの國に於けるよりも高きに係らず製造品の原價として見る時は英國の労働は世界中最低廉なること普く人の許す所なり。約言すれば英國に於ては高き賃錢を拂て長き職工を雇ひ、歐洲大陸に於ては稍低き賃錢を以て效力の劣れる労働者を使用し、米國に於ては英國よりも高き賃錢に對して效力の及ばざる労働を買ひつゝありと言ふことを得べし。然れども米國の實業家は此不利益を補ふに自己の才能と

元氣とを以てするものなり。抑米國は商業的精神の最發達したる國にして世界中最優れる實業家の勇將は米國に於て最多數に發見せらるゝことなり。此國に於ては機械を以て人力を補ふこと最盛に行はれ所謂勞働節約機械 (Labour-saving machines) は米國を以て元祖となすの常なり。有名なるノースロップの自働機械は英國に於て發明されたるに係らず、米國に於て最廣く利用せらるゝを見る。又或場合に於ては米國の工場が英國に於けるよりも少數の勞働者を以て同量の仕事を爲しつゝあり。一人の職工が十二、乃至二十個の機臺を運轉するが如きは獨り米國に於て見る所なり。然れども大體に就て言へば米國に於ける勞力の原價は英國に於けるよりも高しと云ふことを得べし。現今に於ても米國の木綿製品輸入高は其輸出高よりも多く英國の製品は四十、五十乃至七十「パーセント」の輸入税あるに係らず廣く米國に於て使用せらるゝなり。されば少なくとも上等品の製造に就て言へば米國の勞働節約機械の効力は英國職工の熟練の効力に及ばざることを知る可し。下等品の競争に於ては米國品は現に英國品を支那の市場より驅逐しつゝありと雖此場合には米國の側に於て「ダンピング」(過剩の製品を特別廉價に外國の市場へ賣り放つこと)を行ひつゝありとの疑なきにあらず。

最後に工業組織の問題に就て觀察せんに英國に於ては工業進化の長き歴史の結果として木綿工業は狭小なるランカシャ地方に集中せられたり。英國全部に存在する紡績錘數は五千萬にして(日本の現在錘數は約百三十萬)機械織機の數は七十二萬臺なるが、其殆ど全部はマンチェスター及び其周圍にある少數の都邑に於て運轉せられつゝあるなり。又英國全部に於て加工せらるゝ棉花の總額三百二十七萬俵は實際リバール及びマンチェスターの二市に於て陸揚げ且取引せらる。而して之を原料として製造されたる綿絲及び綿布は同じく右の二市を経て世界の各地に分配せらるゝものなり。然り而して此驚く可き工業上の集中が總ての商業上及び運送上の便利を完全に成立せしむる有様は特に注目すべき點なりとす。ランカシャ地方には大なる棉花の現物、及び定期市場、棉花仲買、製品荷造所並に運送

店の如き總ての商業機關の完全に發達せるを見る可く、又木綿工業に必要な總ての機械器具を製造販賣せんが爲に種々なる専門業の成立せるを見る可し。此故に英國の紡績業者は最少の費用を以て工場を建築し、最低の相場と最便利なる條件を以て原料の供給を受け、世界中最良の職工を使用し、又此の如くにして最廉價に製造し得たる所の者を賣り出すに最廉價なる商業交通機關を用ふるの特典を享有するなり。ランカシャに於ては萬事が木綿に關し、木綿の爲にせられ、木綿に依て (“of cotton, for cotton, by cotton.”) 消長する有様なり。勿論米國ニューイングランド地方に於ても類似の組織が發展せられつゝあることは吾人の注意すべき點なり。此國に於ては木綿工業はポストンを中心として集中せられつゝあり。フォールリバー、ローウエル、ローレンス等の純工業的都會はランカシャに於けるオルダム、ボルトン、ブラツクバーン等に相當する地位を占め、ポストンは商業的中心としてマンチエスター及びリバープールに類似せる働をなすに至れり。然れどもランカシャとポストン地方とを同等の者と見るは大なる誤なり。後者の有する錘數は前者の夫に比して僅かに唯六分の一に當るに過ぎず。米國南部諸州に至りては工場は鐵道に沿ひて所々に二個、三個、五個乃至八個の群として存在する有様なれば原料及び製品の市場を一ヶ所に集中するが如きは到底不能の事に屬す。ランカシャ若くは米國北部に於ては市場の組織完備せるが故に製造家は何時にても其原料を少量づゝ仕入るゝこと頗る容易なれども(英國の工場はマンチエスターの市場に於て棉花を一週間分づゝ買入るゝ習慣なり)南部に於ては多量の棉花を一時に買ひ込み貯藏する必要あるが故に、棉花代金に對する利子を損するのみならず、其相場の變動に伴ふ所の危険を負擔せざる可らず。

以上の如く吾人は英國の紡績業が工業組織の集中に依て受くる所の販賣上運送上の便利を觀察せしが尙此外に同地方に於ける工業分化の完全に發達せることを注意せざる可からず。ランカシャに於ては紡績と織布とは一般に別々の専門家に依て經營せられ更に又細絲と太絲、上等品と下等品との製造を専門にし、晒し染色、仕上げ、をも亦夫々特

殊専門の業務として營むの風あり。而も同地に於ける工業分化の勢は是等専門の職工を發生せしめたるに止らず更に特殊の業務を特殊の町村に集中するの有様に達せり。例へば甲地は細絲紡績乙地は太絲織布丙地は大絲紡績丁地は太絲織布と云ふが如く、各都邑の位置地勢竝に歴史に應じて其専門を異にし、又此専門の工業地には専門の商業機關を設くることランカシャ一般の風にして、其結果は製造家職工共に自己の注意を狭小なる専門の範圍に限定することゝなり従て彼等の勤勞の效果は世代毎に増進し商業機關は益々各種専門業の特殊なる需要に適應するに至れり。

之に反して米國に於ては未だ此の如き工業組織上の進化を結了するに至らず。多數の工場は北部に於ても南部に於ても紡績及び織布を兼營するを例とし、其或者は紡績、織布の外に染色及び捺染をも行ひつゝあり。此事に關し米國工業家の取れる經營策は其製品の種類を限定して専門業の長所を保ちながら一方に於て其特殊物品の製造作業の全經過を一手に總括するにあり。此方針は綿絲市場の存在せざる場合に於ては自然の必要に屬すと雖も假に絲の市場を成立せしむるとしても亦一種の便利なきにあらず。即ち此方法に依て製造家は絲及び布の相場變動の危険を減ずることを得べし。若し絲價の高き時は彼等は自家製造の絲を用ふ可く、若し又布の賣口惡しき時は力を専ら紡績の部に用ひて此方面より利益を擧ぐるに勉むるものなり。此の如き利益は分業の細密になりたる英國風の組織に於ては望む可からず。唯英國工業の有する販路は全世界に散在し、而も其商業組織は頗る完全なるが故に甲の販路に於ける市價の變動は乙の販路に於ける變動と相平均することゝなるなり。換言すれば米國工業家は製造の範圍を廣むるに依て相場變動の危険を防ぎ、英國の工業家は販路の宏大なるに依て同様の利益を受くるものなり。概して言へば米國の工場は英國の工場よりもより多くの錘及び機を連轉し、従て個々の事業に就て言へば大經營の便利は英國よりも米國の場合に於て特に著しとなす、マシーナルの用語を借りて言へば米國は「内部經濟」の經營法に依て「外部經濟」の未熟なるを補はんと勉むるものなり。

前述の觀察を概括すれば左の如き對照をなすを得べし。英國工業の特長は經驗ある支配人、熟練の職工、完全に集中分化されたる商工業の組織なり。米國の特長は其職工の不熟練ながらも非常に勤勉なること、實業家の敏捷敢爲なること、並に其國風の飽迄商業的にして總ての大膽、冒險、貪慾を許容することなり、米國の木綿工業は從來驚く可き大進歩をなし、將來に於ても米國民の特有企業心の衰へざる限りは尙久しく此進歩の勢を持続すべしと考へらる。米國實業家の典型は常に其事業の總ての關係を精細に研究し、あらゆる工夫を凝して生産費の減少と販路の擴張を來すべき新方法を案出せんと勉むる所の人々なり。此の如き人物は實に近世企業界の最重要なる一分子にして國際競争上米國の商工業の強味とする所なり。然れども英國實業家も亦決して現狀に満足するものにあらず。殊に近年に至りて彼等は米、獨、其他の諸國に於ける迅速なる進歩を充分に了解し嘗て英國實業の短所と考へられたる所謂「過度の保守主義」(“Over-conservatism”)を脱却するの傾向あることは最近數年間に英國の商工業を視察したる人々の均しく認むる所なり。吾人若し英國の木綿工業が米國の夫れに比して二倍以上の錘數と一倍半の織機を有するの一事を想へば世界の木綿工業界に於ける英國の覇權は現今尙ほ抜くべからざるの確固不動の地盤を有すること知るべし。若し夫れ米國が嘗て鐵工業に於て英國を凌駕したる如く木綿工業に於ても亦將來英國の上に出るの時あるかと云ふ問題に至りては唯歲月の經過せる後に至りて初めて其答解を得べきのみ。

附言

一、本文の中に論じたる運賃の關係、職工の訓練、工業の集中、及び分化市場の成立等の諸問題に就て日本の現狀をも比較する時は更に興味ある觀察を爲し得べしと信するににより余は將來に於て再び此問題に筆を執るの機會あるべし。

二、本文起草に際して参照したる書籍左の如し。

Chapman, Lancashire Cotton Industry.

Brassy and Chapman, Work and Wages.

- Chapman, Cotton Trade.
Young, American Cotton Industry.
Shadwell, Industrial Efficiency.
Ashley, British Industries.
——, Surveys, Economic and Historic.
Schulze-Gävernitz, Der Grossbetrieb.

ニ アメリカと日本

一

最も公平なる觀察眼を有する所の旅行者が東西の文明國を歴遊したりとせば其人はアメリカと日本とを以て世界中最も興味ある二國なりといふことを躊躇せざるならん、日本は何故に興味ある國なりといふか、それは東洋の國民にしてよく西洋の文明を同化しつゝあればなり。抑々西洋以外の國民にして數百年來西洋の文化に接觸したるものはトルコ、印度、支那等その數に乏しからざれども眞に西洋の制度技術を採用し得たるものなく、従て東洋と西洋とは絶對に相調和すること能はざるものなりといひ、東人は決して西人の心を了解すること能はず、西人も亦決して東人の心を了解すること能はざるものなりとの傳説を生じたりしに極東の日本國民は今を距ること五十年前アメリカ艦隊の請求に依て開國を約したる時より頗る大膽なる政策を取りて盛に西洋文明の輸入を企て、しかも着々その效を收めて中には出藍の譽を博することさへありといふ。如何にも破天荒の沙汰なるのみならず世界各國の人は日本の成效に依りて始めて東西文化の融和調合の必ずしも不可能にあらざることを悟り得たるなり。之を無責任なる旅行者の眼より見れば明治維新の大改革はいはゞ人類文明學の一大實驗にして其空前の大實驗に成效したる日本こそは實に世界中にて最も興味ある一國民といふべきなり。

二

次にアメリカは何故に日本と並稱する程面白き國なるか。それは歐洲にて互に相嫉み相闘ぎつゝある諸國の人民がここに集りて強大なる一國を建つればなり。今こゝに少しく歐洲並に米國に於ける諸民族の狀態を比較せんに抑々現代の歐洲は民族的國家の世の中なり。英佛獨等の列強は皆血統に依りて結合されたる一個の民族を基礎として立つものなり。適々領土爭奪の結果弱き民族が強き民族に併吞せられて一國家の下に統括せらるゝ場合には強きものは暴力を用ひて弱きものを抑へんとし、弱きものは民族として團結して強きものゝ壓力に當らんと試むるを常とす。ポーランド分割の結果としてプロイセンの臣民となりたる數百萬のポーランド人はプロイセン政府が多年苦心經營してドイツ語を強ゆるに拘らず、依然として舊來の言語文學を維持し、經濟上にも同族相助けて自己の利益を保護せんと勉めつつあり。之に對してプロイセン政府は巨億の資金を支出してポーランド人に屬する土地を買占めてこゝにドイツ人の勢力を張らんとす。有名なるポーランド土地買占法の爭是なり。又奥匈の結合は列國勢力の平衡上僅かに之を支持すると雖も此人種關係の複雑なる國柄にては上は國會より下は縣會、學校、社交クラブに至るまで常に民族間の感情の衝突の爲めに紛議の絶ゆるといふことなし、露國は其帝國の領内にポーランド、フィンランドの二小國を收めたるが爲めに屢々帝國政治上の大問題を惹起したり。英國に於てすら彼の愛蘭自治法案なるものは數十年來政界波瀾の原因となりたり。之を要するに舊世界に於ては民族と民族との間に移すべからざる牆壁ありて其所謂愛國心は即ち血統を同じふする一民族内部の愛情に外ならず。然るに翻てアメリカを見れば其建國の事業に於て既に數ヶ國民の協力を要し、爾來百餘年間あらゆる國々より來る所の異分子を吸収して尢然たる八千萬の人口を作りたるなり。抑々アメリカ合衆國は初め英國の殖民地が獨立の共和國となりしものなること世に知れわたり居れどもアメリカ人は決してイギリス人のみの後裔にあらず。十八世紀の末、獨立戰爭の當時に於てヴァージニア及ニュー・イングランドに優勢なる英人の殖民地ありし外、フロリダにはイスパニア人あり、スウェデン人はニュー・ゼルシー並にデラウエアに殖民し、

オランダ人はその初めニュー・アムステルダムと稱せられたるニューヨークの創作者たり。オランダ人の血液が米國の有力なる階級の中に流るゝことは大統領ルーズベルト及富豪ヴァンダビルトが共に古きオランダの家系に屬するを見て知るべし。又一八〇三年に合衆國が買受け、近く一九〇四年にその買受の記念大博覽會をセントルイスに開きたるルイジアナ州の地はもと佛國の殖民地にしてルイジアナの名さへも亦佛王ルイ十四世に因めるものなり。此他十八世紀中にニューヨーク及ペンシルバニアの各地にはドイツ人の起したる數多の新開地ありて獨立戰爭に参加したるドイツ將卒の功績は頗る著大なるものあり。又之に加ふるに奴隸として輸入されたる黒人の多數に存在せしことも亦重要なる事實なるべし。されば米國は獨立の初に於ても英人のみの建てたる國にあらざりしなり。然り而して獨立以後特に汽船汽車の實地に成效したる一八三〇年以後に至りては年々數十萬の移民ありし中にアイルランド、ドイツ、スカンデナヴィア人の數非常に多く又最近年にはオーストリア、ハンガリ、イタリア、露領ポーランド等無數の移住民を送れり。一九〇五年以後は一年の入國者總數百萬以上にしてイタリア人最も多く、ギリシア、ボヘミア、モラヴィア、ブルガリア、セルビア、クロアシア、ハンガリア、ポーランド等露領境匈領並にバルカン半島に屬するもの多數を占めたり。最近に歐米漫遊を試みたるものはみな大西洋の飛脚船中に二三等客として多數に乗組める此等の移民が異様の服裝を爲し、異様の言語を用ふることを知れり。アメリカ合衆國が民族的國家の優勢なる現代に於て以上述ぶるが如きあらゆる異分子を集めて強大なる共和國を組織せるに就ては、勿論種々理由の存する次第なれども抑々合衆國の建設者が古來相調和すべからずと考へられたる諸民族を均しく迎へ入れて自由平等の市民權を與ふることとなしたるは、確かに史上の一新例にして又頗る大膽なる人類文明學の實驗なりしといはざるべからず。

アメリカ合衆國の成效は或意味にていへば世界主義の成效なり。合衆國建設の精神は十八世紀啓蒙哲學の平等主義とキリスト教の四海同胞主義に基き、社會上總ての階級に屬する所の人民に平等の政權を附與すると同時に、キリスト教世界の何れの部分より來るものにも平等の公權私權を附與し豊饒なる新大陸に地上の天國を打立つることを理想となす。ニューイングランド地方の開拓者たる清教徒の一團が一六二〇年帆船メーフラワー號に搭じて渡米せる時大西洋上に起草したる誓書の本文に曰く「吾等は神の榮の爲めに、キリストの信仰を進めんが爲めに、而して我君國の譽の爲めに初めてヴァージニアの北部に渡りてこゝに相結んで政治團體を營むべきことを我大神の前に誓ふ」と。而して此崇嚴なる清教徒の精神は今日に至りても決して亡びず、金銀の光に眩惑せる成金黨の横暴を抑制しつゝあるなり。夫れ神に忠なるものは人種の異同の如きを深く問ふことなし。苟もキリストを信じて偽りなきものは皆彼等の兄弟姉妹なり。合衆國憲法の一ヶ條に「合衆國又はその一州は人種、膚色又は奴隸たりしことを理由として選舉權を制限もしくは剝奪することなかるべし」といふ規定あり。此規定は南部の黒人多數なる地方には實際に行はれ難く殆ど空文に歸したる場合もあれども歐洲のキリスト教國より來れる白人の間には完全に實行されつゝあり。今新來の外國人がアメリカ風に化せらるゝ所の順序を見るに入國の當初は言語も通ぜず、風俗習慣にも慣れざるが故にイタリヤ町、ドイツ町、ハンガリア町といふ如く本國を同じふするものが同一の區域に住居し、本國の語を用ひ、本國語の看板を掲げ、本國風の食物を食し、諸民族割據して各別天地を作るの風あり。是米國の東部を旅行せるものが殆どあらゆる都市に於て實見する所なり。然れども此等の別天地に住居する所の外國人は永久にその地に附着するに非ず。こはいはゞ一時の足止りにて少しく英語を了解し、米國の事情に通ずるに至れば次第に離散して普通の米人の内に溶解し去るを常とす。米人は何れも移住民又は移住民の子孫なるが故に外國人に對する偏見最も少く、言語の通ずる限りは何人に對しても友情を抱くことを知る。又米國の政府は無代價の義務教育組織を完全にし且大人の爲めの小學校を

設けて移住外國人並に其子女に英語を教へ、之を以て外國人をアメリカ化する最有力の手段となせり。是故に最初彼の別天地に住み、各本國の飛地を作るが如き奇觀を呈したる所のものも一代二代の間には必ず忠良なるアメリカ市民と化してアメリカ風の自由平等を己れの國風として誇るに至る。英佛獨の愛國心は一民族内部の愛情に基く。米國は自由博愛といふ主義を以て愛國心の基礎となす。米人が米國を愛するは祖先墳墓の地なるが故にあらざして自由博愛の郷土なればなり。米國は民族の異同を全然無視して萬民平等の政權を附與し、新來の外國人に對しては最寛容の態度を示し、しかも政治上社交上民族間の軋轢衝突を見ること極めて稀なり。合衆國は國家として外部に對する場合には他の列強と同じく利己を以て本領となせども國內に於ては充分に四海同胞の理想を實現しつゝあり。之を舊世界に於ける蠢々たる民族争鬪の有様と比較せば何人もアメリカが現今民族主義の世界に於て世界主義を代表する一種別の國柄なることを認むべし。

四

米國が歐洲の民族主義を解脱して世界主義の新國家を樹てたるは日本が東洋の國にして西洋文明を輸入したると同じく世界文明史上の新經驗なれども米國の世界主義にも重要な制限の存在することは決して誣ふべからず。其制限は即ち人種膚色に關する問題なり。抑々キリスト教の理想は頗る雄大を極めたるものにして固より人種膚色の異同を問ふことなしと雖紀元以來現今に至るまでキリスト教國民の經驗は未だ此最高の理想を眞實にするに至らず。從來彼等の所謂世界はキリスト教世界にして彼等の所謂人類は白人キリスト教徒を意味するの觀あり。白人キリスト教徒の間にてこそ人類の平等も行はれ、四海同胞の愛も存在すれども白人以外キリスト教徒以外のものに對しては必ずしも然ること能はず。アメリカは四海同胞を旗幟となせどもそは白人キリスト教徒部内の事實にして現に九百萬の黑人

は長く此白人共和國の劣等分子として待遇せられつゝあり。上等の割烹店、劇場等にては黑人客の入來を謝絶し、電車汽車の上にては黒婦人は男子乗客より白婦人同様の敬禮を受けず。南部諸州にては繁雜なる規則を設けて黑人の選舉權を事實上に制限しつゝあり。リンチングと稱する蠻風は過去の物語にあらずして現に屢新聞紙の材料となる所の事件なり。曾て某郵便局に勤務せし黑人あり、有用の人物なるに依り擢でられて局長となりしに忽ち局員の同盟罷工に遭ひて職を擲つに至れりといふ。されば白人と黑人との衝突は合衆國の國運に關する大問題として政治家及社會學者の研究を怠らざる所なり。然るに此黑人問題に次で困難なる人種問題は支那人及日本人の移住に依りて惹起されたり。現にカリホルニア州其他の日本人排斥運動は時々非常の高熱に達し、之が解決に就ては日米兩國の有識者が大に苦心計劃しつゝある次第なり。抑異人種を混合融和して一國民を組織するは決して容易の業にあらず。アメリカが白人キリスト教徒の諸族を合して一團となしたるさへ既に文明史上の一新事例なりとせば、此上更に膚色を異にし宗教を異にし、數千年間の歴史を異にせる日本人を同化せんと企つるが如きは頗る危険なりとの説を生ずるも強ち理由なきに非ず。然れども無責任にして公平なる世界旅行者の立場より見ればこの日本人移住問題は東西文化の潮流が相合せんとして先づ一激湍を生じたるものにして世界文明史上の新産物たるアメリカと日本とが適其解決の衝に當ることとなりたるさへ既に津々たる興味の本源となすに足れり。もし此問題が順當に解決さるゝに於ては日本は西洋文明を味ひたる東洋人の西洋社會に同化するといふ新例を開き、アメリカは白人キリスト教徒を合して一國民となしたる經驗に基きて更に黄色の日本人をも吸收するの力量を示し、之に依てキリスト教の高遠なる理想に近づくことを得べし。然り而して此立場より現今のアメリカ人の態度を觀察するに多少疑問となる所の箇條なきにあらず。カルホルニア州民の一部は何故に日本人を普通の學校より放逐せんとするか。學校はアメリカの國語を教へ、アメリカの思想を傳へ、之に依て外國人をアメリカ化する所の勢力なれば寧ろ日本人の入學を奨勵すべき筈なるに却てその門戸を鎖さ

んとするは解すべからざることなり。又アメリカにては日本人の参政權を得ること困難なる由なれどもその参政權を興へざることが日本人をして土着の念を薄からしめ、アメリカ風の自由制度に歸依する時期を遅からしむるにあらざるか、總てアメリカに於て日本移住民を白人社會より除外せんとする方針を取る時は彼等の間に頑強なる團結的反抗心を挑發して徒らに獅子身中の異分子を養成することゝなるべく、之に反して日本移民を遇するに寛容の態度を取る時は彼等をして早くアメリカ風に化せしむるの効果あるが如し。固より日本人の如き國民的團結心の強き人民を幾萬といふことなく一時に輸入する場合には此の如き米化政策も奏效の望なかるべしと雖も年々百萬以上の外國移住民あるに際して僅々一千二千の日本人を入國せしめたればとて其勢力は殆ど論ずるに足らざる程のものなるべし。日本政府が此輿論沸騰の際に行政上の苦心を嚴重にして新移住を絶無に近からしめたるは時局に處するの策として其當を得たる所なるべしと雖アメリカ側に於ては此際舊來よりの在留日本人を大人と小兒との區別なく早くアメリカ風に教育するの方針を執るべきにあらずや。アメリカの太平洋岸には日本人の組織せる町村少からず。シアトル、タコマ、サンフランシスコ等皆日本町の一區域を有せり。而して此區域内に日本風の行はるゝことは彼のイタリヤ區域、ポーランド區域等に於て夫々その本國の國風の行はるゝと異らず。然れども此區域に生れたる日本人の兒童を見ればその言語行動及思想感情に於て父母よりも遙かにアメリカ風に化せることを一目して悟るべし。日本人は虚榮を好む人民なり。アメリカにありては自ら勉めてアメリカ風に化してアメリカ人と社交を共にせんと試むること明かなり。日本人をアメリカ風にすることは決して不能にあらざるのみならず、他の某々國人に比して寧ろ容易なるやの感あり。此の如き人民に對して取るべき方針は除外政策なるべきか、同化政策なるべきか。是獨り無責任なる漫遊者の空論に止らず、實際家の熟考に値する所の疑問なりといふべし。

五

人類文明史上の一大事件たる日本移住民問題の解決者はいふまでもなく日米兩國の政府及人民ならざるべからず。而して米國市民の態度としては前項に於て一個の疑問を提出したるが故に吾人は又同地方に於ける日本移住民の態度に就きても一言なきを得ず。日本移住民の大部分特に彼地にて生れたる兒童のアメリカ風に化し易きことは疑を容れざれども彼等の内の或分子が狹隘なる愛國心を抱持し、淺薄なる國威國光に誇るの傾向あるは是亦蔽ふべからざるなり。例へばヤマトコロニーを起して異域に日本の飛地を作ること理想とするもの、もしくは某市の日本人區域に日本國民學校を立て、只管日本の國粹を發揮せんと試むるが如きはすべてアメリカ國民の内に永久の異分子を植付くるの傾向あるのみにて移民問題の解決には寧ろ多少の障害となるべし。勿論此の如き一種の愛國心の生ずるは日本人として無理ならざることならん。大和魂は日本人の生命なればなり。然れども此大和魂の美風も過度に強烈ならしむる時は却て其弊あり。且此國風を保存する最上の方法は之をして天下の趨勢に順應せしむるにあり。大和魂は貴ぶべしと雖強烈に過ぐれば偏狹なる島國根性となるべし。是アメリカにヤマトコロニーもしくは日本國民學校の生ずる所以なり。「吾人は何れの土地に行くも大和民族の片ワレなり。大和民族は飽く迄も大和民族として其本色を保つべし。山櫻の美を解せざる彼赤髻奴の國に日本の飛地を作り、日本の國粹を発揚するも亦快ならずや。」是一部日本人の思想なり。然れどもこは外國に移住し、永住せんとするもの、抱くべき思想にあらざるが如し。何となれば方今國家對立の時代に於て此の如き異分子の國內に存在することは何れの國民も之を拒絶すべければなり。苟も外國に移住してそこに勢力を發展せんとするものは勉めてその國風に化し、眞の意味に於て其國の忠良なる市民とならざるべからず。或いはん、凡そ日本人たるものは其身の何れにあるを問はず日本の國家に忠なるべき筈なるに今一方に於てアメリカ

建國の理想を奉じ、忠良なるアメリカ市民となれとは恰かも一身にして二心を備へよといふ如く理に於て許すべからざる所なりと。實に空理に於てはさもあるべし。然れどもアメリカの市民となりたるイギリス人又はドイツ人にして本國に對する愛情を保ちながらアメリカの爲めに働きたるもの甚だ多し。本國を離れながら本國を愛することを忘れる程のものなればこそ新規の國に對しても忠誠なることを得るなり。勿論本國と新國と戦端を開きたる場合には道德上一種の衝突を生ずべしと雖も戦争は固より稀有の場合なり。又右の如く新舊二國に忠ならんとする人民の存在その事が自ら戦争の暴發を豫防するの效あること疑ふべからず。要するに此關係は大和民族が世界に向て發展するが爲めに發生したる道德生活上の新事例なり。即ち昔は外國との交渉稀なりしが故に狭き愛國心もよくその效を致したりと雖現今特に外國へ移住する者の場合にありては昔の愛國心は狭きに過ぎて無用の島國根性となりたり。今日の必要は實に大和魂の進化にあり。

六

前項に於て吾人はアメリカに於ける日本移住民問題に關聯して大和魂進化の必要を説明したりしが現今我大和民族が世界に向て頻りに發展しつゝある時代に當ては此の如き新事例はあらゆる方面に於て日々に發生しつゝあり。其最も著しきものを朝鮮の扶植問題となす。韓國は日本の保護國となれり。朝鮮國民は日本人の指導の下に新しき生命を得ざるべからず、此際日本人に對して道德上如何なる責任を感じべきか。大和魂の教ふる所は日本の社稷に對して忠誠なるべきことなり。大和魂の過激なるものは日本の利益にさへなれば外國の利益は之を顧るの要なしと考へしむ。「毛唐をだまして金を儲る」といふものあり。「朝鮮人をいぢめていゝ汁を吸ふ」といふものあり。固より一夕の興に乗じたる座談なるべしと雖苟も此の如き極端なる利己的愛國心の一分一厘たりとも日本人の腦裡を往來すること

は獨り高遠なる四海同胞の理想に背くのみならず、我大和民族が世界に向て發展せんとする所の運動を妨害するものなり。抑自國を愛するは第一歩なり。善隣を愛するは第二歩なり。外國との交通が戰爭に限らるゝ場合には固より善隣といふべきものなきが故に自國を愛すると同時に他國を憎むこと熱烈なるだけ夫だけ強固なる國民を得べし。之に反して平和なる交通貿易の進歩せる時代に當りては人は自國を愛する外に善隣友邦を愛することを學ぶべし。特に保護國の人民を愛せずして其國を支配せんとするは至難の事なり。一九〇七年英國ロンドンに於て大英帝國殖民地會議を開くや、來り會せる殖民地政府總理大臣の數六七人にして其内二人は實にアングロサクソン以外の人種に屬するものにして英國民の歡迎を最も多く受けたるも亦此二人に外ならざりき。即ち此二人の内一人はカナダの總理サー・ウイルフリッド・ローリアーにして此人は佛領時代にカナダに殖民したる佛人の後孫なり。而して英國政府が所謂フランスカナダ人を遇するに頗る寛容の度量を示し、今日に至るまで此等の人民が平生佛語を用ひ、佛國風の法律を維持しながら大英帝國の忠良なる臣民となれることは人のよく知る所なり。又右の殖民會議に列席したるトランスバールの首相ポータ大將はブーア種に屬し、近く一九〇〇年南阿戰爭の際にはブーア軍の大將として極力英軍に反抗したる人なり。戰爭平定の後英國が南阿に於て取りたる政策はブーアを遇するに被征服者を以てせずして帝國建設の有力なる協力者を以てしたり。英國々會の出したる南阿憲法は少しも民族的偏頗心を有せざる極めて公平なるものにして此憲法を運用する所の方法も亦極めて公平なるものなりき。而して憲法施行の後第一着に衆望に依りて首相の地位に即きたるものは即ちポータ大將なりしなり。凡て英國の人民は英帝國の領土擴張を以て單純なる利己の行爲と見るを欲せず、寧ろ英國の優秀なる文明を以て他の人民を指導し誘掖し終に之を同化するを以て英帝國の責任なりと信じつゝあり。南阿に偉勳を建てたるミルナー卿曾て某所に於て演説して曰く「帝國主義は常に國威宣揚國富増進の關鍵たるのみならず亦世界人類に對する吾人の天職を盡す所以の手段なり」と。(In Empire we find not only merely

the Key to the Glory and Wealth but also the means of our service to mankind.) 此語は正に英國風帝國主義の倫理觀を説明するものにして此の如き雄大なる思想の存するが爲めに英國殖民政策が受くる所の利益は蓋し思想の外に出づるものあるべし。若し夫れアメリカに至りては其建國の精神と過去百年間の歴史に於て民族的偏頗心を無視し、四海同胞主義の實行に依て彼の富強を致したるものなり。我日本帝國の如きも既に臺灣を治め、韓國を保護し、滿州を開發し、日英同盟に依て支那大陸の平和を保證するの責任ある以上は世界萬民の支配者として所謂大國民の襟度を養成せざるべからず。所謂大國民の襟度とは民族的偏頗心を去り、強を懼れず、弱を侮らず、大義人道の標準に訴へて世界の文化に貢獻せんとする所の精神なり。幸にして我國民の思想は近年に至りて漸く博大の趣を加へ、事の外國との交渉に關するものあれば直ちに國威國辱を云々して慷慨する所の彼の狹隘なる愛國者の數を減じつゝあるは非常なる進歩といはざるべからず。特に最近に至りて公にせられたる遠人優遇の聖詔は彼の義勇奉公を主眼とする所の教育勸語と相關聯して我日本の國粹を維持し、之をして時勢の進運に順應せしめんとする深遠なる聖旨に出でたるものとして吾人の最も感激に堪えざる所なり。今翻て無責任なる世界漫遊者の地位に立戻りて日米兩國國民の批評を試むればアメリカは民族的偏頗心を脱して四海同胞の大義を實行したれどもその四海同胞は從來の經歷としては尙ほ白人キリスト教世界の範圍に限られしが今は東洋の文明國民を同化吸収するの新聞に接しつゝあり。日本は自己の爲めに西洋の文明を輸入するに當りて些の偏頗もなく巧みに各國の長所美點を採て自己の短所缺點を補ひたりしが貿易上殖民上世界に向て大發展を爲さんとするに當りてはその民族的偏頗心を打破して雄大なる帝國主義の倫理觀を樹立せざるべからず。而して各國民が世界を支配せんとするの大望は事實に於て善隣を愛し、他國民の利益を思ふの必要を生ぜしめ、不知不識の間に國際道德の進歩を促し、四海同胞の大義を發揮せしむるものなり。

三 歐米漫遊所感

日露戦役は我が邦が世界の大強國の一たる露國と干戈を交へたるに拘はらず、連戦連捷の名譽を荷ふことを得たるを以て、當時吾人は此勢力を以てすれば我國民は舊に軍事上のみならず、社會上、政治上、將又經濟上に於ても歐米人に毫も劣る所なきを自信するに至れり。明治三十八年、余が初めて歐洲に渡航したる當時、余も亦此確信ありしが、歐洲に淹留すること一年又一年、歐洲の文物制度の整然たるものあるを見聞し、彼と我とを比較するに及び、渡航の際懷抱せる自負心は水の泡の如く消失せざるを得ざるに至り、我が邦が日露戦争の結果世界の一等國に列したり、吾人は世界を濶歩し得るの國民なりとの自負心は全く誤りなることを悟るに至れり。

第一、我が邦と歐米の先進國と比較すれば、其富の程度に著しく差違あり、今其一二の例證を擧げんに、其港灣の設備の如きは余が通過したる米國西海岸の港灣にても尙我が邦の港灣に比すれば遙に完備せり。況んや其他の諸國の良港に至りては我が港灣の比敵し得べきに非ず、歸來先づ横濱に上陸し道路と家屋の不潔にして且つ矮小なるに驚きたり。之を歐米の先進國に比するに、其新開地に於ても尙且遙に優れるものなり、又汽車、電車等歐米に比して遜色あるは言を俟たざるなり。斯く我が國が歐米諸國に比して著しき不完全なる設備を有するは何故なるか、是れ我が邦の富の程度が歐米先進國に比して甚だしく懸隔し居ればなり。

第二、我が邦人は歐米人に比して其勞働力遙に劣れり、英國の面積人口は殆ど我が邦と比敵すべきものなり、然るに其富は我が邦と著しき差違あり、是れ英人が多く働き多く富を蓄積せる結果ならずんばあらず。之を卑近の例を以

て説明せんに我が邦の店舗は比較的多数の店員を使用し其店員は火鉢を圍繞して居眠と冗談とを爲して空しく時を過す傾向あり。然るに英國の店舗は我が邦の如く多くの店員を使用せず、こは各店員が拮据精勵するを以て少數店員にして其店舗を維持することを得るならん。余は工業の盛大を以て有名なるマンチエスターに滞在せしことありしが其附近に於ける紡績鍾数は五千萬鍾あり（日本の紡績鍾数は百三十萬餘鍾あり）。曾て我が邦紡績工場の技師來遊し、其工場を視察せるが、該技師曰く「英國工場は我が邦工場に比すれば殆ど虚空にして只機械の運轉する音響を聞くのみ」と、非常に其使用人の尠少なるに喫驚せり。又其家庭に於て見るに、其主婦は前垂を掛け、家政を整頓し、而も餘裕々々として客に接し、政治を談じ、教育を論じ、美術を弄び、尙讀書の時間を餘せり。然るに我が邦の主婦なる者は、朝夕御化粧に日も尙足らずとなし、家には下婢下男を使役し、用事萬端是等の爲す所なれども、家政能く整頓せるを聞かず嘆ずべきなり。今や我が邦は巨億の國債を有し之が支辨を爲さざるべからざる時に際し、富の程度に於て將又其働振りに於て、著しく歐米諸國に劣れるものあるに於て、如何にして能く健全なる發達を期し得べきや。

我が國民には以上の缺點あり、一面より見れば深く憂ふべしと雖も、一面より窺へば毫も恐るゝに足らざるなり、是れ吾人は他日大に發展し得るの自信力あればなり。維新以來の歴史を追想するに、我が開國以降僅々五十年を経過せるに過ぎず、然るに其文明の進歩は洵に偉大なるものあり、余が數年間歐米に滞在せる間に於ても尙著しき變化を來せるものあり。現代我が邦文明は之を歐米諸國に比較對照するに於て劣る所あれども、過去の歴史を冥想すれば、駭々として長足の進歩を爲して止まず、故に此の趨勢を以て漸進して已まずんば、我が邦が歐米と同等の富を蓄積すること敢て至難に非ずと確信せざるを得ず。

吾人は鉅上の確信ありと雖も、其富を増進するに當り、如何なる手段方法を執れば可なるか、是れ最も研究を要する問題にして、而も種々の政策を施さざるべからざるが、吾人は先づ勤儉貯蓄の勵行を慫慂せざるを得ず。されど動

もすれば勤儉貯蓄の勵行は、企業心を沮喪せしむる憂なき能はず、現に佛蘭西は勤儉貯蓄を勵行し、其蓄積したる多額の資金をば、露國其他諸外國に放資し居れども、其結果國民の企業心を喪失したる觀あり。之に反して獨乙が日進月歩の有様を以て駭々として進歩發達せるは、國民が勤儉貯蓄の精神に富み、而も企業心の旺盛なるに由らずんばならず、余が獨乙に遊びたる際、學校の女教師を訪問したることありしが、彼女は白前垂掛の扮装にて余に接せり。彼女曰く、「主婦が斯る扮装にて客に接するは獨乙の美風なり、主婦たる者が家政を整理せんとせば、斯の如き覺悟なくんば到底十分に家政の整理を圖ること能はざるべし」と、我が邦の婦人は大に鑑みる所無かるべからざるなり。

又外資輸入の必要を説く者尠からずと雖もこは容易の業に非ず、縱令容易に之を輸入するも之を利用する人なくんば寧ろ害多くして利なし。又朝鮮滿洲邊へ發展するの急務なるを説く者あれども、是れ又人を俟ちて初めて其大業を全うすることを得る者なれば何れの方面より見るも人才の養成は勤儉貯蓄と相俟ちて刻下の急要と謂はざるを得ず。

國民教育を施すに就ては、只に學校に於て之を教育するに止まらず、家庭教育、社會教育に就て注目せざるべからず、佛蘭西人の母は其子を撫育するに甚だしく愛に偏するを以て、其子は多く引込勝ちなり、故に其國民は姑息にして進取の氣性に缺乏せり。然るに英人の母は甚しく進取の精神を有するを以て、其國民亦進歩的にして活動を好めり、而して又未成年者を教育するに止まらず、成年者は之に社會教育を施すに努めたり。成年者に社會教育を施せば政治・教育・宗教・經濟等の諸問題に就て趣味を有し、社會の進歩を圖るを得ればなり。英國は最も社會教育の發達せる國にして、寒村僻邑に居住する者も能く政治・財政・經濟の諸問題に就て趣味を有し、何れも相當の見識を有せり。余偶々一紙屋に邂逅したるが、彼好んで政治上の議論を爲す、余一小紙屋が如何なる必要ありて此の議論を爲すかを怪みて之を質したるに、彼曰く、「英國の政治は自治組織を以て其基礎となす、故に國家の政治は吾人の政治なり、政府の方針は吾人の方針なり、吾人は常に其政治に容喙して止まざるなり」と。又獨乙に於ける夜學校は最も進

歩せるものにして、小學校の課程を終り、商店工場等に入りし少年が之に通學するものにして、晝間實地問題として起りし疑問は、夜間夜學校にて教師より解釋せらるゝことゝなり居るを以て、獨乙に於ける教育の進歩は遙に英佛を凌駕せり。而して獨乙國民は少年をして夜學に通學せしむるは義務教育の一部分なりと信じ居れり、只獨乙人は英人に比すれば身軀の運動十分ならず、爲めに体力稍衰弱するの傾向ありと論ずる者獨乙人中にあり。

今や我が邦は經濟上一轉して新時代に入るべき機運に遭遇せり、即ち是より一大發展を爲すべき時代にあり。歐米の先進國にては既に其經驗を爲し、何れも國運の隆昌を見たるが獨り西班牙、葡萄牙等の國にありては新時代に轉換すべき時期を誤りたるを以て、今日の如く微々として振はざるなり、我が邦に於ては大に鑑みる所なかるべからず。

以上は經濟上に就ての觀察なるが、我が國民性は之を如何にすべきか一言を費さざるべからず。今日の世界各國の競争は國民を以て本位と爲す、故に國內に異分子あれば國政調和せず、獨乙に於けるポーランド人が獨人と軋轢するが如き、オーストリア人とハンガリー人とが相和せず、國運に大なる進歩を見ざるが如き、其例に乏しからず。獨り我が邦は萬世一系の天皇を戴き奉り、國民には我が邦特有の大和魂あり、世界に比類なき國體なり。曾つて英國のアルフレッド・ステッド氏は日本の如き國民的國民なしといへりしことあり、然り吾人は大和魂を如何に發展せば可ならんや、吾人は宜しく從來の島國的根性を打破して堂々たる人道を勇往邁進せんことを欲す。我が邦移民は今日米國より排斥せらるゝと雖も米國の建國の基礎は四海同胞主義なり、我が邦人が排斥せらるゝは畢竟吾人の愛國心が餘りに鞏固なるに由るものなれば、敢て憂ふるに足らず。英國の殖民地に於ける大臣中には其外國人たる者二名あり、然るに英國は假令外人なりと雖も英國の國富を増進し、加ふるに國民の幸福を補翼するに於ては、之を歡迎して止まずといへば、我が邦人も亦完全に大和魂の發達を遂げ正々堂々人道に悖らざるに於ては國家の隆盛は期して俟つべきものなりと信ずるなり。

四 株式會社の倫理

諸君、私は唯今鹽澤博士からして御紹介を戴きました上田貞次郎でございます。私の問題は「株式會社の倫理」と云ふことでございます。それは言ふまでもなく、非常に大きい問題で、お話をすれば幾らでも掛つて、なか／＼時間に限らない問題でございます。けれども今日は非常に大勢の講演者がありまして、私一人にさう澤山の時間を與へて下さらない。それだからして極く急ぎまして簡單にお話申上げるのであります。

株式會社の起源に就きましていろ／＼な説がある。従來は伊太利の自由市に於きまして、市が公債を募集した。其時に此公債所有者の團體が出来まして、さうして市自體は國家であります。其小さい國家の財産を管理して、さうして公債の利子の支拂及び元金の支拂に關する事務を取扱つた。其團體がつまり株式會社の先祖である。其時に例へばゼノアの市に於てはセント・ジョージの銀行と云ふものが出来た。それがつまり公債の所有者に公債の元金及利子の支拂を完全にする爲に、其銀行の營業を特許されて、さうして盛に營業をしたのである。それでつまり公債の所有者は所謂株主の如く一團になつて、さうして公債の株式會社が發達したと斯う云ふ説であつた。ところが近頃は又……此二三年來でございますが、新しい研究が起つて、いやそれではいけないのである。事實が間違つて居る。其時代に例へばセント・ジョージの銀行と云ふものは出来たけれども、併しながら是は營利の爲め……營業の爲にやつたのでなくて、矢張り其目的は公債の償還及其利子の支拂と云ふことであつたので、それだけの目的でなしたので、其外に彼等は仕事をしなかつたのであると、斯う云ふことが、是亦いろ／＼歴史上の事實や、舊い文書を穿鑿した結果出

て來た。併しながら私は此歴史上の問題を解釋しようと思ふのではないのであるからして……歴史上には此問題は大切なことであるが、先づ今日の講演の題に關しては、左程大切なことではないと思ひますからして、それだけに致して置きますが、そこで其後に至つて株式會社が愈々大きな勢力を社會に及ぼすやうになつたのは、何時であるかと云ふと、それは十六世紀、十七世紀の頃からして、英吉利及和蘭に貿易特許會社が起つた。當時は其外國貿易、殊に野蠻國に對する外國貿易を政府の特許を受けてするやうになつて居つた。其特許を受けた者が會社を拵へて、さうして貿易に従事した。其會社と云ふものは、一番初めは一種の組合であつた——貿易上の組合であつた。彼等は艦隊を組んで海賊に備へ、又野蠻人の襲撃に備へながら貿易をしたので、其軍備と言ひますが、其兵備の爲に組合を拵へて、さうして貿易を營んだ。外國に行けばそこに居留地を共同で拵へる、必要があればそこに城を共同で拵へ、尙ほ必要があれば、共同で兵隊を養ふと云ふやうなことをやつた。ところが其組合が後に至つて一つの團體になつてしまつた。今までは澤山の組合員が共同で以て艦隊を組み、或は居留地を拵へたけれども、貿易は銘々の勘定でやつて居つた。ところが後に至つて一つの團體としてしまつた。さうして團體として商賣をするやうになつた、團體の勘定に於て貿易を營むやうになつた。そこで始めて此株式會社と云ふものゝ形を成して來た。其時に株式と云ふものを發行して、さうして廣く世間の人に之を持たした。其株式の仕組と云ふものは、つまり前の伊太利の公債に倣つた。つまり債券を發行して、之を權利者の印にし、其債券は自由に賣買讓渡の出来るものにする。斯う云ふ組織になつて來たのである。だからして昔から株主と云ふものは、是は事業の實際の經營に當る人ぢやないので、單なる出資者であります。資本を出す人である。恰も公債證書の株主が政府の爲に資金を出すやうに、株主が此會社の事業の爲に金を出すのである。斯う云ふ考で初めから出來て來た。そこがつまり從來の企業法、即ち株式會社のまだなかつた時代の企業の方法と株式會社と大に違ふ點である。つまり今までの企業の方法は一個人の企業、或は能く知合つた人達の組合企

業であつたのですが、今度はそれが變つて世間一般の人から資本を預つて、さうして其資本を土臺として仕事をする
と云ふことに成つた。つまり其仕事を實際する人と、それから金を出す人が別々になつて來た。それでありませ
らして株式會社の長所はどう云ふ處にあるかと言へば、つまり大資本を集める……大勢世間の人からして大資本を集
めると云ふことである。短所はどこにあるかと云ふと、責任が分れてしまふと云ふことである。財産の持主と、それか
ら財産を管理して之を運用して行く人と別々の人になつた。だからして事業の責任が二つに分れた。是が株式會社に
關している／＼な問題を生じた所の根本の理由であります。從來の企業者と云ふものは、自分で事業を持つて居る、
其事業の損益共に自分が負擔するが、又之と同時に事業經營者である。それだから成るだけ此事業の爲に親切にす
る、親切にしなければ、其損失は自分の肩に懸かつて來る。勉強すれば好い結果が矢張り自分の手に歸つて來ると云
ふので、其關係が統一されて居つた。ところが株式會社の場合に於ては、此企業者の職分が二つに分れてしまつた。
それが爲に道德上の危機を生じいろ／＼經營上の失敗が起つて來た。

それで十七世紀の初めからして、いろ／＼の事業に就て、此株式會社が計畫されましたけれども、多數は失敗をし
た。かくして十七世紀は過ぎ、十八世紀の中頃から少し過ぎになつて、御承知の通りアダム・スミスが出て來た、さ
うして有名なる國富論を書いたのであります。其中にアダム・スミスは此株式會社の制度に對して大反對を試みた。
どう云ふことを言つて反對を試みたかと云ふと、株式會社の取締役と云ふものは、恰も金持の用人見たいなもので、
つまり金を無駄使ひをする。或は仕事に不注意であり、不勉強であると云ふやうなことは、之を當り前なことに心得
て居る。若し細かいことに注意するならば、それは主人の名譽を維持する所以でないと云ふ風に考へる。つまり大家
の用人見たいな心掛である。なぜとなれば彼等は自分の財産を管理するのではなくて、人の財産を管理するのであるか
らして、普通の個人商人又は組合の商人、合資會社、合名會社等のやり方と違ふに極つた話である。それだからして株

株式會社と云ふものは、到底商業のやり方として成功する筈はないと、斯う云ふ風に論じて、株式會社はアダム・スミスからして當時見限られてしまつて居つた。尤もスツカリ見限つた譯ではないので、事業に依つては株式會社が行はれ得ると考へられたのである。即ちアダム・スミスが當時の經驗に依つて成功し得ると云ふことを申した事業とはどう云ふ事業であるかと云ふと、第一は銀行、第二は保險、第三は運河、其の當時は鐵道はなかつたから運河……第四は水道……昨日も度々問題になりましたが水道であります。是等の仕事と云ふものは、變化の極少い仕事で、市場の變動如何に依つて自分の態度を始終臨機應變に變へて行かなければならぬと云ふ性質の仕事でない。其仕事は一定の事務手續にしてしまつて、所謂ビジネス・ルーティーンにしてしまつて、さうして恰も機械的、規則的に運動して行くことの出来るやうな質の仕事である。さう云ふことに就ては株式會社が行はれる。其外のことには株式會社は到底行はれない。殊に從來屢々經驗された所の其外國貿易の如き機敏を要する仕事に就ては、到底株式會社は行はれないものであると、斯う云ふことをアダム・スミスは論じて居る。

ところが十九世紀になりましたから、其アダム・スミスの豫言が外れてしまつたのです。幸にして外れてしまつたのです。十九世紀になりましたから、アダム・スミスが一番初めに掲げられた所の銀行、保險と云ふものは、非常な勢で益々發達して來た。運河は其後鐵道と變つてしまつた。さうして此鐵道と云ふものは、總て株式會社の方法に依つて經營されて居る。水道に加ふるに其後……アダム・スミスが死んでから後に、瓦斯、電氣、市街鐵道、いろ／＼似寄の仕事が起つて來た。此似寄の仕事が株式會社に於て營まれるやうになつて來た。それだからして非常に廣い範圍のものになり、アダム・スミスの擧げただけのものでなくなつて來たのである。然るに之れに加ふるに大工業が起つて來た。即ち蒸氣機械が發明され、其の他いろ／＼機械が發明さるゝに就いて、工業上の革命が起つて大資本を要するやうに成つた。之が爲には一個人又は組合の仕事では間に合はないからして株式會社が起つて來た。今日大きな

工業は大株式會社の制度を以て營んで居る。のみならずアダム・スミスの到底いけないと言つた所の商業にも株式會社の制度が多少行はれるやうになつて來た。例へば小賣店の大きなもの、是は株式會社でやるのが今日先づ當り前のやうになつて來た。デパートメント・ストアを株式會社でやるのが當り前のやうになつて來た。斯う云ふ風になつて來まして、世界の大事業の殆んど總てが株式會社の手に於て營まれるやうになつて來た。勿論中には鐵道や水道、瓦斯、電燈の如く株式會社の手から更に離れて、國家の事業になり、又は昨日の討論の問題であつた所の市の事業に移つたものもありますが、其大部分は株式會社の仕事となつて來る。それだからして亞米利加の如きに於ては、……

…是は一番株式會社の盛な國であります、總ての事業の五分の二は株式會社の手に於て營まれて居ると申される。是は勿論統計上からして計算することが出来ない話で、極くバツとした考であります、さう云ふことが一般に認められて來た。さう云ふ風に此株式會社の應用される範圍が擴がつて參りまして、今日は株式社會の此制度を甘く運用する國民と、此制度を甘く運用の出来ない國民と較べて見るならば、競争上非常な違ひになつて居る。此制度を甘く運用することの出来る國民は、商賣の進歩の上に於て勝つが、此制度を甘く運用することの出来ない國民は到底發達の望がないと、斯う云ふ風に言つても宜い場合になつて來た。併しながら此大發達は單に蒸氣の發明されたこと、運河、鐵道の發達、瓦斯や電氣の起つたと云ふことだけ、つまり技術上の發達だけに原因して居ると見ることが出来るかと云ふと、それは出来ないと思ふ。其譯は次に申します。

いつでも經濟上の發達は道德上の發達を半面に於て惹起すと同時に、道德上の發達は亦經濟上の發達の必要條件になる。昔の奴隸經濟の時代に於きましては、矢張り奴隸と主人との間に或る習慣的の道德的勢力が働かなければ、其制度を維持することが出来なかつた。封建時代に於ても領主と百姓との間に或る習慣的の倫理的精神が働かなければ、其制度を維持することが出来なかつた。自由契約の勞働に於ても矢張り其資本家と勞働者の間に或る新しい道德上の習

慣秩序が出来なければならぬのである。又職人道德が昔は必要であつた。職人は得意からして頼みを受けて、得意の爲に直接仕事をする所の者である。所謂顧客生産をしたので、從て直接其得意先きに對して盡すべき道德上の習慣を有つて居つた。其後市場生産が發達して來た。今度はどうなるかと云ふと、其生産者が自から直接知つて居る所の得意でなくて、世界中の誰かの手に這入る所の品物を拵へるやうになつて來た。それで今日の所謂商業道德が必要になつて來たのである。從來日本の商人、或は日本の生産者が商業道德に缺けて居ると云ふ問題が随分やかましいのであります。其商人なり或は生産者なりが外國の商人乃至生産者に比して一般に道德上の程度が低いのかと云ふと、それは必ずしもさうでない。忠君愛國に於いて日本人は世界第一と稱すべき人民である。けれども商賣の上に就ては少し問題が違ふ。彼等は自分の能く知つて居る得意先、乃至市場に對して德義を守ることを知つて居るだろうが、誰だか分らない所の人に對する品物の供給に就ても矢張り同じやうな親切を以つて、同じやうな誠實の心を以て之を盡すと云ふことが出来ない。此の意味に於て日本人の道德は發達して居らないといふことが出来るのである。それであるからして彼等の商業道德と云ふものは、世界的經濟組織に適合しない所の道德である。此新しい廣い經濟組織の起るに至りまして、彼等の倫理觀、彼等の道德觀と云ふものが變つて來なければならぬのである。農商務省あたりで喧しい問題、所謂粗製濫造の跡を絶つ爲には、いろいろの政策が講ぜられるのであるが、其政策は矢張り此新時代の新しい組織に應ずるやうな道德觀を要する。即ち人間を教育して新しい組織に應ずるやうな道德性を得しむると云ふことを目的としなければならぬのである。而して會社の場合に於ても是は同じことであると私は考へるのであります。

商法の法典を開いて見ますと云ふと、株式會社と云ふものは即ち會社の一種類である。即ち商法の第二編が會社法でありまして、その會社の中の第四章が株式會社となつて居る。併しながら同じく會社と申しましても他の種類の會社、即ち合名會社、合資會社と云ふものと、株式會社と非常に實質が違ふのである。成程法律上に於ては株主も、合

名會社、合資會社の社員も同じく事業の一部分の持主である、持分を有つて居る所の人でありませう。けれども實際に於て其人の働き、其人の人格を見るときは、非常な違ひがあると云ふことは一見して分る。合名會社、合資會社と云ふやうなものは、是は主人の一家なり、或は舊との主人と番頭と、或は能く知り合つた所の友人同士の間に於て結ばれるものであつて、彼等はお互に能く知り合つて居り、お互に信任し合つて居る。さうして一の事業を經營し、銘々皆此事業に對して直接經營の衝に當り、少くとも其事業に對して十分の趣味感興を有つて居るのであります。併しながら之に反して株式會社の場合に於ては、全く譯が違ふ。株式會社の場合には、一方に於ては其會社の發起人になり、後に重役になり、さうでなくても、株主中の有力者となつて事業の大方針を左右する所の一團の人が爰にあり、一方に於ては事業に全く縁の遠い所の大勢の人がある。唯々金を出すと云ふ人がある。株式會社の起源に溯つて考へて見ますと云ふと、つまりさう云ふ人は公債證書を持つと同じ心持で以て株式を持つて居る所の人である。彼等は事業に關係するのぢやない。事業に自分が嘴を容れようと云ふことは望みもしない、出來もしないのである。彼等は商賣に全く關係のない所の醫者であるとか、辯護士であるとか、役人であるとか、或は後家さんであるとか、或は子供であるとか云ふ者で、彼等は何も分らない、目論見書を持つて來た所が、定款を持つて來た所が、營業報告を持つて來た所が、何の面白味も感じない、理窟も分らない。斯う云ふ人達の金を會社の中心になる人が預つて、さうして事業を經營すると云ふのが株式會社のやり方である。即ち一方に於ては事業に接し、其事業の衝に當る人、一方に於ては事業が丸切分らない、唯々金を出す人、此兩方の者が相對して株式會社と云ふものを組織して居る。此株式會社の組織と云ふものは、社會の理想上非常に良いものであると言はなければならぬ。なぜかと言へば、此世の中に財産を持つて居る人が必ずしも仕事の出來る人ぢやない。仕事の出來る人が必ずしも財産を持つて居らない。それだからして無能なる資産家の金を有能なる人が預つて、さうして之を經營して行くのでありますからして、無能の人の爲

に好い放資の道を與へ、有能の人の爲に腕を伸ばすべき位置を與へると云ふことになる。併ながら缺點も矢張りそこに伴つて来る。何も知らない所の公衆を相手にして、相當の金を預つて仕事の經營に任ずる所の人に對して、あらゆる誘惑があるのである。悪いことをしようと思へばいくらでも出来るのである。赤子の手を捻ぢると云ふことがありますが、分らない人に對して自分が悪いことをしようと思へばいくらでも悪いことが出来る。さう云ふ位置に立つ人は非常に危険を踏んで居る。道德上の危険を踏んで居るのである。即ち彼等は強い道念を以て公衆に對する責任を盡さなければならぬ所の位置に立つて居る。自分の親類、或は自分の舊主人、或は自分の能く知る所の友人に對する個人的道德と全く違ふ所の道德、世の中の公衆に對する所の道德、斯う云ふものに基礎を有たなければならぬ。是なければ株式會社と云ふものは到底旨く行かない。株金を募つて勝手に使つてしまへば、株式會社の仕事が興らない。それであるからして株式會社の發達の歴史の前の方の半分と云ふものは、總て失敗の歴史である。株式組織に依つて起された所の事業で成功したものは殆んど無いと言つて宜いやうな有様であつたので、或は使ひ込が起り、或は仕事の監督が不十分である爲に、事業が成功しないと云ふやうな譯で、悉く失敗してしまつたので、アダム・スミスが前に申した所の本の同じ場所に於て引證して居ることがありますが、佛蘭西の人で大層株式會社のことに就て、能く研究をした人で、アツペー・モルレーと云ふ人があつた。其人の調査に據ると、當時歐洲に五十五の會社があつたが、其會社が悉く失敗して居る、斯う云ふことを引證して居ります。

そこで此失敗の原因はどう云ふことであつたかと云ふと、一方に於ては浪費及怠慢である。所謂大家の用人のやうな心持で以て、ヤタラに金の浪費をする。又怠ける、一步進んでは詐欺である、不親切である。つまり其事業の本統の事情に通じない所の澤山の資本家を相手にするのであるからして勝手なことをする——發起人、重役となる人が勝手なことをする。それが爲に潰れる。甚しきは一番初めからして人の金を欺取する爲に、つまり惡辣なる陰謀の爲

に會社を組織する者があるやうになつて來た。それで株式會社の歴史を纏ねて見ますと云ふと、初めの中は一つ起れば、一つ仆れる。澤山の會社が仆れた後に段々新しい會社が出來て來て、さうして段々其基礎が固まつて來たのである。あらゆる苦い經驗を嘗めて、さうして一般の資本家は株式會社の性質を段々了解して來た。減多に株式會社に關係するものぢやないと云ふことも知り出した。事業の經營に任ずる人も亦唯々其人の財産を預かる積りで、浪費、怠慢或は其他の不誠實を以てしては到底會社が成立たないと云ふことを十分に悟つた。非常に注意するやうになつた。そこで段々に株式會社の運用が進歩して來た。

日本の歴史に於て此株式會社の起源進歩はどう云ふ風になつて居るか云ふと、日本では士族がやつたのである。士族の商法と云ふものは、昔から損をし、失敗をするに極つたものであるやうに落語家の種子にまでされて居ります。が、其實此の株式會社は士族がやつたのであります。役人から轉じて商賣社會に這入つた所の澁澤榮一と云ふ人を先鋒として士族が株式會社の發起人になり、株式會社の重役になり、さうして一般社會の資本を預つて經營して來たのが日本の株式會社の歴史である。どう云ふ譯で士族と株式會社とそんなに縁があるかと云ふと、それはつまり前に申した所の徳義問題であると思ふ。從來の商人は商賣上の道にかけては勿論士族よりもえらい。併しながら人の金を預つて之を正直に、之を注意して取扱ふと云ふことは、是は今までの普通の商賣人は知らなかつた。士族はどうかと云ふと、是は較々似寄つたことを昔からやつて居つた。それは何かと云ふと、つまり役人としての經驗、株式會社の當局者と、政府の役人……其間に道義上似寄つた基礎があるのであります。公衆の金、或は少くとも社會の金を預つて、さうして之を正直に運用すると云ふ點に於ては同じ基礎を有つて居るのであります。それで大隈伯爵の編輯された所の開國五十年史の會社のことに關する部分は、今申した澁澤男爵が書いて居るのであるが、其中に斯う云ふことが出て居る。「其當時士族の才幹ある者は皆政府に這入つてしまつた。民間に人がなくなつてしまつて、所謂野に遺

賢なしと云ふ有様になりさうであつた。是ではいけない。文明の社會と云ふものは、さう云ふ風に官海ばかりに人が行つてしまつて、民間に人がないと云ふことでは困る。それはどうしたら良いか、株式會社を起すに如くはない。なぜ良いかと云ふと、株式會社を拵るならば、普通の商家に番頭となつて働くよりも何だか榮譽な地位のやうに考へられる。士族が這入つて來て仕事をするやうに成るだろう」と斯う云ふことが書いてあります。つまり多數の人の金を預つて働くと云ふことは、單に一個人の爲めに働くと云ふことよりも名譽なことである。自分の徳義上の働きを要する所の働きである。斯う云ふ風に考へたのでありませう。

併しながら日本に於ける株式會社の制度の運用は、今日に至つて十分に發達し盡したかと云ふと、なか／＼さう云ふ譯には行かないのである。現に一昨年以來數へ立てれば大日本製糖會社、大日本水産會社、日本醬油會社、是等のものに於て非常に大きな波瀾が起つた。尋で東洋汽船會社、寶田石油會社、炭鑛汽船會社と云ふやうな／＼有數の大會社に於て、是はもう少し小さい波瀾が起つたのである。之が爲に一般の景氣が押付けられた。一般の景氣が悪くなつたと云ふことは争はれない事實である。つまり人が株式事業を信用しないやうになつた。一般公衆が株式會社に對して金を投ずることに躊躇するやうになつた。特に外資輸入は著しき影響を受けたのである。日本の株式會社の内で有數なるものが斯う云ふ風に徳義上の缺陷を曝露した以上は株式會社全體の信用が妨げられるのみならず、更に實業界全體の進歩を妨げられるやうになつて來るのである。それで今日は此會社法の改正をしなければならぬと云ふので、法律家が段々いろ／＼な調べをした結果、來るべき議會には商法の改正案が出ると云ふことでありますが、法律家は今まで屢々會社のことに就て考へた。會社のことに就て法律家の書いた書物は非常に澤山ある。彼等は自分の考へたことを土臺としていろ／＼法律を拵へて見た。其法律の中に或は成功したものもあるし、或は失敗したものである。其失敗したものが隨分澤山ある。是は日本のみでなく、歐羅巴に於ても非常に失敗した立法例が多いのであ

ります。

歐羅巴に於ても、乃至亞米利加に於ても、此株式會社の運用、即ち株式會社を成功せしむべき所の道德上の基礎が十分に發達して居るかと言へば、それはまだ十分には發達して居らないのである。先年亞米利加の大恐慌が起る前に、ルーズヴェルトはトラスト征伐と云ふことをやつた。トラストと云ふのは大會社である。其大會社の重役のやり方が道德上良くないことをやつて居ると云ふので、トラスト征伐の演説を方々でやつた。のみならず實際に於てスタンダード・オイル會社の裏面を研究いたしましたして、其一分派たる一會社に對して二千九百萬弗の罰金をかけると云ふ大騒ぎをやつたのである。其事に關係して一般の人が大變恐れをもつやうになつた。あの會社がやられた以上は、他の會社も矢張り惡いことをして居るに違ひない。さうするとあゝ云ふ罰金をかけられて酷い目に遭ふに相違ないと云ふので、亞米利加へ放資を控へるやうになつた。歐羅巴の人も亞米利加へ資本を出すことを控へ出した。それが爲には鐵道事業が困つた。處がルーズヴェルトの申すには是は其事業當局者が惡いのである。亞米利加の鐵道は現在の資本價格より以上の値打がある。其値打あるものを人が信用しない。之に對し十分金を貸さないと抑々何と云ふ譯であるか。それは人を信用しないからである。それだからして其人を良くする爲に……此悪い空氣を一掃する爲にはあゝ云ふ處置を執るのも止むを得ないことであると斯う云ふことを申した。此處分に對しては隨分いろ／＼な反對もあつたけれども、極く公平なる人は、皆ルーズヴェルトの肩を持つた。それで其當時亞米利加に居つて英吉利に始終經濟上の通信をして居つた所のエコノミストの通信員は、此度の恐慌は是は經濟上の恐慌であるけれども、其前に道德上の恐慌がある。單に是は貨幣制度の問題でない。會社制度の問題でない。其下に一層深き根底に横はつて居る所の原因がある。それは即ち道德上の問題である。是は經濟上の恐慌であるのみならずして、道德上の恐慌であると云ふことを論じたのであります。

まだ申上げたいと思つたことが大分残つて居りますが、時が足りませぬから省略致します。要するに株式會社の問題は殆んど法律家に獨占されたやうな有様でありまして、法律家は種々の議論を爲し又は正不正の觀念に訴へて色々の法規をも造つて見たのであります。けれども法律家以外の學者で此問題に關して大に研究した人は甚だ少いかと思ます。併しながら株式會社制度の運用が旨く行かないといふ其理由は複雑なる經濟關係の變動並に之に伴ふ所の道德上の缺陷に基くものでありまして、簡明直截なる條理不條理の論だけでは解決が出来ないのであります。株式會社は企業者の職分を分割して資本の出捐と事業の經營とを別々の人格に歸せしめた爲めに、其事業經營者の徳義心に動搖を與ふることとなり、それがやがて色々の不正行爲を生み出し、社會上の大問題をも發生するに至つたのであるとすれば、此問題は決して法律家のみの問題ではない。經濟學者の問題であり、又倫理學者の問題であります。今や株式會社制度の運用の成效失敗を以て直ちに一國産業の興廢を卜すべき大企業全盛の時代に當つて、日本の實業界に大會社の破綻を生ずること頻々として相次ぐの有様を見たのは誠に寒心の至りでありますから、吾々は之を法律家に任して置かずして經濟及倫理の方面から研究しなければならぬと考へまして、今日は此問題を提出した次第で御座います。

五大喪期の反省

明治大帝の崩御は五千萬同胞の心裡に至大なる打撃を與へたり。大帝の世に在しゝとき、多少とも其御人格を聞きしものは、崩御の報を聞いて只管恐懼するのみならず、亦所謂考眊を喪ふが如き悲哀の情を禁する能はず。僅かに大帝の功業の偉大なるを回想し、聖徳の無窮なるを追慕し奉るのが、殆ど何事をも顧るの餘裕なかりしといふも決して事實に遠き形容の詞にはあらざるなり。然かも今や大葬儀を奉送し、五十日間の大喪第一期を經過し、平服の胸に附したる黑章の取除かるゝに至りて我國民は漸く平生の精神状態に歸り、悲痛の涙を拂て冷靜に自己の立場を反省すべく始めたり。我等は實に此光輝燦爛たる明治大帝の御治世の終末に當りて五十年間國運進歩の跡を顧み、更に如何にして大正の御世に立つべきかを考慮すべき機會に到達したるなり。知らず、我親愛なる一橋千五百の健兒は此靜寂なる諒闇の夜に座して如何なる反省を爲し、如何なる考慮をか回す。

恰かも善し、此時に當りて吾人は日本の現状に對する聰明なる外國人の批評を聞くを得たり。ロンドン・タイムス八月三十日の紙上に現はれたる東京通信員の通信、並に之に關聯せる社説の一文（其抜萃は九月十八日ジャパン・アドバタイザーに出て、其抄譯は翌十九日の時事新報に出てたり）は確かに一部人士の反省熟慮を促したるべしと信ず。吾人は今此に其全體を紹介するの煩を敢てせざるも其要點は次の如し。曰く日本は過去五十年間に於て幾多の表面的問題を解決して全く新しき日本に生れ變りしと雖も此物質的進歩の一方に於て國民の活力たる精神的道德的方面に於て古來の美風を失ひ、頽廢を招きしにあらざるか。勿論過去に於てかく迄に有爲なりし國民が今更急に下り坂に

向ふべしとは信ずる能はされども若し日本にして新時代の精神を捕捉すること能はずとせば其前途は暗澹たるものありといはざるべからず。明治の元老が遂行せし所の功業は雄大なりと雖も此新日本を精神的に指導することは彼等の爲したる事業よりも更に困難なる事業たらずんばあらず。而して此任務は恐らくは現代政治家の負擔に堪へざる所ならんかと。是即ちタイムスの所説なり。我公孫樹下の學友は之を聞いて如何なる印象を得るか。諸君は之を迂遠なる外人の杞憂として冷淡に看過せんとするか。又髻奴神州を誣ふとして怒號一喝せんとするか。將又他山の石として自己の反省に資せんとするか。

試みに吾人をしていはしめんか。タイムスの言は我が平生の所思と符合する所あり。明治四十五年が日本の全盛時代にして今後は漸く墮落の衰運に向ふべしといふが如きは固より吾人の信ぜざる所にして、國運の前途の頗る有望なることは毫も疑ふの餘地なしと雖も、所謂新時代の精神を指導する任務の至大至難なるに至ては、吾人は全くタイムスと所見を一にするなり。かくいはず世間一部の人士は或は吾人を以て徒らに外人に雷同して日本を罵るものと爲すべし。而かも此の如き論者の多ければこそ吾人は前段の論を爲すの止むなきを感ずるなり。抑々我朝野の先輩が明治維新以來國家の爲めに努力奮闘したる其目的は何れにありしか。彼等は何が爲めに國を開いて外國の文明を入れ、制度を改革し、刑律を改定し、軍備を擴張し、教育を振起せしか。吾人の所見を以てすれば其答は極めて簡單なり。曰く列國の凌侮を防ぎ、進んで國威を萬里の外に輝かさんこと即ち是なり。彼等は實に此大目標の爲めに舉國一致の態度を以て、忠君愛國の至誠を以て、孜孜として勉めて、一日も休むことなかりき。而して彼等の苦心經營は終に領事裁判の撤廢と對等條約の締結を以て報ゐられ、日英同盟を以て報ゐられ、日清日露兩戰役の大勝利を以て報ゐられ、更に世界の一等國たる榮譽を以て報ゐられしなり。即ち斯くの如くにして彼等は一先づ其大目標に到達することを得たりしなり。されば此顯著なる國民的成效を目前に見たる吾人の胸中深き所に自負自尊の念の湧然として生じ來れる

は頗る自然の成行なりといはざるを得ず。然れども翻て考ふれば我國民の最深く考慮反省すべきも亦實に此時機にあるにあらずや。凡そ國家の進歩は國民が其高き理想に向て突進する時にあり。若し國民にして其理想の目標を失はゞ何を以てか進歩するを得ん。今吾人は外國の凌侮を防がんとして其目的を達し、國威を顯揚せんとして其目的を達したりとせば、今後又何物かを以て更に大なる目標と爲さざるべからず。然るに是時に當りて早くも既往の成效に眩惑せられ、敢て一等國の名譽を振廻し徒らに地圖面の領土擴張を夢るものあらば是決して愛國の志士にあらずして正に國運發展の賊なりといはざるべからず。況や世人の所謂一等國と稱する所のは眞に表面的の事實に止りて國民生活の内面に漲れる思想の潮流と相關せざるに於てをや。曾て吾友某氏歐洲より歸朝して戦後日本の世論を観察したる後慄然として一等國は實に亡國の聲なることを感ぜりといへり。借問す、我一橋の學徒は此語を聞て果して何の感想をかなす。

吾人は試みに諸君に問はん。現在の日本國民は果して世界を救はんとするの大望を有し、而して之を遂行するの資質ありや。既に一國として外部の凌侮を防ぐの力あるものは進んで他國民を支配せざるべからず。他國民を支配して之を文明に導かんが爲めには其國民を愛せざるべからず。日本人の愛國心は既に世界の公論となりたり。而かも日本人に他人種を愛護するの雅懷ありやは尙ほ人の疑問とする所なり。臺灣に於て、朝鮮に於て、滿洲に於て、日本人が其土着人に對する態度は果して世界の一等國民たる品位を具へたりといふべきや。本國の利益のみを見て殖民地の利益を顧みざる所の國民は到底殖民國として成效すること能はざるべし。他民族統治の效果を知るに冷淡にして徒らに領土面積の擴張を喜ぶ所の國民は到底大帝國の建設者たる能はざるべし。一等國論者以て如何となす。

吾人は又重ねて問はん。現在の日本に眞の自治制ありや、眞の議院政治ありや、眞の大企業ありや。眞に大なる學者發明家ありや、眞に時代の人心を描きたる大文學ありや。人或は之ありと盲信せんも吾人は直ちに之を否定し得る

を如何せん。見よ人民は市役所を中央政府の一部と見つゝあり。議院は公々然として國是を決する場所と爲らず。企業は政府の保護干渉に依頼して存立し、學者思想家は尙ほ歐米思想の取次のみを爲す。若し我國より十九師團の陸軍と五十萬噸の海軍とを除かば一等國の質は何れにありといふを得ん。明治の改革が尙ほ多く表面的に止れるの事實はに至て明かなり。

然れどもタイムス及吾人の憂ふる所は日本が一等國たらざることに非ずして、日本が今まで進歩し來りたる其精神上の根據に動搖を生じたることなり。即ち明治の改革が着々として其效を奏せる間に早くも其外來文明の惡影響が國民の心理の上に現はれたることなり。由來日本の道德は獻身犠牲を以て其本義となし、子は親の爲め、妻は夫の爲め、從者は主人の爲めに死するを美しと觀じ、社會の秩序、人心の統一は之に依て全きを得たりしに、泰西の思想は然らずして、個人の人格に重きを置くものなり。故に泰西の制度文物の輸入は當然我國民從來の道念と衝突せざる能はず。從て獻身犠牲の精神の衰ふるは實に止むを得ざる所なり。果然我國民は自由獨立を説き、自主自尊を主張するに至れり。彼等は今や舊道德の羈絆を脱して自由の新空氣を呼吸せんとするなり。然れども人心の推移は一朝一夕にして成らず。不幸にして泰西の人格主義は未だ同胞一般の了解する所となるに至らず。彼等は個人主義と稱して淺薄なる利己主義に陥り、努力奮闘と稱して浮華俗惡なる拜金の成效論に捕はれ、自然主義と稱して懶惰放縱なる亂暴生活に墜ちんとす。甚だしきに至ては其適從する所に迷ふの餘り、此東西文明衝突の最中に當りて早くも「爛熟せる文明」に酔はんなどの方角違に走るものあり。是豈に國民思想界の危機にあらずして何ぞや。然かも之に對して我先輩の唱導しつゝある所のものは奇想天外より來る神社崇拜にあらずんば即ち消極的の二宮宗なり。政府の力を以て信仰の統一を謀らんとする三教會同にあらずんば即ち近代劇脚本の不自然なる改刪なり。少くとも現今に至るまでの状態を見ては、如何に顛負しても其目的を充分に達したりといふ能はざるにあらずや。

日本國民は外來文明の惡影響に依て墮落するものにあらず。吾人は吾人の祖先が曾て印度の佛教思想を同化し、又支那の儒教思想を同化したる如くに西洋の新思想を同化して多々益々優秀なる文明に赴くの資料と爲すべし。然れども今吾人の目前に逼れる問題は實に重大なり。外國人より見れば我新日本が大正の改元を時代の分割點として下り坂に向ふべきや否やを決すべしとも見ゆる程の一大問題なり。此問題を解決するは勿論天保式舊思想の能くする所にあらず。然れども又西洋直譯のハイカラ思想なるべからず。古きものを陶冶して新鮮なる生命を發見せざるべからざるなり。又此問題の解決は机上の空論の能くする所にあらず。沈思熟慮と果斷實行と相俟て始めて成るべし。是に於てか吾人は我親愛なる一橋の健兒と共に深く自ら警め、又進んで世間の覺醒を促さんと欲す。蓋し明治大帝の崇高偉大なる御偉業を大成するは吾人大正國民の貴き責任なることを信ずればなり。

六 我が生絲市場に對する希望

近來政府の經濟調査會を初め種々なる經濟上の調査が行はれて居るが、これ實に日本將來の爲めに非常に喜ぶ可き事である、然かし欲を言へばこの種々なる名目の調査會が、唯單に其時々に起つた事件の經過を調査するに止らずして、更に進んで我が經濟組織の根底にまで立ち入つて一層深刻なる調査をして欲しいと思ふ。

獨逸は現に此の經濟組織の優秀なる事に依りて、軍需品の上にも、食料品の上にも將た又兵員の上にも、事實上現實の數量關係以上の活動をなしつつある。吾人は夫の近來漸く流行し來らんとしつつある獨逸崇拜論者の説に與みずる者に非ざるも、此の經濟組織と言ふ事に就いては大に考慮を費さねばならぬと思ふ。この大戦争の後には歐洲各國に於て國民的組織と云ふ問題は種々なる方面より研究せらるべく、而して其結果着々實行せらる可き事は、今日に於て明かに豫想の出來る事である以上、我日本も拱手傍觀徒らに他の爲す處を默視して居る時ではない、否進んで我日本も今日より經濟上の組織と云ふ問題を研究して置く必要があるのである。

之を實際に就いて見ると種々雑多なる問題が眼前に横はつて居るのである。例へば夫の政府の催しに係る經濟調査會に提出せられたる問題の中には、如何にして戦時に勃興せる諸種の事業を、戦後に迄持續せしむ可きやと言ふ意味の提案がある様に思ふが、吾人の見る處を以てすれば此の如きは研究の順序を誤つたもので、戦時に勃興せる諸種の

事業を、彼此善惡の區別なく、又研究もなく、悉皆戦後に迄も持續せしむるの可否を決定するのが第一の問題たる可き筈である。即ち戦時に勃興せる諸種の事業を如何にして戦後に迄持續せしむ可きやの前に、如何なる性質の事業を戦後に迄持續せしむ可きやが先決問題の様に思ふ。

併し孰れにしても此戦時に勃興し來りし諸種の事業を處分するに就いては、大なる經濟組織の力が必要となつて來ることは言ふ迄も無い。乃で茲に頃者濠洲貿易に従事して居る人から傳聞して考へ付いた問題がある。是れは夫の今日流行の保護稅論の如き國民全體の負擔を増すこと無しに、非常な國益を擧ぐる事の可能なる方策で、自分では頗る妙案と信じて居るが、併し晝齋で考へて出來た妙案なるが故に、其實行の成否に就いては更に調査を要し、實際家の判斷を要するのである。

二

濠洲の羊毛輸入に従事しつゝある商人の談話に據れば、濠洲は羊毛を輸出する上に於て世界有數の羊毛國である。少くも南阿弗利加並に南亞米利加と共に世界の三大羊毛輸出國である。

而して其の世界有數の羊毛輸出國たる濠洲の羊毛輸出商の態度は、世界の羊毛市場を左右するだけの大勢力がある様である。のみならず濠洲に於ける羊毛商人は巧みに其地位を利用して居る。即ち濠洲羊毛の大部分は先づシドニーに集りシドニーには之が仲買人ありて、此の仲買人が内地の羊毛生産者より羊毛の荷を送り着けられ、而してシドニーに於て競賣をすと言ふ事になつて居る、此場合有力なる仲買人の組合を造り其の力を以て巧みに羊毛の相場を操つて居る様である。

其組合の力は從來とても普く内外の視聽を惹いて居たのであるが、更に今回の戦争に際して著しく判明して來た。

元來一口に羊毛と稱するも中には諸種の種類あることは言ふ迄も無く、或種類のものは大した手数を加へずして直接毛織物の材料に使用し得るものがあり、他の種類の羊毛は諸種の塵芥や草の實が澤山附着して之を除去せざれば毛織物の材料とならぬものがある。戦争前には此の優良の羊毛は多く英米兩國へ輸出せられ、後者即ち劣等の羊毛は主として獨逸、白耳義、奧大利の國々へ輸出せられて居たのである。處が一昨年戦争の開始せらるゝや肝心の輸出先たる獨、白、奥の諸國は戦亂の巷となつたのであるから、是れが爲め事實上歐洲大陸に對する濠洲産羊毛の輸出杜絶したるを以て先づ第一に前記下等品の大暴落を見、續いて上等品の價格も暴落を來した。

勿論戦争の始めには獨り濠洲のみならず一般世界の經濟界は悲觀せられ凡百の原料品孰れとして多少の下落を見ざりしもの無かりしも、就中濠洲輸出品の大宗たる羊毛の打撃は甚しかつたのである。乃で前に言つたシドニーに於ける羊毛仲買を業としつゝある商人の組合は、組合の團結力を利用して應急の手段として直ちに下等羊毛の輸出を止めました、而して僅かに優良品のみ市場に上せる事にしたのである。すると相場は次第に回復し、引續き軍需品の材料として羊毛を消費すること夥しくなつて來たのであるから、彼是相俟つて、羊毛の相場を益々釣上ることが出来る様になつた。

濠洲シドニー市に於ける羊毛仲買人がこれだけの事を成し遂げると言ふ事は、表面から見れば大した事の様でもないが其實際を察すると其裏面には非常な努力が潜んで居る。即ち彼等は互に相團結して規約を嚴守したと言ふ事が異常の努力たるのみならず、抑も羊毛の生産者は眞の賣手にして、仲買人は單に手数料を取つて賣却するに過ぎぬのであるから、前述の如き手段に出づる場合には、先づ第一に羊毛の生産者たる多數の牧羊業者から制御してかゝらねばならぬ。それには餘程の資金を必要とするは火を賭るより明かである。而して生産物の大部分を賣却せずして仕舞つて置く爲めには、多數の生産者即ち牧羊者に對して資金の融通を附けてやらねばならぬ。其金高だけでも非常な金額

に上るのである。平生餘り需要の無い巨額の資金を、開戦後の世界的金融逼迫の場合に工面して、如上の政策を實行したと言ふ事は餘程偉い事で我が商人などの到底想像だも及ばぬ事を實行したと言つても善い。

左れば戦時に於て此の如き活動を敢てする組合は、平時に於ては尙更大々の活動をしつゝある事も想像に難からぬ所であ濠洲輸出品の大宗たる羊毛の市價は、一に此の組合の手に依りて維持せられて居るものと見て差支は無い。

三

翻つて我日本の現状を見るに、先づ日本に於て濠洲の羊毛と對比す可き大生産品たり又輸出品たるものは言ふ迄も無く生絲であるが、此の生絲の市價を維持して、全國の蠶絲業者或は製絲業者の利益を保護増進せしむる様な組織竝に組合が出来て居るかと言ふに、残念ながら吾人は未だ此の如きものゝ内地に於て組織せられつゝあるを聞かぬ。勿論横濱には賣込み問屋なるものはあるが、此の賣込問屋なるものは内地の生産者より生絲の荷を受取りて手数料を取り、之を外國へ輸出する點に於て、又自分が生絲問屋であり乍ら、内地の生産者に對して流通資金を融通する一種の金貸であると言ふ點に於て、其の形體は大體シドニー市に於ける羊毛の仲買人と性質を同ふするものゝ如くなるも、彼等の間には前に言つた様に何等の統一も團結も無い。元來日本の生絲なるものは世界的の大商品にして、日本の生絲商人の態度如何によりては、随分世界に於ける生絲貿易の大勢に影響を與ふる事の可能なる地位にあるのであるが、まだ前記の如き何等の經濟組織の計畫ある事を聞かぬは甚だ遺憾と言はねばならぬ。

四

勿論時々或一部の論者に依りて、日本に於て生絲トラストを作る可しと言ふが如き説を耳にする事無きに非ざる

も、如何なる方法を以て其仕組を立てるかと言ふ點に至りては、吾人不幸にして未だ之を耳にしたことは無い。故に此の問題が未だ實際家の間に於て當面の問題とならぬのは蓋し止むを得ぬのであるが、日本の生絲は濠洲の羊毛と同様、一昨年の歐洲戰爭開始と同時に一時大暴落を來した。其時に我の取つた手段は、世人周知の賛否相半ばした所謂蠶絲救濟であつた。而して其結果産れ出でたる帝國蠶絲會社の採りし救濟手段に對しては、或は餘り効果が無かつたとか、或は單に問屋の救濟に過ぎなかつたとか、其他種々の風評が伴ひ、或一部の人々からは大分非難の矢を放たれた様であつたが、併し冷靜に其成敗の跡を考ふれば、種々の批評は免れぬ迄も兎も角も此の方法に據つて、多少生絲の市價を釣上げた、換言すれば之が爲め生絲市場に多少の好影響を及ぼしたことは否認す可からざる事と思ふ。

然れども夫の蠶絲救濟、即ち帝國蠶絲會社を起して、生絲の市價暴落を防ぐと言ふが如きは、言はゞ戰時に於て採る可き非常手段で、之を平時に實行する事の可能なりや否やは充分の研究を要するのである。けれ共退いて考ふれば手段は違つても既に日本人の手に依りて、世界に於ける生絲相場の変動を敢てせしむる事が出来たとしたならば、敢て戰時のみに止らず、之を平時に試むるも可なりと思ふ。必ずしも政府の保護にのみ依頼せずとも、之が實行は一同業者の經濟組織に依つて出来る事は、現に前に述べた濠洲に於ける羊毛仲買人の組合の例に依りて明かである。

五

今回の戰爭は種々なる教訓を吾人の前に齎して來たが、以上述べたる如き事實も、其教訓中の最も重要な教訓の一であらうと思ふ。即ち若し横濱の生絲問屋が眞に團結して活動する事が出来、又日本の銀行家が眞に其窮狀に同情して之に對して或種の後援を與ふることが出来ると假定したならば嘗つて唱道せられたる生絲トラスト論は必ずしも空想論として葬られず、幾何にても其實績を擧ぐる事が出来たことと思ふ。

吾人は勿論自ら實際の事情に通じたりと稱する者でない。随つて夫の營業者間の情實如何と言ふ事にも通じて居らぬ、されば吾人の議論は或は實際家より見て、一種の空論であるとの譏を受けるかも知れぬ。否此の如き譏は吾人の甘受する所である、何となれば吾人は事實に於て當事者間の事情に通ぜざると同時に、夫の所謂情實と稱するものにも囚はるゝ事は無いからである。

其結果、却つて大局を見る上に就いて、或は世に實際家と稱する人々の注意せぬ處に思ひ到つて居るやも知れぬからである。然かし兎も右に述べたる如く濠洲に於ける羊毛が、此の如き立派な實例を示し而して日本の生絲業者が現在の位置に居ると言ふことが事實である以上、少くも彼我の事情を比較して其の實況を調査し、大局に處して萬違算無き注意の必要なるは言ふまでも無きことである。

七 家内工業管見

一

工業經營法の發達に(一)家内仕事(二)手工業(三)家内工業(四)工場工業の四階段あることはシュモラー、ビューヘル兩氏を初めとして西洋學者の一般に認むる所(ビューヘルは尙ほ(一)と(二)との間に賃仕事 *Johnwerk* の一階段を置くも是は重要ならず)にして此學説は我國にても福田博士『勞働經濟論』關博士『工業政策』戸田博士『工業經濟』等の著書に紹介せられたれば更に蛇足を加ふるの必要なきに似たれども家内工業の本質は甚だ散漫にして他の三種の經營法に比して一層了解し難きものあり、特に日本に於ては此種の經營法の行はるゝ範圍極めて廣く今日の國民經濟上工場工業にも劣らざる重要な位置を占めつゝあり且又日本の事情は歐洲と多少趣を異にするを以て此に聊か管見を述べて日本最大の工業地たる大阪の同學諸君に問はんとするものなり。

先づ説明の順序として右の四階段の特質を簡單に述べれば、(一)家内仕事は煮爇掃除等と同じく家庭の仕事としての仕事をいふものにて即ち自足經濟の目的に出づるなり。(二)手工業は獨逸語の *Handwerk* の字義を其儘に譯出したるものにて我國の足利時代より傳はれる職人の經營法なり。即ち親方が二三の見習徒弟と共に家族的に勞働する仕組なり。之を手工業といへば機械を用ひずして専ら手先にて爲す工業の意味に取違へらるゝ恐あるに依り、寧ろ之れを職人工業といふを可とす。(四)工場工業は多數の勞働者を一所に集めて工業を營み工場主は専ら生産販賣の指

揮經營の任に當るものなり。而して(三)家内工業は恰かも職人工業と工場工業との中間に位し兩者の性質を半分づゝ具へたるものといふを得べし。家内工業は労働者を一所に集中せずして各其自宅にて労働せしむる點より見れば外形上職人工業に似たれども、此等の自宅労働者の上に立て指揮監督の任に當り經濟上一切の責任を負擔する所の企業者ある點より見れば寧ろ工場工業に類せり。家内工業といふ語も Hausindustrie より直譯されたるものにて、文字通りに解すれば工場に行かずして労働者の自宅にて工作するものは家内仕事も職人工業も家内工業といふべきものなれども、是は原語及譯語の共に不適切なるより來たる誤解にして所謂家内工業の本義にあらず。家内工業の例は古風の指物師の如く單獨に直接消費者の注文を受けて自宅にて製造に従事するものにあらずして、京都西陣の伏機又は紀州綿ネルの賃機の如き自宅労働者の幾十人又は幾百人を一人の企業者が指揮統一して働かしむる仕組なり。單獨の職人は彼自身労働者にして且營業主なれども家内工業の自宅労働者は他の營業主の爲めに其命令の下に働くなり。家内工業の中心は勿論其指揮監督を爲す所の企業者であり。而して此企業者は自ら工作を爲さず又工場を所有せざる半商工の人物なるを以て關博士の如きは家内工業といふ語の代りに問屋工業の名を用ひんとす。是頗る適切なるが如くなれども問屋といふ語には委託買賣業の意味ありて家内工業の企業者は毫も他より委託を受くるの關係なきが故に、此點より誤解を招き易きの嫌あるべし。兎に角名は何れにしても本躰を了解し得れば可なり。

以上の説明に依り家内工業の本質は一應明瞭になりたるが如くなれどもさて實際に就きて觀察すれば性質の曖昧なるもの甚だ多し。而して其曖昧なることは家内工業の營業主と自宅労働者との間に存する主從關係厚薄濃淡の度合の様々なるより來たるものとす。今例を大阪附近に取りて和歌山の綿ネル製造を見んか。其所謂製造商なるものは多少の資本を有して賃機屋に機臺を貸與し原料絲を供給して製織を爲さしめ之に對して一反回程と定めたる賃銀を支拂ふものにて、原料絲の漂白、染色並に製品の起毛、仕上等も製造商の手にて夫々専門の職人に注文して爲さしめ、特に

綿ネルの生命たる色合柄組の考案は彼の最も重要視して人に秘する所のものたり。故に製造商の内には資本家といふ程の資本を所有せざるもの少からずとも兎に角市場の形勢を見て生産の方針を定め且生産の指揮監督に任ずる立派なる企業者なり。之に對して賃機屋は純然たる賃銀労働者なり。此種の家内工業が工場工業と異なる所は唯工場の有無にのみ限られ其他の點に就ては全く同一なり。

次に一轉して京都西陣の家内工業を見よ。所謂仲買と織屋との間には紀州ネル製造に見る如き單純なる雇傭關係なくして伏機と稱する一種の約束あるのみ。蓋し織屋は機織職の親方にして自ら織機臺を所有し少數の使用人を使役し、自己の計算にて原料絲を買入れ練屋、染屋、紙型屋等に注文して製織の下拵へを爲さしめ而して後自ら織上げたる製品を仲買へ賣渡すものなれば一見單獨の職人にして仲買も亦單純なる商人の如くなれどもさて其裏面に入りて見れば機屋は仲買に對して一手販賣の權限を委ぬると同時に其製織したるものは必ず仲買の手に買取らるゝの保證を受け居るなり。普通の工業家と商人との關係ならば景氣好き時は買ひ景氣悪しき時は買はぬ筈なるに右の場合に仲買は景氣の如何を問はず織屋の製品を買取るの特約を爲すが故に織屋は毫も市價變動の危險を負はずして恰かも一定の織賃を給せらるゝと同様に安心して營業し得ることゝなり又其代りに仲買は織屋の營業方針を左右するの權力を得て實際上雇主に類する地位を占め居るなり。即ち仲買は表面は自己の職工を有せざれども名將が伏兵を置く如くに伏機を置き得るなり。尤も伏機の約束は一切の製品を伏するものと或部分を伏するものとあり、又時期を限るものと然らざるものとのある由なれば織屋の仲買に對する從屬關係も約束次第にて大なる差違あることゝ考へられる。即ち繼續的に一軒の仲買に專屬するものは雇人の性質に近づき又之に反して一時一部の伏機を爲して多くの仲買と取引するものは單純なる職人又は工場主の性質に近づくべし。されど何れにしても之を前述綿ネル業の場合に比すれば頗る趣を異にせり。一方は勞働に對して賃銀を得、他の一方は製品に對して代金を得るなり。是故に學者は一を手問賃法 Lohnsystem

とし他を購買法 Kaufsystem として家内工業の種類を二に分ち之に依つて労働者の地位の獨立又は生計の難易を測定せんと試むることあれども實際は尙ほ他に考慮すべきことある故にかく簡單に判斷を下すべからず。(後節を見よ)

尙ほ此に一言を要するは家内工業の企業者と労働者との間に更に中間の人物ありて下受を爲す場合あることなり。

前述の紀州綿ネル業にありても製造商の大なるものは生産高多く、従つて賃機屋の數も多く且廣く和歌山市外の町村に分散せるを以て到底一人にて總ての労働者を監督する事の能はざるに依り代理人を派遣して各町村を巡廻せしめ一部の製造を請負はしむるなり。又此方法は地方の事情に依りて二重三重にも用ひらるゝことありて現に兩毛機業地にありては中心の企業者たる買繼商の下に元機屋といふ下受人あり、更に其下に下機屋と言ふ再下受人ありて結局賃機屋に達する例あり。此の如き場合には無資力無教育なる仲介人が労働者を壓迫するの弊害少からずと稱せらる。然るに此下受人の内には單に製造の取次を爲すに止まるものと、自ら小工場を所有して十人二十人の職工を雇入れて製造を引受くるものとあり。後者の場合には其工場に働く所の職工は自宅労働者にあらざる故に之を家内工業と名付くるは不穩當にして寧ろ之を小工場の統一經營と呼ぶの適切なるが如く思はるゝも、其工場主が實際買繼商より資金の融通を受け且其指揮監督の下に立つ場合には矢張り之を自宅労働の稍擴張されたるものと見て家内工業の部類に加ふるの外なかるべし。

二

現今我國の家内工業に關する統計は極めて不備なるが故に幾何の労働者を使用し何程の生産を爲しつゝあるかを數字的に表はす能はざれども範圍の廣汎なることは驚くべきものあり。先づ第一に吾人の衣服の材料たる絹綿麻の織物は大部分家内工業の産物として東北、關東、尾濃、京阪其他の機業地より出で來たり、唯裏地物、下着物のみが工場

の製造品なり。又疊表、日本紙、銅鐵器、陶磁器、漆器、燐寸の如き重要商品より筆墨、玩具の末に至るまで凡そ舊來日本人の使ひ慣れたるものは今尙大抵此經營法の下に生産されつゝあり。輸出品としても綿絲、綿製品こそは全部工場の産物なれども生絲の一部は座繰絲なり。羽二重製造は近時著しく工場制に移りたるも尙舊時の法に依るものあるべし。其他燐寸、麥稈眞田、手巾竝に種々様々なる日本特有の産物は悉く家内工業より來るなり。日本は明治の初に西洋風の工場制を輸入して各種の事業に應用したりと言ふも實際工場制の行はるゝは西洋傳來の工業に限られ、純日本の工業組織を一變せしめたる例は甚だ少し。従て吾人は工場法が實施せられ又如何に完全になりても其影響を少しも受けざる幾十萬の勞働者あることを知らざるべからず。又工場統計の進歩のみを見て日本工業の全體を測ること能はざるを知らざるべからず。

此の如く範圍の廣大なる且製品の精粗様々なる家内工業が如何にして發達し又如何なる人々に依つて營まるゝやといふ問題は余の次に答へんとする所なり。日本に行はるゝ家内工業の總てを分類して洩らすことなからしむるは殆ど不可能と思へども其最も著しき模型を求むれば左の三種を擧ぐるを得べし。

(一) 農家の副業として自宅勞働を統一するもの。

徳川時代の初期には職人工業ありて家内工業なく各種職人は都會に集りて其地方の士民の需要を充たすに過ぎざりしが、元祿享保以後地方と地方との交通發達して農民も亦各地方の地味氣候に適したる工作品を出し、又此等の物品を買集めて所謂國産として遠隔地方に販賣する所の商人が發生し、次で此等の商人にして農民の製品を買取るに満足せずして其生産を監督するもの起りて田舎の家内工業の濫觴を爲せり。製紙、製茶、藍、蠟紙の製造の如きは皆此部類に屬し就中機業は其販路の廣大なるだけに最も重要な工業となりたり。此場合には生産者たる農民と商人との接觸の爲めに市を開くこと多く、特に關東、東北地方にありては重なる町々に毎月六回の市日を定めて織物の取引を爲

し、商人は順次に町より町を巡りて商品の仕入を爲す習慣ありて今日に至るまで繼續せり。かくして商人と農民とが單に相會して農民は其日々に相手を見出して製品を賣る間は是れ單純なる賣買なれども、或特定の生産者が特定の商人に專屬して其指揮を受くるに至れば此に購買法の家内工業發生したりと見るべく、購買法が手間賃法に移るは是亦自然の成行なるべし。

元來農業は季節的労働を要し五、六、七の三ヶ月こそ所謂農繁の時期なれども、其他は殆んど一定の仕事なくして農民の勞力の空費せらるゝもの少からず。特に現今我國人口の六割は農民にして其農民の七割は田畑一町歩以下を耕作する所の極小農なるを思へば副業の發生は當然の事なるを知るべし。而して此副業の産物の販路を發見し生産の統一を爲さんが爲めには販賣組合を組織するか又は家内工業の力を用ふるか二者其一に出ずるの外あるべからず。故に農家の副業を基礎とする所の家内工業は今後も尙ほ續々發生すべきこと疑はざるなり。現に明治年間に發達したるものにして麥稈及經木眞田並に花莖の如き重要工業あり。其他比較的重要なならざるものは枚擧に違あらず。

(二) 職人が問屋の指揮の下に立つ場合。

販路の擴張せらるゝに従つて組織は複雑となり單純なる職人は市況の前途を豫測すること能はざるに至れば自然資力の豊かなる商人に專屬して其指揮を仰ぐことゝなる。是前述の京都西陣の織物業に於て見たる所なり。其他大都會の指物師の家具商に對する關係又は尾濃の陶磁器、各地の銅鐵器、漆器の如き皆是なり。此等の場合には職人の側に多少の資本あり且多年の修業を要する所の技術あるに依りて多くは購買法の行はるゝを見る。併し購買法なるが故に手間賃法よりも労働者の地位が獨立せりと斷ずるは非なり。農家の副業の如きは手間賃法に依るとしても、其副業なるが故に問屋に隸屬すること淺くして其地位は購買法に依る所の專業職人以上に自由なること多し。又職人が獨立の營業主たることは必ずしも理想とするに足らず。元來昔風の職人工業の衰微して家内工業又は工場工業の起れるは前

者の生産能率の後に及ばざる爲めなれば、此の如き時勢に抗して獨立の地位を守らんとするは却つて自滅の途に就くものゝみ。寧ろ才幹ある商人に專屬して利潤の分前を得るに如かざるなり。世に小工業の保護を主張する論者少からざるも當さに廢滅すべきものを強いて維持して餘喘を保たしめんよりは寧ろ之を廢滅せしめて大工業に併合せしむるを可とす。

(三) 新式の所謂内職を基礎とする家内工業。

農家の副業の如く自己生産の一部を賣出すに始まるに非ずして、商人の側より貧民の餘暇を利用する目的を以て新たに手工を教へて家内工業の基礎を作るものなり。近世の大都會には貧民多く集り而かも彼等は自己生産の範圍狭きが故に其餘力を用ひて多少の収入を得べき機會を發見せざるべからず。依て或者は大工場の職工となり、又は日傭労働者となるも諸種の事情の爲めに戸外の労働を爲し能はざるものは所謂内職に就くの外なし。特に婦女子に於て然り。我國に燐寸、手巾、莫大小、玩具等は此種努力を用ひたる家内工業の産物なり。歐米の大都會にては出來合服の裁縫が此方法に依つて盛に行はれ、英國の如き殆ど總ての工業が工場にて行はるゝ所にては此種の家内工業は各大都會の貧民窟に之を見るを得。特に下受人の冷酷と貧民の無智の爲めに悲惨なる状態を惹起し Sweating System として識者の攻撃を買ひたり。蓋し英國の如き職工組合の隆盛なる國にても家内工業の職工のみは其居所の分散せるが爲めに氣脈を通じて組合を作ること能はず、工場法も亦之を如何ともする能はざるなり。

三

以上の如く我國には都鄙に互り頗る多數の人民が家内工業の下に労働しつゝあるが歐米の先進國にては然らず。英米にては前述したる大都會貧民の内職以外には殆ど之を見ず。進歩の最も遅れたる埃何國、露國に於ては尙盛に行は

るゝも佛、獨兩國にては漸次に衰微しつゝあり。獨逸にては家内工業に關する統計を完備せしめて居るが一八八二年、一八九五年、一九〇七年の數字を比較すれば舊時より傳來の家内工業は衰微して新式の内職が發達しつゝあり、絹、毛、麻の織物業の如きは、盛なる家内工業なりしも今は急減して工場制に移り、之に反して出來台服裁縫が起りつゝあり。併し全體としては矢張り減少の大勢を示せり（詳細は *Sombart, Verlagsystem, im Handw. d. Staatsw.* にあり）。依つて我國の現狀を察するに近き將來に於ては全體として却つて増加するやも知れざれども、舊來のものの一部は既に減退しつゝあり。而して此形勢を判斷するには先づ現今の家内工業が何故に工場工業に拮抗しつゝあるかを見ざるべからず。

工業經營者の立場より見て家内工業が工場制に優る點及之に劣る點は何れにありや。第一に機械の使用に便ならざることとは家内工業の最も見易き缺點なり。従つて機械の發明又は輸入の爲めに工場制に移る場合は頗る多かるべし。我國の綿絲紡績及製絲業が最も早く工場に集中せられたるは全く之が爲なり。次に細密なる分業組織を行ふの困難なることも亦一缺點なり。歐洲に於て靴及出來台服の製造の一部が工場制に移るは必ずしも機械の進歩の爲めにあらざして機械は依然たるミシンを用ふるも其作業を幾多の簡單なる部分に分割して別々の職工に宛つるの必要あるに依りてなり。我國にて足袋の製造を工場制にしたるものゝ如きも亦其一例にして我工業家の最も注目を要する所なりと信ず。尙又分散せる勞働者の監督の困難なるは缺點の著しきものとす。此監督の不充分なる結果として品質の不統一を來たし製造の時期を不正確にし原料を窃取せらるゝの弊を生ず。販路廣大にして個々の取引の分量多く見本賣買又は標準賣買を行ふべき商品にありては品質の不統一は最も恐るべき缺點といはざるべからず。福井の輸出羽二重は曾て悉く賃機の法を用ひ居りしが品質の不統一と盜絲の弊大なるとの理由に依り工場制に改めたり。今は水力電氣を動力とする機械工場多くなれども初は機械を用ひず、又分業法に於ても別に進みたる所なき單純なる手機工場たりしを見

れば此最後の一點の重要なるを想見るに足らん。然れども家内工業には又其獨特の長所あり。即ち工場の建築費及維持費を要せざるは其一なり。家庭の外に出ずる能はざる婦女子等の勞働を低廉に買得ることは其二なり。固定資本を有せざるが故に品物の賣行の良否に順應して容易に其生産高を伸縮し得ることは其三なり。故に企業の資本及信用の豊かならざる處、工場に集中し得ざる勞働の餘力の存する處、製品の販路の不確定なる處にありては家内工業は能く其存在を維持するのみならず益々發達し得るなり。我國の如きは此三の條件中前の二に於て頗る家内工業の發生に適するの事情を備へたり。併し資本の不足は資本家が事業の有利確實なるを認むると共に補はるべし。農家の子女も出稼の習慣なきにあらず。若し工場の長所を利用するの必要明かなるに至れば資本も勞働も此に集ること難きにあらず。製絲紡績を初めとして卷煙草、輸出羽二重、綿ネル等の製造が工場に化したるを思ふべし。唯現今家内工業の主要部たる内地織物が近く工場に改めらるべきは大なる疑問なり。何となれば工場の長所にして家内工業の短所たる點は機械の使用といひ、分業といひ、勞働の規律といひ、何れも製品の統一を要する場合に於てのみ其效果を示すべきものなり。然るに現今我國の風俗として衣服の地合、柄組は毫も統一を要せずして却て統一を厭ふの風あり。捺染法が夙に綿ネルに應用されて成功しながら普通の縞木綿、緋木綿に行はれざるは實に之が爲めなり。されば同じ織物にても輸出向の販路統一せる品物には工場制の發達顯著なるも内地向に至りては容易に同様の變化を爲すことなかるべし。

八 群馬縣生絲販賣組合の研究

小引

群馬縣に於て特殊の發展を遂げたる生絲販賣組合即ち通俗に所謂上毛三社（碓氷社、甘樂社、下仁田社といふ）なるものは我國の産業組合中其起源最も古く其成績最も顯著なるものの一なり。

特に組合の設立は遠く明治十一年の昔にありて政府が産業組合法を發布したる明治三十三年に先だつこと實に二十年なれば此組合は歐洲の制度を模倣して成りたるものにあらずして實に日本固有の起源を有するものなり。又現今右の三社は各産業組合法の下に組合聯合會をなせるが、其聯合に加盟せる所屬組合數は各百數十個の多きに達し群馬縣下は勿論隣接諸縣の町村に散在して組合員たる養蠶生絲家の數は數萬戸に達すといふ。蓋し農民の販賣組合にして此の如き大組織をなせるものは歐洲にても其例に乏しき所なり。故に三社の研究は夫自身として頗る重要なりといふべし。然れども緒方君の研究は唯漠然と三社の事業を調査したるにあらずして産業組合制度の本質に就きて吾人の抱ける見解が實際に適中するや否やを明かにするの目的を以て調査の歩を進めたるものなり。蓋し余の見解に依れば産業組合には二種の區別あり。我國産業組合法に所謂「産業」の目的（即ち營利）を達するもの及「經濟」の目的（即ち家計）を達するもの是なり。家計の目的を達するものとは即ち消費組合にして營利の目的を達するものとは即ち消費組合以外の購買組合販賣組合生産組合並に信用組合なり。而して消費組合は家計の補助機關なるが故に組合員が衣食住の日用品を要求する限り永久に組合として發達すべき運命を有するも其他各種の組合に至りては即ち然らず。組

合員の營利の方法が變化するときは組合は組合として任務を終りて解散するか又は其組合としての本質を變更するの必要なる場合に逢着せざるを得ず。例へば小工業者が相集りて販賣組合を組織したる場合に其種の工業の經營上大經營を有利なりとする事情の發生したるときは如何。組合員は(第一)各自の營業の規模を漸次擴張して大工業主となるか、又は(第二)各自の小規模なる營業の一部又は全部を拋棄して組合の加工事業を統一的大經營となすか、此二途の一に出でざるべからず。若し第一の方針を採るの可能なる場合には大工業主たる組合員は寧ろ組合を解散して自己獨立の企業を完全にするに如かず。又若し此事不可能ならば第二の方針に依て大工業者と競争すべきも此場合に組合の事業は實際經營の必要上共濟的性質を變じて一個の營利事業たる株式會社の性質を帯び來るの傾向あるに似たり。信州諏訪の開明社の如きは元來器械生絲家の販賣組合にして組合員が各自所有の工場を擴張して大經營に進みたるが故に組合は其任務を終りて消滅したるものなり(本誌第二十四卷第三號所載「小工業問題研究」)。然るに上毛三社の組合員は蠶蠶及生絲を家族的に兼營する座練生絲家なるを以て組合員の各自が大經營者となることなきも、製絲技術の進歩に應じて組合の加工事業を統一整理して一層事務的ならしむるの必要を感じるものゝ如し。故に將來三社の組織が如何なる發展をなすべきかといふ問題は吾人に取りては獨り三社の問題にあらずして所謂「産業」の目的を有する産業組合全般に關する問題なり。是即ち余が緒方君に勸めて三社の調査を爲さしめたる所以なり。

尙本文は緒方君の原稿に余の加筆したるものにして其責任は兩人共同なり。

〔國民經濟雜誌〕第一五卷第四號、大正七年

九 日本労働問題の特質

歐洲の大戦の結末に於て労働問題を國際的に解決せんとする重大なる運動が起つた。之に就きて日本の論壇に於ても種々の意見が發表されて居るが、大體の傾向を見るに學者論客の側に於ては歐洲最新の思潮に基いて日本の労働條件を急速に改善せんと主張し、又之に反して政治家並に資本家の側に於ては前より唱へられて居つた所謂温情主義即主従關係を以て日本の特色と見做し、従つて日本に於ては日本獨特の解決方法をとらなければならぬと主張して居る様である。然し私の考としては、之は兩方とも半分の理解を有するに過ぎないのではないかと恐れる。蓋し、日本全體の經濟生活の程度は之を歐米に比較すると、尙餘程の差異がある。歐洲に於て、永い年月の紆餘曲折を経て漸く編み出された所の新組織又之が動力となる所の新思潮を直に日本に應用せんとしても、之は恐らく不能であるであらう。然しながら温情主義とか、主従關係とかいふ事は決して日本獨特の長所でも美點でもない。歐洲に於ても斯の如き思想を以て労働問題を解決しようとした人は昔から澤山ある。其有力なる一例として私は『新時代』九月號にカーライルの説を紹介して置いた。又夫等の人々の思想の影響に依りて歐洲の労働問題の發展は幾分圓滑に進ましめられたといふことは疑を容れないのである。例へば世界中の工場法の先鋒となつた英國の工場法は最初、何人の主張によつて出來たかといへば、貴族的人道主義者なるシャフツベリー卿一派の力に負ふ所が最も多いのである。一八四〇年

代の工場法が穀物關稅撤廢と相前後して英國の議會を通過した時に、自由貿易論者たる自由黨の人々は工場法に對しては概して反對意見を有して居つた、却つて保守黨の地主貴族が工場法の熱心なる主張者であつたのである。尙其前に溯つてみれば、工場法そのものゝ必要は雇主の側に於て始めて發見されたのであつて、即ちニューラルクの紡績會社長たるロバート・オーエンが工場法の最初の發案者である。

オーエンが自分の工場で行つた所の溫情的設備が功を奏したから、そこで社會全體に對してその溫情的設備の最低限を定めんとしたのが即最初の工場法に外ならない。此オーエンが後に社會主義を唱へ、新しき村を立て又産業組合運動を起したのである。斯くの如き次第であるから勞働者の自覺の幼稚なる時代に於て雇主側の先見ある施設は頗る大切なるものといはなければならぬ。即ち、今の日本に於て之を全然排斥するといふのは私の欲せざる所である。然しながら、既に義務教育を行ひ、又憲法を以て言論出版の自由を許す以上は社會の各階級に智識を普及し、各階級の男女をして自主獨立の個人たる價値を得せしめなければならぬ。いつまでも溫情主義や主従關係を以て終始するわけには行かないのである。溫情主義は日本の特色だといふ考を土臺に置いて、國際會議に赴かんとするが如き資本家があつたならば、彼は恐らく失敗しなればなるまいと思ふ。然らば、私が名付けて、以て日本の勞働問題の特質といふ所のものは何んであるか、これは歐米と日本とは根本的に社會組織上差異があるといふのではない。日本もやがては、歐米の様に變化して行くだらうと思ふが、唯今日に於ては尙之を同列に取扱ふことの出来ない事情があると思ふに過ぎない。

二

私は最近に東北地方を旅行して歸つたのであるが、そこには豫想以上の幼稚なる社會狀態が現存して居る。青森縣

舊南部領には、今尙、大家族制度が行はれて居る。十和田湖の東側及湖水から流出する所の溪流に沿うて、東西十三里に亙る所の大きな村がある。勿論大きいといふのは面積が廣いといふので、人口は極めて稀薄である。此村の中の多くの部落に於て、豪家と稱せられる者は、大抵三十人、四十人の家族から成立して居る。私の實見した一軒の家は間口二十間もあるやうな昔の士族長屋の様な構造で、その中に四夫婦、五夫婦又はそれ以上の家族が同棲して居る。彼等は分家もせず財産の分割もなまず、一人の家長の絶対命令に服従して田畑を耕したり養蠶をなしたりして居る。其中には中學や實業學校を卒業した人もある。我々は其人達に面會して別段變つた印象をうけもしない。然しながらその家庭生活は前に申した様な状態である。その家長は別として、家長以外の人々は如何に働いても、自分の財産を作る事が出来ない代りに働かないでも衣食に困ることがないのである。それだから一般に勉強をしない、新しいことを考へ出さない、といふ弊は確かに現はれて來て居るが、兎に角、大體に於ては尙この多數の人が、一人の家長の下に柔順に服従して居るのである。然るに斯の如き大家族制度は畜に前述の一村にあるばかりでなく、彼地方一般に行はれて居る。鐵道が通過して居る立派なる町に於てさへ、尙その例を見ることが出来る。私は之を見て實に驚いた。大家族といふのは、王朝の昔にあつたもので今日は飛驒の山奥にでも行かなければ見るべからざるものと考へて居つたのに、東北の一隅に於て之を發見するのは私にとつては意外であつたのである。家族生活が斯の如くであるから地主と小作人との關係にあつても亦主従的感情がその基礎をなして居るのは言ふ迄もない。小作人が小作料を一定して置いて、農事改良による增收を自ら占めようとはせずして、年々の收穫が出來た上で之を地主との間に一定の割合で分割することを喜んで居る。即ち、所謂分益農が古來の慣習として行はれて居る。而して其の年中行事などを聞いて見ても、季節々々地主の家へ行つて振舞に預かり、飲んだり歌つたりすることを以て無上の愉快として居る。村の相談も、夫婦喧嘩も、且那樣たる地主に頼んで解決を求むるやうな状態である。斯の如き地方から募集される所の

職工、工夫殊に女工の如き者は、工場や鑛山に這入つても、急に自覺ある労働者になることは出来ない。

尙一つ、東北旅行中の所見を話すならば、彼地方に於ては大抵山河の形勢によつて限られた所の自然の區域がある。其區域内の平地に水田が開かれる。其の中心點に一つ宛の都會が打ち建てられて居る。而して是等の區域は明治維新以前は勿論近く鐵道の開通を見る迄大體に於て地方的自足經濟の區域となつて居ることは斷定が出来る。例へば、山形市の如きは今日に至る迄多く其面影を存して居る。既に一地方に於て、自足經濟を行ふためには、地方住民はあらゆる需要をその區域内にて支へなければならぬ。それだから、都市はあらゆる種類の職人を持つて居なければならぬ。山形市の町名を見ると、鍛冶町、銅町、桶町、塗師町、銀町など各種の職業によつて名づけられて居る。これは戰國時代に此市を建てた大名、最上氏の遺制であつて、同時代に立てられた他の町にもあることだが、ただ山形で私の面白いと思ふたのは今でも、町名になつて居る職人が、その町に住居して居ることである。加之、山形を少し離れた所に陶器を作る村がある又紙を漉く村もある。斯の如くして山形市の物産陳列所には、今日でも殆んどあらゆる種類の製作品を見ることが出来るのであるが、今日では其中のあるものは他地方から鐵道によつて移入される商品と競争することが出来ない爲め衰微したものである、又地方獨特の生産條件を利用して特に長所を發揮し得べき様な特色ある製品を出だし、之を鐵道によつて、反對に中央市場に送り出す様な傾向を生じたものもある、此等の個々の手工業に就て其盛衰の状態を観察してみると學問上から見て、色々の面白いこともあるが、兎に角山形といふ市にこれ丈の種々雑多なる職業が並立して居るといふことは、交通經濟の發達したる地方には到底見るべからざることであつて、此地には近き過去に地方的經濟が行はれて居たことは疑を容れない。又地方の有識者に問うて見れば、その事實は歴々として、彼等記憶の中に存して居るのである。山形の町名としては右の如き職業によつて名付けられた外には皆四日市七日市十日町等の日を以て名付けられたものである。これは言ふ迄もなく、其の日に其町に於て市を

立て近在の農民と市民とが生産物を賣買したものに相違ない。この事は古記録から證明することが出来る。斯の如き状態で小工業の根底は尙頗る深いものがある。これが地方の特色ある工業となり、又統一されたる工場工業となる迄には、尙少からざる階梯を踏まなければならない。尙東北の諸縣に限らず日本の各地にある生絲業織物業等を見て、農家の副業乃至極めて小規模なる親方工業は非常に廣く行はれて居るのであつて、この重要な事實を眼中に置かなければ、容易に日本の勞働問題は論じられない筈である。

三

福島縣川俣の羽二重製織業に於ては近頃水力電氣といふ簡便な動力が出来た爲めに、力織機の使用が盛になつて、五十臺百臺の機を運轉する所の工場も起つて來たけれども、之と共に四臺六臺八臺位を運轉するものも澤山ある。而してまだ其他に川俣の町から離れた村々へ入れば力織機を用ひずして手機を織つて居る所の農家が無數にある。力織機なら一臺數百圓を投じなければ買へないが手機は二三十圓で出来る。夫のみならず、もと／＼農間の餘業だから景氣が好ければやるし景氣が悪ければやめるといふた風で伸縮自在にやられるので工場は却々其の競争に惱まされて居るらしい。此の如き場合に例へば八時間勞働の如き制度を實行したら如何になるか、私の見込では工場が解散して極小規模の家内勞働のみが行はれるに至るだらう、其場合に勞働者の位置がどうなるかといへば決して改善されはしない、八時間の規則も行はれなくなる。今の工場法は十五人以上の従業者を使用する場合に適用することゝなつて居るが、假に法律の規定を變じて最小の工場にまで適用するとして見た所が實際に於て行はれる望はない。川俣の間には巡查でも毎日巡回は出来ないのだから工場監督官に之を巡回させることは出来る道理がない。而して女工の取扱に於て大工場が小工場よりも寛大であることは誰でも知つて居る事實である、さすれば八時間制を行ふた爲めに却つ

て勞働條件を墮落させる様な結果になるだらう。こんな事實は日本中到處にあるのだから青年論客も議論を慎重にして眞面目に研究しなければならぬ。

四

今日日本で勞働問題と稱せらるゝものは東京、大阪、九州北部等の大工業地に於て起つて居る。然るに、この大工業なるものは、日本に於て自然に發達したるものに非ずして、外國から輸入された制度である。而して其の輸入は政府の獎勵によつて出來たものである。明治維新の時、政府は外國の軍隊の頗る優秀なることを見て驚いた。而して、若しも日本自身此優秀なる制度を採用しなければ外國の軍隊が來て、日本を征服するであらう。それだから自ら彼の武器をとるに如ずとして、軍隊の改革を斷行した。これと同様に歐米の工業を見ると頗る大規模にして頗る進歩した技術並に經營法を採用して居る。若し日本自ら之に倣ふに非ずんば、外國の資本家企業家が來て日本を經濟的に征服するであらう。だからどうしても日本には日本人の企業を起さなければならぬ。そこで、企業心の幼稚なる人民に向つて、或は模範工場を示し或は補助金を與へ、其他あらゆる保護獎勵法を盡して、日本人の企業心を刺戟したるに、幸にして、日本の商人、日本の資本家は此刺戟によつて覺醒されて短日月の間に非常な進歩を遂げ日清戰爭の頃には既に政府の勸誘獎勵を俟たずして、盛に各種の事業を起す様になつた。それから日露戰爭後の發展最近の歐洲戰爭中の大發展によつて日本の大工業は獨り外國の侵入を許さないのみならず、外國に其生産物を供給して世界の競争場裡に立つことが出来る迄に進んで來た。然るに斯の如くにして政府の保護獎勵の下に發達して來た大工業は夫れ自身の中に將來の禍根を抱いて居つた、それが即所謂資本主義である。日本は外國の資本主義の侵略を恐れるが故に、自ら資本主義を獎勵して之に對抗したのであるが、その結果は、内部に於て資本と勞働との衝突を惹き起さなければ

ならなかつた。これが最近の状態である。然しながら、此の資本労働の衝突は未だ歐洲のそれと同列に取扱ふことが出来ない事情がある。日本の資本主義は自ら發達したものでなかつた様に日本の労働問題も亦同じく自ら發生したといふよりも、寧ろ海外の形勢によつて起つて來たといふ事が出来る。勿論種子のないものは發生しないのであるが、少くとも、其發生を今日に於て急激ならしむるものは外國の刺戟であると思ふ。

我日本に於ては外國風の大工業及び鑛山業は輸入品である。私が前に説いた所の東北に見る様な農村及び地方的の都府を以て成立して居つた所の農業國たる日本に外國風の資本主義が鐵道汽船と共に又工場鑛山と共に侵入して來たのである。だからして是等の大工業と其労働者を農村からとらなければならぬ。今日でも紡績會社では田植時刈入時養蠶の時など、農業の忙しい時には工女の不足を感じる。又農村の景氣の悪い時は工女の供給が潤澤であるが、其景氣の好い時は不足を感じるといふ話である。九州の炭坑等に於ても、坑夫は農村から出て居る關係上、矢張り、同様の事情がある。さういふ状態だから、日本の労働者の多くは未だ純然たる工業労働者になつて居るのではなくして半は農民である。彼等には工業労働者としての自覺よりも、農民としての心理状態がついて廻つて居る。故に労働者の組合運動の如きも極めて幼稚である。友愛會を除けば殆んど見るべきものがない。而して友愛會の勢力と雖も之を日本の工業全體から見れば甚だ微弱なりといはなければならぬ。最近に關西の最も發達した造船所の職工の状態及九州の炭坑々夫の状態を見て來た人の話を聽ても組合運動の如きものは其萌芽だに見ることの出来ないのが普通である。労働者は近頃の好景氣で收入の多々益々多きを欲するが之を何に費すかといへば、先づ酒食に用ひ、又は衣服に用ふ。彼等自身、貯蓄組合を起すとか、保險組合を起すとかいふ運動は殆んどない。數千人の職工の住居する所に新聞紙の賣れ高は二三百に止まる。雑誌の如きは講談雑誌を除く外全く見ることが出来ない。中央の論壇に於て叫ばれて居る諸々の新進論客の聲はまだ彼等の耳には達してゐないのである。斯の如き事實によつて見れば、労働者

側の勞働運動といふものは前途遠達である。資本家側の覺醒による外、多きを望むことが出来ないといふのが遺憾ながら事實である。それだから、實業家の人々が新しき論客の説を冷笑して只管、溫情主義を唱へるのは必しも無理だとは思はれない。然しながら、今後の時勢の變化は頗る急激であらう、一度燃え出した火は燎原の勢を以て燒き盡さなければ止まぬといふことは日本の過去に顧みて又世界の大大勢から推して、略豫想が出来るのではあるまいか。さすれば此の場合こそ資本家側に於て一大奮發を以て、將來の發展を圓滑ならしむる用意を講じなければならぬ場合だらうと信ずる。

五

以上の如く日本の勞働問題は其資本主義と同じく、大體に於ては輸入品である。然し輸入品だから、軽く見てよいといふ譯には行かない。日本は自ら資本主義を取るに非ずんば外國の資本主義に壓倒される虞れがあつた様に、自ら勞働を尊重せずんば、外國の勢力のために矢張り壓倒されなければならない。抑々國際聯盟が何故に勞働問題を取扱ふかといへば、勞働條件の改善は一國が改善をして他の國が改善をしなかつた場合に改善をした國の商品の生産費を特別に高めることとなり、従つてその國が列國競争上に不利な位置に立たなければならない。遠き先になれば勞働條件の改善された結果は遂には勞働の能率を高め従つて競争力を強める様にならうけれども、少くとも一時的には競争上不利を蒙る。それだから列國協同に改善する場合に於て初めて、其目的を充分に達することが出来るのである。それだからして今世界各国は國際的規約の下に勞働條件を改善する場合に於て、日本が獨り除外例を求め、改善を諾せずとせば、他の國は自衛上、之に對して壓迫を加へなければならぬ。其商品が自國に輸入される場合に於ては之に對して所謂社會的保護關稅をかけて、日本品の輸入を拒むであらう。例へば米國が日本の羽二重に對してかゝ

る態度をとれば、日本の羽二重業は滅亡しなければならない。然らば労働改善の實行されない國に向つて輸出したらば如何。即ち前の羽二重をやめて、紡績を盛にして綿絲布を支那其他の國に輸出したらば如何であるか。此場合にも、矢張り、亞米利加英吉利等の輸出品と競争が起る。さすれば、これ亦何等かの方法を以て外國は自衛の途を講じなければならぬ。そして亞米利加は日本に向つて棉を供給せず、英吉利も印度の棉濠洲の羊毛を日本に輸出せずといふ事になつたなら如何。是亦日本の工業を滅亡させることになるであらう。夫だから如何にしても、この世界の大勢に推されて日本の状態を改善しなければならぬといふのが運命の歸するところである。而も斯の如き改善をすることは日本のために利益であるか不利益であるかといへば、大體に於ては寧ろ利益であるといはねばならない。何となれば資本主義が自覺なき農民の國に侵入して來た爲めに随分弊害を生じて居る。彼の紡績業の女工に肺病の多いことは、今日隠れなき事實である、或る特殊の場合には紡績工女の持ち歸つた肺病の爲めに農村の一部落が全滅したといふ極端な話も聞かせられる。兎に角、日本國民の永遠の生産力を犠牲にして迄、外國に安き品を送つて、其市場の競争に勝たなければならぬといふ必要はない。それこそ却て國民的自殺である。それだからして、この際資本家は思ひ切つて、眼前の利益を犠牲にして先見ある態度をとらなければならぬ。これと同時に労働者側にも責任の重大なることを考へて輕率に動かぬことを要する。

六

右の通り私は日本の労働問題は外國から促されて是非急速に解決を進めなければならぬ所の立場にあると信じて居る。此關係から資本家には大に活眼を開いて思ひ切つた改革をして貰はなければならぬと思ふ。私の見る所では資本家といふ中にも實際事業の局に當つて居る所の新進實業家は今日既に固陋な思想を脱却して世界的に覺醒して居る

が、株式會社の仕事を預つて居て見れば大株主中の分らない連中の勢力を顧みない譯に行かぬのである。問題が國際的に定まつて來れば解決は寧ろ容易になるのであらう。

併し日本の勞働問題は決して國際會議だけで解決されるものでない。其上に爲すべきことが多くあるのは明かである。そこで社會の先覺者たるものは何をなすべきか。或は治安警察法の勞働組合に關する條項を撤廢せよといひ、或は勞働保險を至急に實行せよといふ。又今少し根本的にいふものは總ての問題の前提として普通選舉を斷行せよといふ。何れも理窟は大いにあるが、私は此に今迄餘り論客の注意を惹かなかつた所の提案をしたい。夫は勞働者のみならず一般國民の教育の程度を高めることである。抑々今日我勞働者に缺けて居る所は組織のないこと、今一步踏込んでいふなら自覺のないことである。而して凡そ人をして自覺を發せしむるものは教育でなければならぬ。教育の方法は學校教育の外に社會教育もあるけれども日本では寺院の勢力が微弱であり、新聞もあまり當てにならぬからやはり學校教育を盛にしなければならぬ。社會教育を爲すにしても學校教育が今少し進まねば手の著け様がないらしい。組合を自由にしても勞働者に組合の意思がなければ何の働にもならない、新聞を發行しても勞働者が之を讀まなければ仕方がない。今の青年論客が如何に名文を書いて勞働者が雜誌といふものを見なければ直接效をなさないのである。故に私はせめて新聞を讀んで面白味を感じる程度迄には教育を進めたい。例へば今の普通教育六年制を變じて八年制にすること、及補習教育を眞實有效なものにして且之を義務教育の中に入れることは是非やらなければならぬ。夫から現今勞働問題に就て意見を立てる人は政府で法律を改正せよとか、保險局を設けてやれとか、總べて勞働者の爲めに何か爲てやる方のみを考へないで、勞働者が自發的に進み得る様な精神上の基礎を養ふてやつたらよからう。即ち英國の勞働者教育會（ウールカース・エデケーション・アソシエーション）の如きものを組織して眞に自覺あり、智識あり思慮ある勞働運動の指導者を彼等勞働者の内から輩出させることにしなければならぬ。

普通教育補習教育の改善の如きは莫大な費用を要する大事業にして、國家の財政上にも至大の影響を及すことであるが、是は租税法の改革に依つて其費用を生み出すことが出来ると思ふ。政治家實業家の側で此費用を吝しむとすれば甚だ先見の明なきことであらう。何となれば労働運動は世界の大勢で何うしても起つて来るが、其場合に烏合の衆が不秩序な暴動を繰返す様になつたら何うするか。其烏合の衆を無責任な智識階級の不平黨が率ゐる様になつたら何うするか。更に外國の過激派が加はつたら何うするか。之を考へたら消極的にして不徹底なる抑壓主義や懷柔策を以て根本方針とするの愚なることは明瞭になるであらう。民を愚にして國を治むることは今の世の中では出来ないのである。

我日本の識者は五十年前に實業家を奨励し教育するに依て國家を外國の資本的侵略から救つたのであるが、今後は労働者の精神的教育に依て國家を産業上の覆没から救はなければならぬ。

一〇 經濟組織から觀た恐慌

——社會主義的生產の提唱——

恐慌に就てといふ御注文だが、別に變つた考もない。少し學校の講義臭くなるが、經濟組織から觀た恐慌といふやうなことを簡単に述べて見たいと思ふ。

誰も知る通り、恐慌は現代の經濟組織につき纏つた弊害である。徒手にして儲かることのある世の中には、働いても損をする場合のあるのは已むを得ない。實業家に言はせると、儲かる時は樂である、損をすのは骨が折れる、といふことになる。昔封建時代に、一個々々の經濟が獨立して居て、自ら耕して食ひ、自ら紡いで着る、といふ所謂自給自足の生活をして居た時代には、勿論恐慌といふものは夢にも知らなかつた。分業が進み社會の生産の各部分を専門に引受けるところの營業が出來、またその營業の生産能率を高むる必要上、營業の規模を大組織にするやうになつてから、生産と消費との距離が益々遠くなつて生産者は只市場の形勢によつて消費の將來を推測し、さうしてそれに適應するやうな生産をする事になつた。然もその生産は一人の仕事でもなく、一團體の仕事でもない。大勢の個人若しくは會社が、互に競争しつゝ其の局に當るといふのであるから見込違ひが起るのは當然である。

今から七十年前、經濟學者は、此の自由競争といふことを理想的のものと考へ、自由競争の行はるゝ限り間違ひは

ない。たとひ間違はあつても、競争以外の動機が支配するところの世の中に較べて見れば、其の間違ひは遙かに少ないと主張した。その次第は、各個人が生産に従事する動機は營利にある。利潤追及にある。そこで最も多き利潤を得るがためには、社會に於て最も價格の高いものを造らねばならぬ。價格の高いといふのは即ちそれだけその品物が社會に不足して居ることを示すのである。それ故に此の市價を標準として生産をすれば、自ら社會の需要に適應する筈である。而も此の場合に利潤を多くせんがためには、一方に於て需要の多い品物を造ると同時に、その生産費は出来るだけ切り詰めなければならぬ。そこで昔の品物は、生産者間の競争の結果として、出来る範圍内の最も安き價格を以て消費者に提供されることとなるのである。それが所謂マンチエスター派の學說であつた。獨り學說のみならず、英佛等の實際政策に偉大なる勢力を持つて居たところの議論である。

二

然るに前に言ふ通り、此の市價を標準とすることが、抑も頗る怪しいのである。第一相場は社會の心理状態によつて種々の變動をするのである。市價を當てにして生産をしても、案外需要に適應する能はずして、見込み違ひとなることもある。加之この市價を標準として生産の方針を定める人は、一人でなくして大勢である。だから吾人の見込の中には、外の人が何をなしつゝあるかといふことも考へなければならぬ。この點に至ると各生産者は、各々競争者たる關係上、その商賣の方針を打ち明けるといふことは出来るものではない。そこで動もすれば衝突が起り、過剰生産となり、恐慌となり、不景氣となる。それが寧ろ當然の歸結である。

是に於てか社會主義の人は、彼の自由競争の如きは、社會の生産をして社會の需要に適當せしむるといふ點から見れば何等の價値もない。今の世の中に恐慌の生ずる大原因は、詰りこれを營利主義に歸せねばならぬ。生産者が消費

者の需要を満足せしむることを目的とせずして、生産者自身の利潤を増すことを目的として居るからこそ、斯くの如き矛盾撞着が生ずるのである。如何に信用組織が完全になつても、如何に中央銀行が調節を行つても、苟もこの營利のための生産が行はれて居る限り、需要供給の調和が完全に行はるゝ道理がない。今の世の中は政治上には、少くとも國內に於てだけは一個の組織をなして居るが、經濟上に於ては少しも組織がない。正にこれ無政府状態である。この故に此の無政府状態を改めなければ恐慌の弊害は止まないものである。

三

然らば無政府状態を改むるの途如何。それが即ち社會主義である。社會主義の下には營利のための生産はない。一社會の需要そのものを目的として生産をするのである。それだから何がどれ程需要されるかといふことは統計の問題として始めから分つて居るのである。そして其の生産物は各人の間に適當に配給するといふことになる。これが最も合理的な、科學的な經濟組織である。

右の社會主義の言ふところは、一應至極尤もであつて、確かに現代經濟組織の缺點を指摘したものに相違ない。昔自足自給の時代に恐慌がなかつたといふのは、各家族がそれ／＼自己の消費そのものを目的として生産をしたから、見込み違ひはなかつたのである。即ち恐慌は起らなかつたのである。然しながらその當時には、恐るべき弊害があつて、今日その弊害の絶たれたことが一つある。それは即ち飢饉である。

各個人若しくは狭小なる地方は、自給自足をして居る場合には、その家、その村に凶作を生ずれば、他に穀物の不足を充すべき方法がないから、凶作が即ち飢饉を意味し、草根木皮を以て食料としなければならぬやうな慘憺たる状態に陥つたのである。交通が開け、商賣が進んで以來、或地方の不作は他の地方の豊作を以てこれを補ふことが出

來るから、飢饉の弊害はなくなつて了つた。これは交通經濟、營利經濟のお蔭と言つても差支ない。只だ此の飢饉を消滅せしめたところのものと、同じ原因が恐慌といふ他の弊害を持ち來した事である。言はば前門の狼を追うて後門の虎に脅かされたやうな状態になつたのである。そこで社會主義者の言ふやうに、私有財産を廢し、營利のための生産を廢し、社會の生産を一つの公共團體の指導に委ねたならば、恐慌は無論免れるであらうし、なほ又昔の弊害であつたところの飢饉も起らずに濟むことであらう。これ程結構なことは無い筈である。

四

然しながら只だ茲に一つ考へて見なければならぬことは、如何にして其の公の生産機關を有効に且つ正直に活動せしむるかといふ問題である。社會主義にも色々派があるから、一概には言へぬが、先づ今日の經濟組織の上にその主義を行はんとするならば、出来るだけ多くの生産事業を國有若しくは市有に移すといふより外はない。さうして見れば今日でも既にその事は多少行はれて居るのである。日本でも鐵道を始め、郵便、電信、電話、それから森林の經營、兵器の製造、乃至は製鐵所、煙草及び鹽の專賣といふ如く、國有事業が澤山にある。日本に於ける最大の事業は、實に國家の營むところとなつて居る。その大都市の水道、瓦斯、電氣等の市有となつて居るものも澤山ある。

そこで是等の事業には恐慌の弊害が來ないかといふと、矢張り來る。製鐵所でも、郵便局でも、見込違ひは澤山ある。一旦やり出した仕事を都合によつて中止し、これがために賃銀を安くするとか、或は勞働者を解備するとか、それがためにストライキが起つたとかいふ事實は、少しも他の營利事業と變つたところがない。尤も今日は社會全體が社會主義になつて居らぬ。全體が資本主義、營利主義の下に働いて居つて、只だ一部分のものが國有、市有に移されて居るのだから、所謂衆寡敵せずで大きな濤が此の一部分の事業に押し寄せて來る。それがために右の如き手違ひ

を生ずるのである。と斯う言へば其の點に就ては先づ以て辯解が出来るが、吾々の疑問となるところは尙ほ一つある。

それは前にも言つたところの有效にして且つ正直なる經營といふことである。今日本の國有鐵道は、公債の利子を拂つた上に、凡そ二分位の利益があるので、これを鐵道事業の擴張に投じて行くことが出来るから失敗とは言へぬが、また其の筋の實業家に言はせれば、この鐵道の經營にも随分無駄が多く、浪費が多い。私有にして置いたら、旅客や荷主の負擔を増すことなしに、今少し便利な經營が出来るであらうといふ批評もある。然し鐵道は日本の國有、市有事業の中では比較的成功した方で、その外にもボロを出したものは澤山ある。製鐵所には疑獄事件、海軍、陸軍にも不正事件が從來屢々問題となつた。即ち正直なる經營といふことは餘程むづかしい。それから郵便、電信、電話は其の無能なることに於て、今日盛んに攻撃を受けて居る。然しこれが國家の事業である、豫算に縛られ、俸給令に縛られて居るから、民間の事業と競争して有能の事務員を吸収するといふことは出来ない。電話の如きは幾年前に申込みなければかゝつて來ないので、電話の株に高い相場が現はれた始末である。而してその需要の多い電話は、何故に擴張しないかと言へば、曰く豫算がないからといふ返答である。斯くの如きは——若し民間の事業であつたならば、需要の起るに従つて擴張せられ、電話の相場といふが如き天下の奇觀の生ずることなどは無かつたらう。さうして見ると民間の事業の弊害即ち過剰生産と反對に、生産不足の弊害が茲に産業の痼疾となつて現はれて居る。

五

斯くの如く考へて見ると、國有、市有もなか／＼當てにはならぬ。これをして社會主義者の言ふ如く、眞に社會の需要に應ずるやうな働きをなさしむるためには、先づ以て官僚制度の一大改革に努めなければならぬ。その官吏採用

法に於て、その事務執行法に於て、今よりも遙かに伸縮自由にして、敏活に働くやうなものにならなければならぬ。また是等の公の事業を監督するものは、議會及び政府であるから、その議會なり、政府なりがもつと正直なものにならなければならぬ。今日の如く官僚に任せば官僚が不正をなし、政黨に頼れば政黨が横暴を働くといふやうな状態があつたら、折角の高遠なる社會主義の理想もその實行に至つて何等得るところが無いといふ結果に陥るであらう。

そこで社會主義に反對する人は、直に國有、市有事業の缺點を見つけ出して居る。曰く今日の經濟組織が恐慌の如き大弊害につき纏はれて居るとはいひながら、曲りなりにも需要供給の調和をとつて行けるのは、實に營利といふ強い動機があればこそ出来るのである。人は營利のために正直有能なる經營をするのである。營利なくしてこれだけの働きを人に求めるのはそもそもその誤であると。さう考へて見れば不完全ながら今の經濟組織は、人間の用ふる最もよい經濟組織といふことになるであらう。

此の議論は随分勝手な議論ではあるが、然しその中には確かに眞理を含んで居る。即ち何か人の行動を指導するところの有力な働きがなければならぬといふ事である。その働きは必ずしも營利とは限らない。名譽でもよし、權力でもよし、又た社會のために働くといふ所謂社會奉仕の誠意でもよい。此の如きは空想と言はれるかも知れぬが、兎に角戦時に於ては、年俸一弗で、亞米利加の鐵道全部を、正直に支配した敏腕家もあつたのである。それ故に吾々は失望する必要はないが、只だ私の希望するところは、日本の社會主義若しくは其の外の新思想を呼吸する青年が、論あつて策無き空想の程度に止まらず、事業の經營といふ方面に進み、日本の自治制度、議院制度、官制、官吏登用法、會計其の他總べての細目に入つて、日本の改造を、實行的に考へるといふ處まで進まねばならぬといふ事である。

一 一 商人の暴利防衛と産業組合

問題は「商業主義より産業主義へ」と云ふ事になつて居るが必ずしも商人が横着で生産者が常に壓迫を受けると云ふ事は事實に於て認められない。譬へばビール會社は生産者である。市中の小さなビヤホールは商人と見なければならぬ。此場合に孰れが壓迫を加へ、何れが之を受けるかと云ふに、ビヤホールは其代物を會社から貸して貰ふ代りに他の會社のビールは賣る事はならぬと云ふやうな束縛を受けて居る所を見ると、先づ以て之は生産者が商人を壓迫する方の實例になりはせぬかと思はれる。電燈會社なども獨占事業で其營業振りは概して横暴であり、田舎などに於て殊に甚しい。で、其横暴なるがために迷惑を蒙る者は一般の消費者であつて、商人も亦其消費者の中に入る者である。而も電燈は小賣店にとつて營業上大切なる道具なる事は言を俟たない。其他鐵道が横暴で商人を苦める事がある。汽船會社、倉庫會社が横暴で商人の困る事がある。

概して云ふと小賣店と云ふものは餘り儲かる商賣ではないらしい。其證據には小賣店程開業、閉店の變化の烈しいものはない。畢竟經濟上の壓迫と云ふ事は、商人だから横暴であるとか、生産者だから横暴でないとか云ふ譯のものではなくて、一般に金と智恵を持つたものが専横に流れ、勞働一點張で行くものが負けると云ふ事になるのである。だから「商業主義より産業主義へ」と云ふよりも、寧ろ「資本主義より勞働主義へ」と云ふべきである。乍併兎に角

此現象は善くない事であつて、今日の經濟界に於ける最大の弊害と云はなくてはならぬ。殊に大資本を有する商人は弱小なる生産者と消費者との間に立つて暴利を收むると云ふ事は今の世の中に有勝ちの事實である。歐洲戦争で諸物の價の標準がなくなつてから此弊害は特に甚しい。

二

そこで今此商人の暴利を抑へる方法は何であるかと考へるに、此問題に就いて現今普通の人は政府の取締りと云ふ事を先づ以て考へるやうである。或は政府が商人の暴利を完全に取締り得ないと云ふ事は當局者の怠慢であると云ふて責めるかも知れない。併し私の考へでは此一切萬事お上に頼る、警察に頼ると云ふ事は日本人の甚だ意氣地のない、悪い風であつて、こんな心がけでデモクラシーなどが實現されるものではない。加之政府の力を以て暴利を取締ると云ふ事は、一時は兎に角決して根本的に效能の擧がるものとは思はれない。仲小路農商務大臣が如何に恐い顔をして警告を發して見ても結局効果はなかつたやうである。昨今東京では蕎麥屋が儲け過ぎると云ふので、東京市社會局が自ら蕎麥屋を營業して之と競争をすると云ふ事が新聞に出て居たが、あれも實際的效果は頗る疑はしいのである。若しも東京市が蕎麥屋として普通の蕎麥屋以上の成績を擧げる事が出来るなら、寧ろ之を永久の制度として蕎麥の專賣をやつたら好いと云ふ結論になるではないか。要するに政府の力、警察の力と云ふものは餘りあてにならない。矢張生産者なり、消費者なりが自衛の策を講ずるのが根本的の遣り方である。即ち自治共同の組合を起して資本の力に對抗するより外に道がない。

三

然るに此自治共同の組合と云ふものは實際にやつて見るとなかく、難しいものである。日本人は昔から人を治めるか、人に治められるか、其二途以外に出ようとする風が極めて乏しい。多數の人が相互扶助、即ち共同の目的のために一の組織を作つて自ら治めると云ふ習慣が發達して居ない。市町村の自治體は市會議員や、市吏員の仕事に變つて了つて、市民と没交渉になつて居る。彼の砂利喰事件などは其爲めに起るのだ。國の政治も亦國民の手を離れて議員と官僚の仕事になつて居る。議會が肝腎な國務をそものけにして珍品争ひなどに熱して居ても國民は如何ともすることが出来ない。斯くの如き状態であるから産業組合も矢張組合員の組合でなくして理事者の仕事となつて居るのが多い。全國に一萬何千と云ふ産業組合があると云ふが、數ばかり多くて組合らしい組合は極めて少ない。例へば小生産者が問屋の壓迫に對抗するために販賣組合を組織して成功したと云ふやうな實例も至つて少ないのである。唯だ兩毛の養蠶家が碓氷社、甘樂社などと云ふ大きな團體を作り、坐繰絲の共同販賣をやつて居るのが殆ど唯一の重要な例である。此組合は外國の眞似をしたのではなくして、日本固有の發達を爲したものである。明治十二年頃萩原隼太郎と云ふ村長をして居た名望家が案を立て、非常な苦心を重ねて成功したものだと思つて居る。斯様な事は製茶に、果實に、又其他の産物にも必ず應用されて效能を擧げ得るものと思ふけれども、未だ多くの實例を見るに至らないのは甚だ残念な事である。

四

斯くの如く組合の成功したものが少いと云ふ事は自治共同の精神が乏いからだと思ふ。今例を轉じて消費者の側を觀察して見るに、所謂購買組合なるものは昔英國でロバート・オーウエンの弟子達が社會主義實行の手始として興し

たものであつて、其創始者は強烈なる組合精神に動いて居たのである。今日でも彼の國の購買組合には社會主義的精神が漲つて居るのであつて、此精神あつてこそ組合が成功するのであると思ふ。購買組合を作つて置きながら、組合員が掛け拂を要求したり、又支拂を怠つたり、又自分一家の購買高を豫定する事が出来なかつたり、若くは購買品の豫定を面倒がつたりするやうでは購買組合も名あつて其實がない。自然營業費が高くかゝつて組合が潰れる、若くは組合で買ふよりも普通の小賣商から買ふ方が安いと云ふ、甚だ心細い状態に陥つて了ふのである。一體日本の政府は産業組合を奨励するために産業組合中央會と云ふものを作つて、補助金を下附したり、又農商務省始め各府縣の役人達が先達となつて宣傳して居るが、何れも低利資金や官廳の援助に依て一時能率を擧げる事ばかり考へて、肝心な組合精神の鼓吹といふことを無視して居るから、初めは景氣がよくても直ちにボロを出す。之は政府の見當が違つて居ると思ふ。静岡縣あたりでは昔から精神的根據を持つた報徳社と云ふものがあるのに、縣廳から更に新式の産業組合を作らして之と競争せしめて居るとの事であるが、これは私の甚だ感服せざる所である。如何にも報徳宗と云ふものは因循姑息な古物であるに相違ないが、それでも猶其處には自治共同の精神と云ふものが生きて居る。政府の無精神、無道德、無生命な産業組合よりは遙かにましであると思はねばならぬ。

五

産業組合は單に物を安く買ふとか、或は高く賣るとか云ふやうな物質的な問題ではなく、それ以上の高い理想を持つて居なければならぬ。産業組合は自治共同の學校である。人は此學校に於て自主自立、勤儉貯蓄の風に訓練されるのである。勤儉貯蓄など云つたら近頃の新思想家はブルジョア臭いなど貶すであらうが、夫こそ半可通の愚論と自分は信ずるのである。蓋し資本主義が悪いと云ふのは資本が悪いと云ふ意味でなく、資本其物は大切なものであ

つて、從て勤儉貯蓄により資本を作ると云ふ事は文明の進歩のために必要缺くべからざる事である。如何なる社會主義の社會が出来ても社會全體が其生産物の總てを消費して唯樂に暮すと云ふ態度を執つたなら經濟上の進歩はあらう筈がない。社會主義の世になれば社會全體として貯蓄が必要になるのである。社會を組織する所の各個人が勤儉貯蓄を嫌ふてサボターヂを極め込んだら其社會は保つて行けないに定つて居る。右に述べた所の産業組合は即ち此意味に於て健實なるデモクラシーの經濟的基礎を作り出す事、言葉を換へて云へば斯くの如き經濟的基礎を作り出すに必要なる論理上、心理上の根底を養ふべき使命を持つて居るのである。

六

要するに日本で産業組合の成功しない最大の原因は、自治の精神即ち眞のデモクラシーがないからである。今のデモクラシーは日比谷公園の國民大會のデモクラシー、若くは一杯機嫌のデモクラシーであつて、彌次馬的に一時熱狂する力を持つて居るが鞏固なる基礎の上に一大組織を建設すると云ふ程の持續性を持つて居ない。勞働組合でもストライキの時だけは騒ぐが、平生の素養がないから其力が弱い。つまり制度組織を改造すると共に人間を改造すると云ふ所へ氣のつかぬ間は到底ほんものにならないのである。蓋し制度組織は死物にして其中に働く所の人間が魂を有つて居る。如何に社會が改造されても之を組織する所の一人一人の人間が向上せざれば何にもならぬ。又人間を改造せずして社會を改造することは絶對に不可能である。

一二 産業組合の本質

産業組合とは何ぞや。之を法律家に問ふたならば我國産業組合法に依りて設立したる組合であると云ふだらう。併し其の産業組合法なるものは抑々何の爲に設けたかと云ふことを考へて見たいのである。産業組合法の條文を通觀して見るに、立法者は或特殊の性質を有する所の組合を産業組合と名付けて、是等のものに法人たる資格を與へ、且つ之に特別の保護を加ふる目的を以て營業稅所得稅を免除することとしたのである。そこで如斯特典を與へて保護しなければならぬ組合とはどんなものであるか。世間には産業組合の一種たる信用組合の看板をかけたもので、外部の人から脱稅銀行等と惡評せらるゝものも無いではない。如斯惡評が或は不當であるかも知れないが、兎に角其の批評者から見れば組合は法律上産業組合法に準據して居ながら實質に於て同法の精神を無視したものと認むるが故に、かかる惡評を加へるのであらう。さすれば吾々は法律を單に文面上から解釋するに止らずして其の規定が設けられた趣意に考へ及ばなければならない。

先づ第一に産業組合法は出資金一口の金額を限定し、且つ一人にして多數の口數を所有することを許さない。之は組合の特質として大資本家の團體とならぬやう、即ち中以下の階級に利用せらるゝやうにしたものである。併しながらたとへ中以下の人々の組合であつても其れが普通の營業をするものならば特に免稅等の特典を與ふべき理由は無い。營業のやり方に普通の會社等と全く異つた所がなければならぬ。其の特色は何であるか。私の觀る所では組合が放資の手段にならずして組合員の家計若くは營業上の共濟的手段たることである。會社は所謂資本團體であつて、

資本を有するものは利潤を得んが爲に其の株主となるのであるが、之に反して組合は寧ろ人の團體であつて、組合員相互の援助し協同するを以て其の本色とする。であるから例へば日用品の購買組合（即ち消費組合）ならば協同の購買に依つて安き買物をなし家計改良の爲に協同することとなり、又販賣組合ならば組合員の生産物を協同販賣するに依つて其の營業上の便利を増進する爲に協同することとなる。さて信用組合に付て之を見れば又協同の信用に依つて安き金を借入れると云ふことを主眼にしなければならぬ。それ故に組合の目的とする所は組合員の利益を計るに在るべくして、決して組合其のものゝ資本に對して高い利潤をあげることになつてはならない。事實に於ては組合の手許に剩餘金即ち利潤の生ずる場合ありと雖も、其の利潤は組合と取引したるものに割戻さるべきはずである。例へば購買組合が組合員に對して米を賣つたとして、一升到り幾錢かの利潤を得たならば其の利潤は精算の上米を買つた人に返すべきである。即ち最初に米を安く賣つたと同一の結果に到着しなければならぬのである。それだから利益金の處分法が組合の經營上頗る重要な點であることは謂ふを俟たない。若し利益金を出資に應じて分配するものとすれば、組合は放資機關となり、普通の會社と同一の性質を有するに至るだらう。

然るに産業組合法施行規則には剩餘金の配當は持分の全部若くは一部又は取扱ひたる物品の數量價格若くは事業の分量に對して之をなすべしと規定してある、即ち組合は組合員各自の取引高に比例して拂戻をなす外に、持分即ち出資に應じて配當することをも許してある。之は組合の原則に對して明に矛盾した規定である。唯今日の狀態に於て組合を起すものゝ便宜の爲に讓歩したのであるに相違ない。本來から謂へば出資に對しては利子の最低限を與ふるに止め、其れ以上の利潤を與へてはならぬはずである。それだから法律は最初持分に對する配當を制限して年六歩を超ゆることを得ずとしてあつた。併し其れでは組合の資本を呼入れるに不充分なることを發見した爲に、後に至つて特別の事由あるときは年一割迄之を増すことが出來ると云ふ但書を附加へた。それだから組合に在つては組合當事者の方

針如何に依り普通の會社に近い利益配當を行ふことが出来るのである、之は實際政策上止むを得ざることであつたとしても組合の原則から見れば非常なる讓歩と云はなければならぬ。尙又組合は組合員の協同機關として設けたものであるから、組合外のものと取引することは本來許すべからざるものである。組合外のものと取引をして之に依つて得たる利益を出資に應じて配當すれば普通の會社營業と少しも異なる所無きに至るのである。然るに此の點に於ても亦法律は一の讓歩をなして居る。即ち都會地に於て設立したる信用組合は組合員以外のものゝ貯金を預ることを許すことになつた。但し此の貯金を貸出すに付ては組合員以外に貸すことが出来ないから、其の點に於て普通の銀行以上に束縛を受けて居るけれども、兎に角一般公衆を相手にして預金を引受けると云ふことは一種の營利事業である。之も實情止むを得ざるに出でたことと思ふが原則から云へば確に一大讓歩である。

如斯にして現今の組合法は融通のきくと云ふ點に於ては便利であるが、組合の原則には漸次遠ざかつて來た感がある。併しながら如何なる場合に於ても法律は單に法律であつて、實際の經營は其局に當る人の精神に依つて如何様にもなるのである。それだから組合當事者及之を監督するところの官廳は法律の許したる範圍の廣きを悪用することなく、専ら協同の精神を實現するに努むべきである。然らざれば租税の免除と云ふ大いなる特典を附與したる根本の趣意を没却することになるであらう。全體産業組合運動は英國に於ては社會主義者たるロバート・オーエンの主唱にかり、獨逸では自由主義者たるシュルツエの指導に依つて始つたものであつて、是等の先進國に於ては決して政府の保護を受けたものではなく、寧ろ時としては官權の敵視する所となつて居つたのである。其れが我國に於ては官僚政府の厚き保護の下に奨勵されると云ふことは至極結構ではあるが、其の保護政策宜しきを得ずんば却つて此の運動をして本質上に墮落せしむる恐れなしと云ふことは出来ない。何れにしても産業組合の奨勵に付ては一層組合精神の涵養に努力する必要があると信ずる。

一三 北埼玉地方の足袋製造業（序言）

日本の産業革命は英國のそれと異り商人階級の發達したる結果に非ずして寧ろ政府の指導誘掖に因りて其端緒を開けり。安政の開國以後各藩士族中の有識者は歐米諸國の實力充實せるを知りて我國が國際競争場裡に獨立を維持するの至難なるを痛感し、やがて明治政府の成るに至りて直ちに西洋文明を輸入する方針の下に富國強兵の經綸を行ふこととなりたり。かくて政府は一方に政治法律軍事教育の改革を斷行すると共に他の一方には鐵道汽船郵便電信を創設し貨幣及銀行の制度を一新し諸工業の保護獎勵に力を用ひたり。されど政府の爲し得る所は西洋に現存せる制度又は技術を模倣するのみにして民間在來の商工業に對して直ちに手を下す能はざるは勿論のことなるが故に西洋の事物中幸にしてそのまゝ我國に應用し得らるゝものは着々政策の效を奏したりと雖も我國特有の事情あるものに關しては徐ろに氣運醸成の時期を待つの外なかりき。故に工業にありても紡績造船製紙製糖の如き彼我共に同一物品を使用し得るものは間もなく西洋の大工場組織を實現し得たりと雖も日本特有の商品なる和服用織物又は日本風家屋の疊建具家具の類に至りては依然たる徳川時代の遺風を踏襲することとなり、我國の工業界には西洋風の大工業と舊式の小工業と夫々領域を分つる奇觀を呈するに至れり。然れども西洋文明の精神なる合理的經營の思想が我國人心に浸透することと深きにつれて舊式小工業も亦漸次に面目を改めて分業及機械の應用を計りて工場組織に變化するの傾向を生ぜり。即ち織物の内にて外國輸出を目的とする羽二重の如きものは先づ工場工業となり之に次で内地向の各種絹綿織物も亦數年來頻りに其後を逐はんとするが如し。而して水力電氣の發達に因り廉價なる動力の使用が便利となりしことは此

傾向を促進するに與かつて力あり。實に我國の産業革命は此等小工業の合理化を俟つて初めて完結するものにして現今は即ち其革命の高潮に達したる時期といふべし。しかも此重大なる過渡期に際して幸運なる成效者と不幸なる落伍者とを出し、やがて勞資二階級の對立を見るに至るべきこと明かなり。吾人は舊式の小工業の上に新しき經營法を築きつゝある企業者の努力を尊重すると共に又動もすれば極貧の境遇に墜ちんとする勞働階級の前途に就いて深く考ふる所なかるべからず。我全國各地に散在せる小工業の實際を研究するの必要今日より急なるはなし。而して其研究は事業そのものゝ研究たるのみならず事業に關係せる人の研究たることを要す。蓋し各種事業の興廢は必ずしも吾人をして喜憂せしむるに足らず。吾人の希ふ所は我國民の健康及品性の向上にあつて存するなり。此に東京商科大学々生小島英一君の埼玉縣足袋製造業に關する研究を紹介する所以なり。足袋は其語源の外國語なるに拘らず、全く日本特有のものにして明治維新前には家庭に於ける裁縫の一部たるか、又は都市に於ける手工業者の手に作らるゝを常とし、家内工業の域に入りし例も甚だ多からざりしが、埼玉縣忍町にては下級士族の内職となりて早くより家内工業の形態を具へ明治年間に著しき發達を遂げて最近漸く工場組織に變らんとしつゝあり。然るに福岡縣久留米の「つちや」の如きは獨創的なる個人企業者の計劃の下に恰かも歐米の出來合服又は出來合靴の製造に於けると同一の技術及經營法を行ひて成效し、埼玉縣の斯業が主として外部經濟の長所に據るに反して専ら内部經濟の能率を擧げんとす。しかも此驚くべき變化は僅々十數年間の出來事なり。現今埼玉縣に於ける足袋の産額は一千萬圓にして斯業に投ぜられたる固定資本は百五十萬圓に達せず（小島君の推算）。我國の産業全體より見て重要視するに足らざるが如くなれども、之を我國特有工業の合理化さるゝ大勢の代表的事實として觀察すれば其意義頗る深きものあり。是讀者の留意を請ふ次第なり。

一四 産業組合か協同組合か

本日の演題は「産業組合か協同組合か」といふことにしてありますが、實は産業組合も協同組合も同じものであることは申すまでもありません。それにも拘らず甲か乙かを論ずるのはつまり名稱の問題に過ぎないのであります。従つて名稱などは何うでもよい、實質さへ善ければ名稱の末を論ずる必要はないと申さるればそれまでのことでありませぬ。けれども名實相合するやうにするならば私は産業組合よりも協同組合がよいと信ずるものでありまして、若し能きる事ならば法律の文面にも今まで産業組合とあるのを總て協同組合に改められては如何かと存じます。而して私がこゝに名稱問題を取り立て、議論を致す所の本旨は寧ろ組合の眞正の理想を明かにしたいといふ微衷に出づるのであります。

抑々我國で産業組合法が明治三十三年に發布されたその時に立案の資料となつたものは獨逸の組合法でありまして、従つて其法文は獨逸文翻譯の臭味を止めて居ります。しかも其翻譯は今日から見ても決して巧妙であつたとはいへませぬ。例へば組合法の第一條に産業組合は組合員の産業又は經濟の發達を計るものと定義してありますが、是なども普通の日本語としては意味がよくわかりませぬ。普通の日本語ならば組合員の營業又は家計とした方がよささうであります。併しこの事は本日の演題に直接關係して居りませぬから詳しくは論じませぬ。私の甚だ遺憾に思ふのは

當時の立案者が獨逸語の「産業及經濟組合」といふのを短かくして「産業組合」と譯したことであります。獨逸の原語が長すぎて面白くないならば何故英佛の原語を採用して「協同組合」といはなかつたのでしようか。産業組合と言ふ名稱はあまりに實利的物質的な響きをもつて居るではないか。協同組合こそ組合の高尚なる精神を示すに適しては居ないか。私は此組合運動は一種の精神運動であるといふ見地からして從來好んで協同組合といふ名稱を用ひて居りました。又近頃中央會の雜誌に出る所の論文の標題などに時々協同組合と記されたのを拜見して快く感ずるのであります。

二

我國の産業組合は組合法實施以來既に二十五年を経過して全國到る處にその設立を見ざることなく、今や其總數は一萬四千に達し、組合員數は三百萬と號して居ります。全國の町村の數は一萬二千餘でありますから組合の數は之を超過して居ります。又全國の戸數は約一千百萬でありますからその四分一強が組合に加入して居ることになります。故に此數字上から見れば實に立派な成績で、之を世界列國に示しても誇るに足るものがあります。併し我々は事實その成績に満足することができるといはるれば、却つて甚だ不満足と答へなければなりません。何となれば實際によく働いて居る組合の數は少くして、唯看板をかけたゞけの有名無實なるものが甚だ多くあります。又働いては居ても組合の理想に遠ざかつて法律の與へた特典を濫用したやうなものも少くないやうに承はつて居ります。私の申すことが局外者の駄評であつて事實相違して居るならばそれに越した喜びはありませんが、まづ一通り他山の石としてお聽取を願ふ次第であります。

私がこゝに有名無實の組合と申すのは、例へば一の信用組合に於いて設立の當時何程かの金を組合員の或人々に融

通したがそのまゝ資金は固定して戻らず、而かも別に新資源を求めんとする努力をなさないやうな場合を申すのであります。かやうなものは唯組合の看板がかゝつて統計上に數字を大きくする以外には全く無意味であります。私はかゝる組合の早く解散せられることを望みます。それから組合法の特典が濫用されて居る例としましては信用組合が小銀行と同様の營業をして居つて出資者が普通の營利銀行以上の配當を受けるやうな場合がありはしまいか。若しそのやうなことがありとすれば之に對して所得稅營業稅の免除を許すのは不當であります。それは世間の惡口の通りの「脱稅銀行」を許すことになります。此等は解散するに及ばないけれども、一日も早く株式會社等に改めらるべきものと思ひます。尙ほ一層濫用の甚だしきものを想像して見れば、政府の獎勵策をよきことにして何人かゞ低利資金を得んが爲めに信用組合を起したり、縣廳の周旋に依りて一時安い品物を供給されんが爲めに購買組合を起したりするものもないとは申されませぬ。少くとも結果に於いてそのやうな事實の生ずることがないとは斷言し難いやうに思はれます。此の如きは實に悲しむべき事でありまして、當局者がそれを捨置くのは消極的の罪であると思ひます。

三

抑々産業組合は自助協同の機關と申されて居りますが、若し前述の如き濫用の場合ありとすれば自助協同の語は全く空念佛となつてしまつて、組合こそは却つて政府や縣廳に依頼して一部のものゝ利益を營む所の機關になると申されても辯解はできません。歴史を遡つて見ますと産業組合運動の先進國たる英國でも、獨逸でも、此運動は決して官憲の保護獎勵を受けた經驗はありません。今から百年程前に英國で消費組合の基を開いた所のロバート・オーエンは實に社會主義者でありました。彼は階級闘争や社會革命を主張しなかつたけれども、現在の所謂資本主義に反感を抱いて自助協同の共産的村落を樹立し、之に依つて社會組織を一變せしめんことを企てた人であります。従つて彼の教

へを奉ずる人々の組合運動は英國政府から援助を受くる筈がないのみならず却つて或場合には監視を受けたのでありまして、英國の消費組合の盛況は全く組合員の協同的精神と理事者の犠牲的奮闘の結果であります。又七十年前に獨逸で信用組合や購買組合を首唱した所のシュルツェ・デーリッチも社會主義者ではありませんが、同じくプロシア政府の反對者たる自由黨の名士でありまして、彼は國家の保護に依頼せずして自ら助けよと叫んで立つたのであります。されば獨逸の組合は決して政府から免稅などの特典を受けたことはありません。然るに日本では政府が率先して組合の指導を爲し保護奨励至らざるなき状態であります。我國に於ける産業組合の創始者は故品川彌二郎子及平田東助伯であります。兩先輩共に官僚政府の本山に居た人であります。而して農商務省や大藏省や各府縣知事等が總出となつて産業組合の世話をして居ります。中央會の本部の費用の大部分は政府の補助金であり、各府縣の支會は知事や内務部長を會長副會長にして居る。而して個々の組合の長は屢々村長が之に當り、理事は役場の書記がやつて居ります。若し全國産業組合の指導機關として中央會が必要であるならば個々の組合は進んで其費用を分擔すべきであるに拘らず、實際必要ありやと疑はざるを得ないやうになるかも知れませぬ。

さればといつて私は決して國家の保護が悪いと申すものではありません。善い事は奨励するがよいのです。唯何處までも組合は自助協同の精神を基としなければ結局繁昌しないものである事を當局者が絶えず念頭に置いてかゝるべきであります。國家は協同組合と名のついたものを澤山設けさへすればよいのではない。國民の間に自助協同の精神を喚起することを最終の目的とすべきである。目的は物質的の援助ではなくして高尚なる理想の誘導であります。此根本の目的を忘れて徒らに低利資金を供給し、官權の威力を貸し、官費の指導員を向けることは、やがて前に申したやうな有名無實な組合を簇立せしめ、又は悲しむべき濫用の弊を惹起するであります。之に反して高尚なる理想の宣傳が效を奏するならば假令物質的の援助は薄くとも必ず立派な成績を擧げることが出來ると信じます。西洋の諺に人

は馬を河岸まで曳くことは出来るけれども馬に水を飲ますことは出来ぬと申します。産業組合の奨励も物質的になし
てはその効果を収め得る限度があります。其上は組合員の自發に俟たなければなりません。指導者としては其自發を
促進するやうな精神的教育的方面に力を用ふる外ありません。しかも從來其方面の努力は果して充分行届いて居たと
申されるでしょうか、その點に就いて御一考を願ひたいのであります。

四

以上私は當局者の態度に關して批評がましきことを申しましたけれども、品川、平田兩先輩以下の功勞に對しては
非常に深い尊敬の念を有するものであります。多少形式に流れ又無用の保護を敢てしたにしても我國の産業組合も創
業に此等の人々の努力に依つて出来たのであります。唯今日となつては最早幾分政策の轉換を必要とするやうに感じ
ます。即ち今日は唯徒らに數の多きを求むべきでなくして、大に内容の充實を企てなければならぬ。假令一萬四千が
一萬に減じ、八千に減しても宜しいから實力のある精神の横溢せる運動にすることが最も重要である。自助協同の本
義に徹底しなければならぬ。私は今日御列席の諸君が本縣の産業組合を指導せられつゝある有力な方々であると信ず
るが故に聊か平素の宿論を述べて御參考に供したつもりであります。何卒此組合運動を一層精神的教育的方面に導い
て頂きたい。私がこゝに「産業組合か協同組合か」と題して名稱を試みたのも全く組合精神を現したいからでありま
す。精神さへ出来れば名稱の如きは必ずしも問ふ所ではありません。(栃木縣支會總會に於ての講演)

『産業組合』第三七號、大正一四年)

一五 協同組合の經營について

一

此にことさら産業組合といふ名稱を避けて協同組合といふ理由は、此の組合の本質が組合員たる個人間の自律協同にありと信ずるからである。元來我國の法文に産業組合といふ名稱の採用されたのは獨逸の組合法に産業及び經濟組合 *Erwerbs und Wirtschaftsgenossenschaften* といつてあるのを譯したもので而かもその産業だけを取つて經濟を落してしまつたのであるが、これ程拙劣な譯字はあるまいと思ふ。蓋し獨逸の「ゲノッセンシャフト」といふ一語には邦語の「組合」よりも遙かに強い自律協同の意味が含まつて居るのに其を忘れて産業のみを高調したやうな名稱を作り出したのは不幸なことといはねばならぬ。特に現今の我國の状態を見るに組合の數は一萬四千、組合員の數は三百三十萬人に上つたといふものゝ、其内で眞に自律協同の組合精神を働かせて居るものは極めて少數に止り、又或組合は金錢上の成績に於て見るべきものがあるけれども、それは殆ど純然たる營利主義を實現したものであつて普通の株式會社と選ぶ所なきかと思はるゝ程である。このやうな事情の下に於いては法文の上にも産業組合を改稱して協同組合とするがよからうとさへ私は考へて居る。併し名稱ばかり變へたのでは監獄署を刑務所と變へたやうなもので別段の效能はあるまい。事實に於いて自律協同の精神が組合界に横溢せんことを切望する次第である。

二

英國では協同組合はロバート・オーウェンの實驗的社會主義に刺戟せられて起り、獨逸ではシュルツェ・デーリツチの自動獨立の宣傳に基いて發達した。何れも社會改造の大精神が組合運動の底力を作つて居る。これらの何れの國でも此運動は政府の援助を受けたことはなく、却つて抑壓を受けつゝ發展した勇ましき經歷を有して居る。然るに我國では組合の主唱者は品川子でも平田伯でも官僚の本山から號令を下したものであつて、組合は實によく行届いた政府の庇護の下に成長して來た。これは幸福であるに相違ないけれども又其弱點を藏して居る。時としては政府の援助があるが爲めに、組合は主としてその援助を得るの手段として設けらるゝことさへある。それはいふまでもなく自動獨立又は自律協同の本領を逸して他人に依頼しその恩恵を貪らんとすることになる。即ち明かに協同組合の墮落を意味するのである。

又政府が各地方官僚を督してひたすら組合の普及發達を促進した結果は唯統計上の成績を收むるに汲々たる有様となり、組合の名あつて其實なきものを多數に簇生せしめた。最初の法律を編成した人々は例外的の規定を妥協の意味で加へたやうな場合にも、法令萬能の傳統に虜はれたる吏員等は法律上の形式のみに重きを置いて解釋を誤ることが少なくない。最近に生じた一問題、株式會社は組合員となることができるか抔といふ疑問は實に此弱點を曝露したものであつて、苟も自律協同が人的要素を必要とする所以さへ呑込んで居たら到底發生の餘地なき愚問と思ふ。こゝに至つて私は協同組合を官僚的傳統より解放せよといひたくるのである。

三

何々組合の看板のみを掲げて事實何もしていないやうな多眠組合は經營上全く無意味だから之を論外に置くとして、唯金錢的に好成績を擧ぐる所のものに就いて考へて見る。

いふまでもなく組合は自律協同に依つて資本の壓力より免れることを目的として居る。従つて組合は單純なる放資の機關となつてはならない。そこに協同組合と株式會社との重要な差異が存在するのである。法律上では協同組合に關する規定を作成するに當つて株式會社に倣つた所もあるけれども、其精神に於いては資本主義、營利主義に對する非營利協同主義の差別が截然として嚴存するのである。第十九世紀の中葉英國においてロッヂデールの消費組合が發生したのと殆ど同時にロンドンの文官消費組合が設けられたが、前者は協同組合の模範として非常な偉業を遺したのに、後者はたゞロンドンの一組合に止まつたのは何故であつたらうか。それは一方が購買高配當主義を取り、他の一方が出資額配當主義を取つたことを主たる原因であつたといはれてゐる。我國の産業組合法には「剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定」を定款中に定むるものとし（第九條）、その規定に對する制限は別に命令を以つて定む（第四十四條）としてある。而して此に謂ふ所の制限は産業組合法施行規則中に定めらるゝことゝなつた。即ち同規則に「剩餘金ノ配當ハ持分ノ全部又ハ一部、若クハ取扱ヒタル物ノ數量價額若クハ事業ノ分量ニ對スルノ外之ヲナスコトヲ得ス、持分ニ對スル配當ハ年六分ヲ超ユルコトヲ得ス、但シ特別ノ理由アルトキハ一割マテ増加スルコトヲ得」としてある。この施行規則第十四條は法文上こそ勅令の一箇條に過ぎないけれども實質上は頗る重大なものだと思はれる。假りに法文の許す範圍内において剩餘金全部を持分高に比例して分配するものとし、而かも事業上の價格を普通の市場價格に近しくしておいたとしたら何うなるか。事業の旺盛になればなるほど剩餘金即ち利益金は多くなり組合員の持分は有利なる放資の目的たること營利會社の株式と同然になるであらう。ロンドンの文官消費組合は實にかくの如くしてその事業の成效につれてますます資本主義の會社に化してしまつたのである。

四

右の點に關聯して組合員以外のものに對する取引と新加入者に對する條件が重大になる。

ロンドンの文官消費組合は前述の如くして利益が多くなり、而してその利益を持分に割合はして配當した爲めに、その配當率は頗る高くなり、従つて持分の賣買相場も拂込額の幾倍かに上るやうになつた。我國の法律では配當率を一割以上に増すことはできないけれども、配當した殘額を積立てる事は自由である。積立金を豊富にして確實に一割の配當を繼續するならば立派な株式と同格の放資物である。又我國の法律では原則として持分の讓渡を禁じてあるけれども、組合の承認を得れば讓渡も差支なく行はれる（組合法第十九條）。その場合の賣買價格も又必ず拂込額以上に上ることは明白である。さすれば現組合員の持分を買ふことなしに入會せんとするものは入會金として株式會社の増資の場合に生ずるプレミアムと同額の金を拂込まなければならぬ。我國の産業組合法施行規則には之を恰も當然の事と看做したるものゝ如く「新加入者ヨリ加入金ヲ徴收シ又ハ新ニ出資口數ヲ増加スルモノヨリ増口金ヲ徴收スルトキハ之ヲ準備金ニ繰入ルヘシ」と規定してゐる（第五條）。即ち法文上よりいへばプレミアムとして收入したる金の取扱方を制限するのみにしてプレミアムそのものは明白に許されてゐるのである。併しながらかくの如きことが盛行するゝとすれば産業組合法第十條に「組合員ノ數ヲ制限スルコトヲ得ス」と規定した精神は大に浸害された結果になるであらう。而もそれこそ協同組合の本質を離れて營利會社のそれに變ずるものなることを忘れてはならない。

吾人は資本主義の社會に生活してゐる以上は純粹たる協同主義を實現するの不可能なることをよく知つてゐる。従つて餘り潔癖になつて所謂ドクトリネアの弊に陥ることを好まない。それ故に又法文中に妥協的な規定を存することを批難しやうとするのではない。けれども妥協があまり進んで本領を没却するに至らざることを期せなければなら

ぬ。況や純形式的な舊派法律家の立場に立つて法文の文面に捉はれてその本質的な部分と妥協的な部分とを混同してはならないのである。

五

次に組合が組合員以外のものを相手に商賣することも亦右の關係に於いて重大な事項である。我國の法律は産業組合の目的を規定するに當り「組合員ノ爲メニ」云々といつて居る（第一條）のは至當なことである。その但書に市街地の信用組合に限り組合員以外のものゝ貯金を受くることを許されたのは明かに妥協的な規定である。且此但書は組合法發布後に添加されたものであつて、その當時貴族院の委員會で種々の議論があつたと記憶する。素より協同主義の組合は組合員中の一部又は全部が放資の手段とするやうになつてはならぬ。廣く一般公衆に顧客を求めて營利を行ふものは資本主義の會社と選ぶ所はない。試みに前段に假想して述べた所の排外的な經營法とこの組合員外の取引とを配合して見たらば何うなるか。市街地の信用組合は普通の銀行と競争して一般公衆の預金を吸収し、之を組合員の一部に有利に貸付け、其利息の差を利潤として獲得し、一割の配當を保證し得るやうに多大の積立金をなし、公衆の側から組合員たらんことを求むる場合にはプレミアムを要求するとしたらば抑々何れの點に普通銀行との差異を發見し得るか。恐らく産業組合法に據つて所得税及營業税の免除を得る上に産業組合たる名稱の下に直接間接政府の後援を得るだけのことであらう。世間に行はるゝ脱税銀行なる異名も強ちに無根の悪口とばかりはいへまい。吾人は必ずしも資本主義を仇敵にする必要はない。或種の産業組合がその自然の要求に基いて資本主義的營利會社に變質するならば是亦止むを得ざるものと思ふ。唯その場合には先づ自ら普通の會社に組織を改めて正々堂々と公明なる自由競争に出づべしといふのである。自由競争の行はるゝ限り資本主義は少くとも自主獨立の精神を維持するだけの長所を有

つてゐる。協同組合の美名の下に資本主義の實を行つて政府の援護を受くるに至つては到底是認し得ざるものである。

六

以上述ぶる所は協同組合の經營法に關する事を主としたものであるが、吾人の所謂協同主義の根本は人的協同にある。組合員各自の自律協同に依つてのみ眞の組合の經營は可能となるのである。多少の妥協を以つて資本主義的要素を受入るゝは組合員の協同の訓練が足らざる間のみ止むを得ずして行ふものなることを忘れてはならぬ。我國の産業組合運動が幼稚なりし間は國家の政策も妥協をより多く必要としたであらうが、法律發布以後二十五年を経たる今日は一步を進めて今少しく自助協同主義の徹底を期したきものである。政府は産業組合に對して奨勵と監督とを行ふといふが、奨勵は既に充分に行つたから以後は監督を大に行ふべし。假令一萬五千の組合が半減するとも眞正の自助協同の組合精神が發揮せらるゝならば、是即ち組合の進歩ではないか。

本篇に關し興味を有せらるゝ諸君は尙左記拙稿を一讀せらるれば著者の光榮とする所である。

「群馬縣の生絲販賣組合」(『國民經濟雜誌』第二五卷第五號)

「勞働者生産組合」(『商學研究』第一卷第一號)

「産業組合か協同組合か」(本誌本年七月號)

『産業組合』第三三九號、大正一四年)

一六 産業に關する各種の組合に就いて

大正十四年春の帝國議會は三派聯立内閣の農商務省から提出されたる輸出組合及重要輸出品工業組合の二法案を通過して法律とならしめ、次で政府は其施行規則を發布し、十一月に入つて其設立に關する二三の計劃が新聞紙上に傳はることゝなつた。此等の新案組合が實際に於いて如何程の效果を生ずべきかは頗る疑問の存する所であるが、兎も角之に依つて我國の法規集に收められたる幾多の組合法に又二種の新組合法を加へたことになる。依つて此機會に産業に關する各種組合の本質を比較研究すると共に右の新組合法を論評して見たく思ひ付いたのである。

由來我國の法律に組合といふものゝ意義は頗る廣いものである。其最も一般的の規定は民法の第六六七條以下即ち債權篇中契約の一種としての組合の規定であつて、此には「各當事者が出資をなして共同の事業を營むことを約する」ときは直ちに組合の成立を見るのである。而して其所謂事業を營利事業でも公益事業でも其他如何なる事柄でもよいのであるから、是を私法上の組合の原則的のものと見ることが出来る。併しながら組合といふ語は私法上の團體のみでなく公法上の團體にも用ひられてゐる。水利組合及水害豫防組合は府縣知事が組合の區域を定め關係地の市町村長を創立委員に任命して組織せしむるものにして且其區域内の土地所有者は必ず組合員にならなければならないのだから確かに公法的である（明治四十一年「水利組合法」）。次に重要物産同業組合及之と殆ど總ての點に於いて同性質なる畜産組合、水産

組合、酒造組合、茶業組合等は何れも法人とされてゐるがそれが公法人の部に入るか私法人の部に入るか多少の疑問があるだらうと思ふ。此等の組合は一定の地區内の同業者を以つて組織するものであつて、同業者の三分二以上が同意しなければ成立しないのであるけれども一旦成立したる以上は其地區内にある同業者全部が必ず加入すべきものとされてゐるから強制的色彩は濃厚である。商業會議所及農會の如きも名稱は組合でないが其性質は前記の諸組合と殆ど異なる所はない。總て此等の團體の會費として組合員に課するものは租税と區別し難きものである。次に産業組合は會社と同じく純然たる私法人であつて民法上の組合の一種が法人化せるものと見ることが出来る。それから實際上産業組合と類似してゐて而かも幾分強制的なるものに漁業組合及森林組合がある。又近年社會政策の目的を以つて規定されたる住宅組合は全く産業組合中の信用組合の一變種と見るべきものであるが、之に反して鐵道省其他の官廳の設けた共濟組合竝に大正十一年に公布されながら未だ實施に至らざる健康保險法中の一機關たる健康保險組合は強制的である。最後に前記の輸出組合及重要輸出品工業組合は同業組合の如く強制的ではないけれども産業組合等に比すれば強制的の色彩が多い。此等二種の新組合は一定地域内の同業者全部を組合に加入すべく強制はしないけれども時としては組合の定めたる取締又は制限を組合員たらざる同業者に強制することがある（「輸出組合法」第九條、「輸出品工業組合法」第八條）。是が其實際の運用上に大關係あることは後に述べるであらう。

重要物産同業組合以下の半強制的組合及之と同列なる商業會議所及農會が公法人なるか私法人なるかは法律専門家の判斷に俟たなければならぬけれども、門外漢たる余の見解では抑々公法的の區別は決して嚴然たる境界を有するものでなくして幾多の段階を通じて相連續するものではないかと考へられる。

組合の行ふ事業の種類に依つて分類を試みれば一方の極には同業組合型があり、他の一方の極には會社型があり、其中間に協同組合型がある。同業組合型といふのは共同の目的を達する爲めに組合員各自が一致の態度を取ることを主眼となし組合員の醸出したる資本又は其資本を以つて作りたる共同設備に重きを置かざるものである。例へば重要物産同業組合は主として粗製濫造を戒むるために設けるものであつて、組合員各自が其製品を精選すべしとの約束を守ればよいのである。組合を設ける以上は多少の費用を要すべく又従つて組合員に於いて幾分の出資をなすべきは當然の事であるが、其出資を運用して特殊の事業を經營せんとするものではない。況んや之に依つて一個の營利事業即ち企業を營むものではない。中には法律を以つて營利事業を禁ぜられたものもある〔重要物産同業組合法〕第六條、「水産組合規則」第三條、「酒造組合法」第九條、「農」之に反して會社型と稱するは會社其者の如く法人たると民法上の組合に止るとを問はず、組合員の出資を合して之を運用することを主たる目的とするものである。其事業が營利的ならざるものもあり得るけれども、實際に於いて此の如き利害關係の重大なる團體を必要とするのは營利事業の場合に生ずるのである。それから第三の中間型即ち産業組合型と稱するは組合員の出資を運用して共同の設備をなし共同の事業を經營するけれども其目的が組合員各自の營利經濟又は消費經濟の援助にあるものを指す。即ち共同の設備を目的とする點に於いて同業組合と異り、其共同設備を組合員各自の用に供する點に於いて會社と異なる。此に一例を舉ぐれば蠶絲同業組合は蠶絲の改良を圖るために品評會を開くとか販路擴張に關して政府當局と交渉するが如き同業者一般の利益増進を目的とするものであるが、自ら工場を經營するとか販賣事務を取扱ふことはしない。同業組合の後援の下に生産及販賣をなすものは當業者各自である。而して其當業者たる個人が自ら單獨に工場を經營する代りに會社を設け又は産業組合を設けることが出来るのである。而して會社の場合は説明を要せずして同業組合と區別し得るが産業組合の場合は多少混同の恐がある。數人の蠶絲製造家が共同荷造工場を設けて交互に之を利用し、且一定の荷造及商標を以つて組合員全部の製品を

販賣することになればそれは法律上の形式の如何に拘らず産業組合型であるが、此の如きことは製品の改良又は販路の擴張等を目的とする所の同業組合の事業との間に嚴格なる境界を有するものではない。同業組合が販路擴張の爲めに海外にて博覽會を開き之を見本市の如くに取扱つて外國商人の注文を取次ぐやうになれば既に幾分販賣組合の性質を兼備ふることとなるのである。畜産組合の如きは法律の文面から見ても此二種の機能を混合したものであつて、本來一種の同業組合でありながら場合に依つては種畜の供給、種付、家畜の衛生に關する施設、家畜市場の開設等の如き共同設備をなすべきものと規定されて居る。但し此の共同設備が組合員各自の經濟に重大なる關係を有するものであればある程同業組合の強制的組織が妨害となるだらう。即ち利害關係の薄い場合には強制が行はれるけれどもそれが厚くなれば組合員中に其強制を拒むものが出来るだらう。そこに同業組合と産業組合と分立しなければならない理由がある。即ち同業組合は利害の關係緊密ならざるも同業者全部を包含する點に其特色を有し、産業組合は少數ながらも強く利害の一致を感ずる人々の自助協同機關として働くべきものである。一方は法律上強制的なるものでなければならぬが、之に反して他の一方は全く自發的なる任意組合としてのみ其成績を擧げることが出来るのである。

三

同業組合に關する法制は明治十七年の同業組合準則に始まる。此規則には「同業者組合を結び規約を定め營業上福利を増進し濫惡の弊を矯正するを圖るもの不勲候處往々其目的を達すること能はざる趣に付今般同業組合準則相定候條向後組合を設け規約を作り認可を請ふものあるときは此準則に基き可取扱此旨相達候事」といふ前文がついてゐる。是は明治維新後に職業の自由が公認せられ舊時代の株式仲間習慣が破壊された結果として商人の間に不正競争が行はれ工業者の間に粗製濫造の弊が生じたから政府に於いて營業上に多少の束縛を加ふるの必要を感じたる折柄幾

分舊時の仲間の制裁を復活せしめんとする趣意にて設けられた規則である。従つて舊時の仲間の如くに組合員の數を制限して各種の營業を現在の當業者に獨占せしむることは敢えてしなかつたけれども、組合の行ふ取締は同業者全部に強制せらるべきものとしたのである。而して此種の組合の機能は完全に行はれたといふことは出来ないけれども確かに無きに勝るものであつて、政府の取締及指導の趣意を民間に徹底せしむるために便利なる機關であることが認められたから、其後此一般的準則の外に特殊の業務に適切なる同業組合法を續々公布することゝなつた。即ち明治二十一年に茶業組合を設け、三十三年に重要物産同業組合、三十八年に酒造組合、大正四年に畜産組合、同五年に水産組合を設けた。此等の組合は一地方を區域として組織せられ、更に多くの地方又は全國の組合の聯合會を設けて氣脈を通ずるものがある。全國の蠶絲組合會及茶業組合聯合會は當業者の利益代表機關として頗る有力なるものとなつて居る。

明治三十三年の産業組合法は右の諸組合とは全然系統を異にしたる任意組合であることいふまでもなく、農村の金融を便利にする所の信用組合を中心にして共同販賣、共同購買等の機能を發達し來つたのである。現在一萬四千の産業組合中には有名無實のものが少なくないにしても兎に角我國産業界の一大勢力たることは確かである。而かも産業組合が此の如き功績を擧げたるは組合員の自助協同の精神に基くものであつて、強制力に依頼するものではないのである。次に明治四十年の森林組合、同四十三年の漁業組合は前記の諸組合の如き同業組合にあらずして寧ろ産業組合型に屬する。併しながら兩者は何れも幾分舊慣に基いたものであつて、普通の産業組合の如く全然個人の自由意思に基く團體ではない。特に漁業組合の場合は古來の入會漁場の權利を基礎として共同販賣、共同購買、物資貸付、遭難救助、港灣設備等を行ふ所の團體を組織せしめたものである。即ち一の漁村に住居して漁業を營むものは慣習上漁場を共有物と見て居るから、そこに自然の團結が出來て居り従つて彼等の間にはまだ同業組合と産業組合との區別を考へ

る必要がないのである。大正十一年の統計に依れば全國に三千六百の漁業組合があつて組合員の總數は四十五萬人に上るけれども、共同設備の完全を以つて聞へたものゝ例を餘り聞かないのは恐らく此種の組合が單に入會漁場の權利保全だけの用を爲し、それ以上の協同的活動を爲さぶるためであらう。

四

右の如く同業組合と産業組合とは從來別々の系統を爲して居るのであるが、此に最新の組合形態として政府が推奨する所の輸出組合及重要輸出品工業組合は實に此兩者を混合せんとする試みである。

輸出組合は「同一種類の重要輸出品の輸出を業とするもの又は同一市場を目的として商品の輸出を業とするものが其輸出貿易の振興を圖る」ために設くるものであり、重要輸出品工業組合は「重要輸出品の製造に關する工業者が其工業の改良發達を圖る」ために設くるものであつて、兩者の事業は單に「營利上福利を増進し濫惡の弊害を矯正する」といふやうな取締的のものだけでなくして生産販賣のため「共同の施設を爲す」の目的を有するのである。即ち輸出組合にあつては

- 一 組合員の取扱商品の委託輸出、輸出の斡旋、保管、選別、包裝、荷造、其他組合員の營業に關する共同施設
 - 二 組合員の營業上の弊害を矯正する爲め必要なる取締又は事業經營に對する制限
 - 三 海外市場の調査、新販路の開拓其他組合の目的を達するに必要な施設
- を爲すものである。其二及三は同業組合の仕事であるが、一は明かに産業組合の一種たる販賣組合の仕事である。

輸出品工業組合は

- 一 組合員の製品、其原料若は材料、又製造若は加工の設備に對する検査其他必要なる取締又は事業經營に對する

制限

二 共同設備の設置其他組合員の營業に關する共同施設

三 組合員の營業に關する指導研究、調査其他組合の目的を達するに必要な施設

四 組合員の委託に依り其製品の加工若は販賣又は組合員の營業に必要なもの、供給

を爲すものであつて、此にも一及三は同業組合の仕事に屬し、二及四は産業組合の一種たる利用組合及販賣組合の仕事に屬する。

此の如く從來別々に發達し來つた二種の組合の仕事を混合したことは立案者の苦心の存する所であつて、それが成效するか否かは疑問であるけれども兎に角新案である。唯此新案を實行するには同業組合の強制主義と産業組合の任意主義とを調和しなければならない。

其爲めに次のやうな規定が挿入されてゐる。

輸出組合を設立せんとするときは豫め地區を定め其地域内に於いて組合員たる資格を有する者の過半数の同意を得て創立總會を開き定款を定め……主務大臣の認可を受くべし

創立總會に於ける議決……は設立同意者の三分二以上の同意を以つて之を爲す

營業上の弊害を矯正する爲特に必要と認むるときは主務大臣は命令の定むる所に依り輸出組合の組合員に非ざる者にして其組合の地區内に於いて組合員たる資格を有するものをして組合の定むる取締又は制限に依らしむることを得

輸出品工業組合法にも同様の規定がある。要するに此規定の趣意は一定の地域内にある同業者の大多數を網羅するやうな團體を作つて製造又は販賣上の取締を爲すと共に共同設備を利用せしめんとするのであるが、共同設備を同業

者全部に強制することは不可能であるから入會を諾せざるものには取締及制限だけを組合の例に依らしめんとするのである。實際に組合が成立すれば間接に共同設備を強制することになり得るのであるけれども、其組合の成立に同業者の過半数の同意といふ困難な條件がついてゐるから其成立は簡單には行かないであらう。又政府の熱心な後援に依つて幸に組合が成立した場合に於いても強制的産業組合の健全に發育し得るか否問題として残る。

五

何故に政府は此の如き無理な折衷を行はんとするかといふに、其根本の理由は我國に數多くある小工業の産物を統制して輸出貿易に適する品質均一な商品を出さしめんが爲めである。同業組合の起源は前に述べた如く粗製濫造を取締ることを目的としたのであるが、實際に於いて其目的を充分に達することは困難であつた。政府は此目的の爲めに或は組合をして商品の検査を行はしめ、又は政府自ら検査所を設けた。官立の検査所としては明治三十七八年頃に設けられた生絲検査所及花蓆検査所があつて、而かも花蓆は其検査所の検査に合格したものでなければ輸出を許さない。それから大正四年以來眞田、石鹼、罐詰、燐寸、硝子製品、珓瑯鐵器、莫大小、刷子、セルロイド製品、鉛筆、綿織物等の輸取出締規則を出して日本品の名聲を害するやうな粗悪品の輸出を取締り、其方法として府縣又は同業組合の検査に合格したものののみ輸出を許すといふ制度を取つた。然るに輸出貿易上に必要なることは粗悪品の取締だけではなくして、商品の品質を標準化し見本取引や商標取引の出来るやうにすることである。此目的を達するためには現在の同業組合の如く組合員の營業を外部から監督するのみでは足りないから、此に製造及販賣の設備を共同にする必要が起つて來るのである。

併しながら多數の同業者に對し法律を以つて一律の共同設備を強制するが如きは本來營業自由の原則に反するのみ

ならず實際に行はれざることであるから、法文の上には前記の如き折衷的規定を設けて置いて、別に行政手段を以つて其成立を誘導せんとして居る。その手段は即ち低利資金の融通である。輸出商又は輸出品の製造家が低利資金の融通を興へらるれば取引先に對して販賣價格を低くし、又は比較的長期の手形支拂を許すことが出来るから、當業者自ら共同設備の必要を痛感せざる場合にも輸出組合及輸出品工業組合に加入するやうになると考へたのであらう。新聞紙の傳ふる所では各地方の同業組合にして其組織を新制度のやうに改めんと申出でたものは極めて少數であるが故に商工省は其勧誘の爲めに官吏を派遣したといふことであるが、其官吏は當業者の質問に對して如何なる程度の低利融通をなすか、又其融通に對して組合員各自が如何なる責任を有するかを答へなければならぬだらう。兩組合法には産業組合法と同じく所得税及營業税を免除するの規定があるから此點は明白なる特典であるが、組合員の責任に關しては之を産業組合の如く有限責任にするの規定を設けてゐないから、當業者は大に考慮しなければならぬまい。さればといつて烏合の衆から成る所の組合に有限責任を許すべく法律を改正するとか、政府が進んで失敗の場合の後始末を引受けるとかいふことは餘程の決心がなければ出来ぬことである。故に此にも折衷式組合の弱點が暴露される次第である。アダム・スミスは十八世紀の株式會社を論評して此制度は政府から貿易獨占の特權を興へなければ成效困難であるが其特典を興へられても失敗した例が多いといつたが、今吾人は此新案組合法について低利融通の特典を興へても尙成效し得るや否やを問題にしなければならぬ。

六

本篇の目的は輸出組合及輸出品工業組合の組合としての性質を研究することであるから之に對して低利融通を興ふるの可否には論及しない。低利融通の財源は郵便貯金及簡易生命保險の資金であつて即ち財産に乏しき階級の勤儉力

行の結果であるが、此種の資金を右の如き目的に使用せしむることが正當であるか、是は主として社會事業に使用せらるゝ以外には出來るだけ有利に放資して、其利益を以つて貯金又は保險其者の改善を圖るべきではないかといふ問題は頗る重大であるけれども本篇の問題外である。唯此に一言を要するは古河、藤田、住友の如き大資本家が其生産する所の銅線の輸出組合を設けて政府の金融上の援助を得べく計畫中であるとの新聞の報導である。元來兩組合の目的は製品の統一を圖るにあるのだから、其適用範圍は小工業に限られなければならない。又現在政府が兩組合法を適用すべき輸出品として指定したものは、輸出組合にありては綿織物、絹織物、莫大小、陶磁器、硝子、燐寸、漆器、玩具等の三十六種であり、工業組合にありても同様二十二種である。此等の範圍内にあつても既に大企業となり大量生産の可能なるものについては組合の設立を認可しないのが正當である。若し大工業品にまで之を許すことになれば大企業のカルテルが輸出を行ふ場合にすべて所得税及營業税を免除した上に低利融通を與へるやうな結果になり、是は明かに新組合法の濫用である。又國際貸借の状態を改善するために特に便宜を與へて輸出を獎勵する必要があるといふならば必ずしもカルテルを作らしむるに及ばず、總ての輸出者に同等の便宜を與ふべきである。但し其場合にも比較的貧者の金を特に低利にして富者に貸すことが正當なりやといふ問題を考へなければならぬのである。(一九二五年十二月二日)

備考 此論文の内容に興味を有せらるゝ讀者は左記拙稿を参照せらるゝことを望む。

『改訂株式會社經濟論』附録論文「株式會社の起源」

『商學研究』(商大五十周年記念號)「商業組織の改善」

『國民經濟雜誌』第四〇卷第一號、大正一五年)

一七 武藤山治氏著『實業讀本』を讀む

一

實業同志會會長武藤山治氏の『實業讀本』は私に取つて近來の好讀物であつた。武藤氏は今の政治界及實業界の指導者の中で自由主義の政策を主張し得る少數の識者の一人であるのみならず自由主義の倫理思想に理解を有する人だと思ふ。其自由主義は私の所謂舊自由主義に近いやうに見へるが、併し舊自由主義でも溫情的社會政策よりは私に取つて親しき感がある。此書の序文に維新以來我國は長足の進歩をなしたけれども、それは物質上の進歩であつてこれがために拂はれた内面的の犠牲は多大であつた、即ち我國民は武士道の精神を失ひながら之に代るべき精神をまだ得てゐないといつて居られる。そこで此武士道に代るべきものは何かといへば「實業精神」であると主張されるのであつて、其趣意を説かれたのが即ち本書なのである。然らば所謂「實業精神」は何かといふにそれが私の所謂自由主義である。先づ以つて自尊、自制、自治の精神を以つて品性を高め理想を養ひ、他人に雷同せずして自ら研究をなし、責任を重んじ、他人と協同する力を作らなければならぬといはれる。私は本誌本號に掲げた論說にもいつた通り今の我國民に缺けてゐるものは自尊、自制、自治の精神であると思ふ。我國で明治の末年ミルやスペンサーの代りにドイツの國家説や社會政策が入つて來て、學者が自由主義の美點を忘れたのは遺憾である。近年に至つては新思想家が社會主義を輸入し來つてそれがもてはやされるから、青年は自由主義を以つて二代前の陳腐な議論としておきざりにし

てしまふけれども、是ほど間違つたことはない。社會主義が行はれるとしても個人の自主自律が前提條件となるのである。是私が武藤氏に賛成する所以である。

二

しかしながら一二の點において賛成の出来ないことがある。武藤氏は國家の租税は總て物の値段に入れられて一般消費者の負擔に歸せしめられるとなし、織物税や酒造税などが生産者から消費者に轉嫁される如く營業税及地租も商人や地主から消費者に轉嫁されると説き、所得税については明瞭でないが是も轉嫁する場合があるやうに説いてゐる。是は明かに學問上の通説に背いてゐるのみならず我國の實狀にも背いてゐるだらう。蓋しかくの如く總ての租税が轉嫁されるものならば租税制度の上において負擔の均衡などを論ずる必要はなきことになる筈である。そこで此點は著者の書き違ひであらうと思ふが、その書き違ひから出て來る所の結論が面白くない。租税は金持にばかりウンと負はせて無産者が免れやうと企てゝも結局無駄だと主張するのである(二三三頁)。かくの如くなれば私共が現今の急務と考ふる所の社會政策的租税制度の實現は全く望なきこととなる。私は所謂社會政策に一から十まで賛成しやうとは思はないが、少くとも租税制度の改善によつて大に貧者の負擔を富者に移すことが出來、之によつて資本主義の弊害を矯め、眞正の自由主義に近づき得べしと信じてゐるのである。又武藤氏は富豪の責任を論ずるに當つて公益のために寄付金を爲すべきことを擧げてゐるが(一六四頁)、是も前記の社會政策的租税制度の不可能を信ずる限り致方ないことである。けれども私は富豪が租税改革について理解をもち喜んで貧民の分まで負擔したものを引取るべしと勸めたい。金持の金は自力のみで出來ないこと武藤氏の説くが如くならば其一部を社會に返すのは當然の義務である。職能なくして富むものは社會の盲腸(武藤氏自身の名句)であるが、その盲腸のために他の有用な器官に血液の供給

を不十分ならしむるときは終には之を切開するの止むなきに至るであらう。

三

次に武藤氏は普選制度の下にあつて無産政黨の出現するは當然のこととされるが、併し特に無産の二字を冠して階級的反感を挑發することは卑屈な手段だといはれる。私も無産黨といふよりは勞働黨とか社會黨とかいつた方がよいと思ふ。けれども階級代表といふことが悪いとはいへまい。若し政治は悉く主義政策の争でなければならぬ、少しでも階級の色彩があつてはならぬといふことならば恐らく事實に行ふべからざる所であらう。英國では保守黨と自由黨とが對立して夫々主義に依つて戦ふから公明な政治が行はれるといつて大に賞讃する人があるけれども、其實は十九世紀の初から保守黨は地主階級を代表し、自由黨は實業家階級を代表してゐたことは隠れもなき事實である。階級に分るゝ所に思想感情利害の分裂がある、そこに主義政策の争が熱のある仕事になるのである。階級代表なるが故に主義政策の争にならぬ道理はなく、寧ろその故に強き主張の根氣が出来るのである。故に無産政黨が無産階級を代表するが故に不可なりとしてはならぬ。それが正當と信ずる所の主義を以つて立つ限りは歡迎すべきである。

私は此意味において武藤氏の實業同志會が一部實業家階級の代表であることも毫も差支ないと思ふ。但し世間には同志會が資本家代表機關だからいかぬといふものがあるけれども、それは誤りであるに相違ない。少くとも我國の一般資本家は武藤氏の如く國家の産業保護政策を排斥せずして、却つて之を要求してゐる。しかしながら我國の實業界には自ら保護を要せざるもの及保護を受くる能はざるものが多數にあり、しかも其數は外國の輸出工業が發達するにつれて益々多くなる。此等のものに取つて保護政策は必ず何かの妨害となる。武藤氏自身は正直に主義のために戦つてゐるかも知れないが、同氏に賛成して其戦に参加する人々は此部類の大小資本家であるだらう。吾人はその理由を

以つて同志會を排斥するには及ばない、又同志會自らそれを辯解する必要もない。それよりも大切なることは同志會が自己の主義に忠實であるか否かである。保護關稅輕減を主義とする以上は銚鐵の稅を引下げ、小麥の稅を引下ぐると共に綿絲の稅を引下げなければならぬ。又減稅を主張する以上は營業稅のみでなく地租もまた輕減すべきである。而して營業稅及地租以上に消費稅を輕減すべき理由がある。麥酒稅煙草稅を増して右兩稅を減すべしとすれば何か餘程重大なる論據がなくてはならぬ。

四

又武藤氏は「使ふ人使はれる人」といふ一章の中に溫情主義の必要を説いて居られる。而して米國では政府が諸工場の福利設備を取調べて發表してゐること、英國では此方面の施設が從來缺けてゐたのを近年になつて新に研究しつつあることなどの事實を擧げ、日本でも溫情主義に對する非難は既に消滅したといはれる。是は我國において率先して溫情的福利施設を實行された武藤氏としてさもあるべきことではあるが、併し本書に主張される所の根本主義たる自尊自制自治の精神から推して行く場合に無條件で賛成することは出来ない。自由主義の立場からいへば普通に所謂溫情主義即ちパターナリズムは排斥するべきであり、却つて勞働組合が推奨するべきである。私は本章において一言も勞働組合に論及して居らぬことを不思議に思ふ。私は武藤氏が紡績工女に對する溫情主義の實行者として偉大な成績を擧げられた過去の事實に對しては深く尊敬するけれども、それは紡績工女といふ特殊の勞働者に適した事なのであるまいか。又工女と雖も明治三十八年の工女と今日の工女とは大に變つて來て居るのではないか。此等の點については大に考慮すべき時期に達してゐると思ふ。但し溫情主義といふ語は甚だ曖昧に用ひられてゐるので、武藤氏も或場所では法律規則の強制的手段に對する人情の發露といふ意味に用ひて居る(一四二頁)。その意味ならば如何なる

場合にも通用することであつて、労働組合と雇主間の團體交渉にも、商人間の取引にも、又國際間の外交にも温情の行はるべきことは論を俟たないのである。私共の好まない温情主義は雇主が親權的干渉によつて労働者の自尊心を抑へるやうなことがあるをいふのである。尙又所謂福利施設の内には私共の意味における温情主義でないものがある。工場内外の氣分を快活にして労働能率の上進に資するが如きは、單に雇主の利益と労働者の利益と一致した場合で、特に親權的な企ではない。福利施設の墮落するのは此兩者が混同されて惡用される場合である。

〔企業と社會〕第一號、大正一五年）

一八 經濟攻究會の『貿易及産業振興策』を讀む

經濟攻究會は、前の日本興業銀行總裁志立鐵次郎氏を中心として、二十餘人の實業家及少數の政治家を會員とする眞面目な研究團體であつて、其立言は實際政治の方面にも相當有力であるらしい。今迄にも度々意見を發表してをるが最近に『貿易及産業振興策』を問題とする處の第七回報告を公けにした。此報告は三十二頁の短篇ではあるが、問題が多岐に互つて、次の様な目錄を掲げてをる。

緒言

第一項 生産費の低減

- (一) 原料並に原料用製品の關稅撤廢 (附) 製鐵製鋼業に關する方針
- (二) 生活必需品の關稅及消費稅の撤廢
- (三) 動力費並に燃料費の低減
- (四) 新式機械の合理的應用
- (五) 理化學の研究及機械の改良發明
- (六) 總係費の節減
- (七) 運送費の低減
- (八) 金融の疏通

(九) 公課の軽減

第二項 産業經營法の改善

(一) 事業の合同

(二) 工業製品の單純化及規格統一並に生産品の國際化

(三) 販賣法の改善並に市場の開拓

(四) 科學的經營

(五) 勞働狀態の改善

第三項 獨占の弊害取締

(一) 産業者の獨占行爲並に販賣協定の弊害取締

(二) 小賣業者協定取締

第四項 運送機關の改善

(一) 鐵道の改善

(二) 海陸聯絡の改善及内地水運の利用

(三) 小運送方法の改善

第五項 金融組織並に機能改善

(一) 銀行組織の整備

(二) 銀行滯貸の整理

(三) 預金部、特種銀行及特種會社の徹底的整理

(四) 健全なる信用取引の誘發

第六項 行政の整理續行

第七項 官業を民業に移すこと

第八項 實業教育の刷新

勿論實際家の仕事であるから、當面の問題のみを取扱つてをるが、併しながら、眼前の小さい出來事に捉はれずして、相當に組織を立て、根本的研究を爲されたことは、先づ以て嬉しく感ずるのである。また其所論頗る公平にして、一局部の利害を問はざる點は、實際家として寧ろ稀に見る態度と謂はなければならぬ。先づ其要點を摘んで見ると、吾が國の産業及貿易の振はざるは、戦後の反動及震災の打撃に基くものではあるが、此等の創痍癒えたる後に於いても、若し眞の意味に於いて吾が國の生産費が低減されざる限り、外國と競争することは不可能であるとなし、其生産費の低減の爲には、一方に於いて、原料、動力、食料を安くする爲に、關稅の減廢を主張し、他の一方には、經營法の改善を主張してゐる。但し此目的を達するには、事業の合同を必要とするから、之に伴つて生ずべき獨占の弊害を取締るべき方策を立てなければならぬといふのである。次に生産費の低減を實現すべき必要條件として、運送機關並びに金融機關の改善の方針を示し、又政府の内部に於いて、行政並びに財政整理を續行し、且官業を整理することによつて、經費の節減を圖り、産業に對する課稅を輕減するの道を講じてをる。最後に教育上の改革によつて、實際に有用なる人物を輩出せしむるの必要を極言してをる。

生産費の低減を期する爲に關稅撤廢を主張する處の品目は、麻織絲、毛織絲、綿織絲、生絲、鐵等を重要なるものとして掲げてゐる。但し現在幼稚なる産業にして將來有望なるものに對しては、或期間此を保護するの必要を認めるけれども、其方法は關稅によらずして、補助金の手段を採るべきものとし、特に鐵に就いては、現在分立せる當業者

の大合同を行ひ、政府の製鐵所も此に加へて、全部民業として經營せしめ、銑鐵の生産に對して補助金を交附すべしとしてをる。之に反して銅の如きは、從來吾が國の特産物と見做されてをつたけれども、現今では到底外國品と競争の見込なきに拘らず、敢て此を保護せんとするは全く無意義であるから、寧ろ思ひ切つて關稅を撤廢し、低廉なる外國の銅を輸入して、他の産業の發達に資するを得策なりとしてをる。此他生活必需品に就いても、關稅の廢止を要求し、米、砂糖、鶏卵、生牛、肉類、コンデンスミルク、木材、住宅材料、洋服地等を其品目として掲げ、且此等のものに對する消費稅も共に廢止すべきものとしてをる。特に砂糖に就いては、多年の政府の保護あるにも拘らず、臺灣の原糖が、ジャバからの輸入品に及ばざる以上は、斷然此が關稅を廢止して、臺灣の蔗園は米田に變更せしめるを可としてをる。尙又内地の鹽田を保護する爲に、支那品の輸入を制限し、内地の石炭業を保護せんが爲に、撫順炭の輸入を制限するが如き、何れも一局部の利害の爲に、全産業を犠牲にするものであるとして、其制限撤廢を要求してをる。そこで私が考へるに、此等の原料品、食料品等の重要品の輸入を自由にすることは、吾が國の産業開發の根本條件であるに拘らず、今迄物價政策を説く處の實際家が玆に言及せざりしは、眼前の利害に捉はれたるものであつて、私の豫て不滿とした處であつた。然るに今此論が實際家の方面から出て來たことは、頗る人意を強くするものがある。併し此は何れも現在の大資本家の既得の利益に關すること大なるものであるから、餘程有力なる政治的勢力の起らざる限り、殆んど不可能と見なければならぬ。而して此の如き勢力の勃興するには、是非共或る思想の背景を必要とするであらう。然るに經濟攻究會は自ら自由貿易保護貿易の議論を除外したるが如き態度を示してをることは如何なるものであるか。吾が國の産業政策が、過去に於いて政府の保護獎勵を以て原則となし、今や議會に於ける討論の如きも全く保護の分け取りに汲々として、全産業の爲にする根本方針を忘れたるが如き状態に陥れるは、明らかな事實である。是實に重商主義の餘弊であつて此を打破する爲には、矢張英國に於けると同様の自由貿易論の旗幟を

鮮明にする必要があると思ふ。もとより、吾々は現實を無視する様な絶對的自由貿易の空論を採ることは出来ないが、其とは異つた、歴史的の立場に立つて、而も同様の結論に到着するのである。

經濟攻究會が、産業經營法の改善に着目し、事業の合同を主張するのは、今の一般實際家と説を同じくするものであつて、必ずしも珍とするに足りないが、併し此と同時に獨占の取締を主張したのは、一つの異彩である。従來生産増加のみ没頭したる政治家、實業家は、合同の必要のみを説いて、其合同の餘弊を矯むることに注意してをらない。吾が國の重要産業に於ける企業の單位が大きくなつて、外國の同業者と對抗することが、出來さへすればよいとしてをつた。此が爲に日本郵船、正金銀行、三井物産、滿鐵の如き吾が國の實業界は不相當な程の大きな機關が獎勵されたのであつて、其對外的効果見るべきものがあつたけれども、其弊害も亦少しとはしなかつた。而して現今の吾が國は、最早此の如き大企業を保護すべき時代でなくして、却つて之を取締るべき時代となつてをる。經濟攻究會が、獨占の取締を主張し、殊に米國の聯邦貿易委員會の如き獨占事業調査機關を設けんとするは、私の全く賛同する處である。

尙又經濟攻究會は、官業を民業に移すべきことを力説し、前述の如く、製鐵所を民間の合同會社に貸渡すべきものとするのみならず、他の官業に就いても、一般的に同様の政策を採るべしとしてをる。而して其理由とする處は、抑官業は一國産業の幼稚なる時代に於いて政府が民間事業家を誘導するの一時的手段たるに止まる。本來其經營能率の擧らざるは言ふ迄もなく或は奸商の乗ずる處となり、或は政黨に利用せられ、不正行爲續出して、政治を腐敗せしむるものであるから、今日は寧ろ之を拂ひ下げるがよいといふのである。此論は大體に於いて私の共鳴する處であるが、併しながら、茲にも思想上の背景を以てするに非ざれば、少くとも今の青年を惹き附けることは出來ないと思ふ。蓋し現今の青年は、社會主義若くは所謂社會政策の影響を受けて、國家の産業管理に對して寧ろ多くの同情を有

してをるのである。彼等は理論上資本主義の弊害を矯める爲には國家の干渉を必要とすることを痛感し、動もすれば、其國家の機關たる政府なり、議會なりが、如何に頼ることの出来ない不完全な状態にあるかを看過するのである。故に現在の官業の如何なる點に弊害が生じてゐるかを一々事實に就いて論證することが、經驗に富める先輩識者の努力に俟たなければならぬ所である。

尙此報告の目録には、労働問題に就いての標題が現はれてゐないけれども、論者は、高き賃銀は安き生産費を意味するといふ學説を信奉する者にして、労働状態の改善には極めて熱心である。殊に工場に於ける婦人労働者の待遇は酸鼻と評するの他なしと極言して、工場法等の實施を要求してをる。又科學的經營法は、能率増進上必要なれども、労働組合及團體交渉を無視する場合に於いて、傭主の獨裁權を助長する傾向あることを指摘し、健全なる労働組合の速成を要求してをる。是亦現在の實業家として、最も進歩的なる態度と評さなければならぬ。

最後に教育に就いては、現在の状態が甚だ非實際的なことを不満足なりとしてをるが、其改善策としては、單に實業學校を増設すべしといふだけのことであつて、未だ吾が國教育制度の全般に互りたる具體案を立てゝをらない。私は、吾が國の教育を一層國民の實力養成に適切ならしめる爲には、寧ろ實業教育と普通教育との境界を取り去ること並びに煩瑣なる學科目を整理すること等が必要條件であり、此を行ふには教育専門家にのみ依頼することは出来ないと考へてゐるが此等の點に就いて經濟攻究會の更に進んだ研究を期待するものである。終に臨んで私は經濟攻究會に對して敬意を表すると共に一言希望を述べたい。それは今回の如き報告書を非賣品にせずして廉價に發賣することである。今の青年學生及青年實業家は此の如き實際界の鳥瞰圖を要求してゐる。

一九 新自由主義に對する永井博士の批評に答ふ

國家學會雜誌八月號は永井亨博士の「上田博士の新自由主義を評す」と題する一篇を掲載してゐる。私は本年四月本誌を發行してから新自由主義に對する賛成又は獎勵の言を各方面から聞いたけれども、まだ反對又は批評を受けたことがあつたことを聊か物足らず感じてゐた際に、同氏の如き社會政策について學識經驗に富める權威者から注意を受けたことを有がたく思ふのである。永井博士の文は私の新自由主義を批評しながら御自身の「新民主主義」を主張されたものであるが、私の主張に對して頗る同情ある判断を下してある。但し博士は世界の思潮が既に自由主義を容るゝの時期を經過してゐることを指摘し、今後の社會思想は同氏の所謂「社會政策」に歸一すると見られるのである。又博士は日本の現状は自由主義的政策を標榜する所の政黨が勢力を得るに適しないとしてゐられる。私は此二點を博士の批評の要點と考へるから之について愚見を述べて見る。

博士のいはれる通り今の世界において國家主義は自由主義化されつゝあり、社會主義は國家主義化されつゝあり、自由主義は社會主義化されつゝありといふことは恐らく間違のない所であらう。然しながら是故を以つて三の主義の何れでもない「社會一體としての社會目的を達成しその社會化過程を完成すべく公私一切の社會團體の活動に俟つといふ社會政策」に賛成することは出来ない。由來社會政策といふ語は定義好きなドイツの學者の用ひ始めたものであるに拘らず、其意味が明瞭にされてゐない。普通には比較的下層にある社會階級の向上を計る所の政策といふやうな意味であつて、之を經濟上から見れば生産政策に對する分配政策と解しても大過なきものと思ふ。例へば或交通機關

を設備するに當り、それは産業の振興（即ち生産政策）として多少異論を挿むべき點があるにしても、社會政策上推賞すべきものだといふやうなことがある。私は此意味に於いてのみ此語を用ひてゐる。併し永井博士等は此語を社會主義や自由主義などと同じく一のイズムとして用ひやうとせらるゝのである。同博士の最苦心される所は恐らくこゝにあるだらうとさへ察しられる。併し私にはまだ其意味がつかめない。國家主義でも、自由主義でも、社會主義でもないといふだけは分るが、其以外の何であるといふことが分らない。博士は新しい社會學者の説を基礎にして居らるやうであるけれども、其新しい社會學說なるものが甚だ漠然としてゐると私は思ふ。唯今回の批評文の一節から見れば實際の政策として「産業の社會化又は國有化」を主張されるやうであるが、それは屢々述べた理由で私の反對せんとする所である。又個人の自主自律よりも團體の自主自律が問題だといはれるが、之も無條件では賛成出来ない。

私は現今の我國で最も大切なことは個人の自尊自重、自主自律だと思ふ。兎に角私は永井博士の社會政策主義又は新民主主義を充分に理解してゐないから、従つて又充分の答辯をなすことが出来ないことを遺憾とするのである。

次に我國に於いて自由主義的思想を喚起することによつて舊來の重商主義の餘弊を一掃するが如きは望なきことであるとし、「各國の國性に鑑み、他國の沿革に徴し、我國の實情に照し」、我國に自由放任主義が行はれる時期はあり得ないといはれた。是は或はさうかも知れない。實際將來の日本においては國家主義と社會主義が對峙するのみで、自由主義の介入する餘地を存しないかも知れない。併し若しさうならば益々私として個人の自由を主張すべき理由がある。何となれば私は既にお斷した如く新自由黨を作らなくてもよいのである。唯國家主義及社會主義の雙方に自由主義の精神を滲透させたいのである。博士は英國でも自由黨は戦後著しく衰微し餘命幾くもなき状態だといはれるが、私が新自由主義を主張するのは英國のためでなくして日本のためである。英國では保守黨も労働黨も自由主義の洗禮を受けてしまつたから、今更自由黨の必要がないとも或はいへるかも知れない。併し日本では事情が全く違ふのであ

る。

最後に一言したいのは私が租税制度の改革と社会事業の促進に力を入れたといつたのに對して社会事業ではない。社会政策を必要とするといはれたのは御尤の事である。私は社会事業といふ語の意味を社会政策を實行する事業（例へば社会保険事業）と解してゐたのである。決して監獄を刑務所といひ直すやうに、慈善事業を社会事業といひ直した意味ではない。慈善は最消極的な温情主義であつて私の好まぬ所である。但し我國では動もすれば社会政策までが、社会事業と同じく慈善の言直しになりさうな恐れがありはしないか。私には少くともその匂ひがする。

私は繰返し永井博士の同情ある批評に對して謝意を表し、併せて所謂社会政策を前述の匂ひから解放すべく努力されつゝあることに對して敬意を表する。

（『企業と社会』第三號、大正一五年）

二〇 『企業と社會』時論小篇

一 民衆新聞の創刊

日本勞働總同盟の赤松克麿氏を編輯人とする民衆新聞が六月一日を以つて創刊された。其發刊の辭によれば此新聞は主義色彩の異つた各派の勞働團體のために總花的に働くのでなくして、確乎たる一の主義を貫かんとするものである。其主義は現實主義であつて無産大衆の生活そのものゝ向上を目的とする。「固定したる概念」や「方程式化したる戦術」を以つて大衆運動を指導せんとする者に對して斷乎として反對する。「觀念よりも生活を重んじ、論理的精緻よりも豊なる體驗を尊ぶ」ものであるといふ。日本勞働總同盟の震災後の方向轉換がこゝまで進んで來たことは私の最も喜ぶ所である。しかしながら我國には尙ほ所謂「方程式」流の舶來迷信に捉はれた思想を抱くものが多數に存在し、其勢力は侮るべからざるものがある。總同盟は既に此堅實なる主張を貫くために大分裂を賭して戦つて來た。今から後も大に戦はなければなるまい。私は誠意を以つて其健闘を祈り、之を以つて終始一貫せられんことを切望する。

（『企業と社會』第四號、大正一五年）

二 新自由主義と金の輸出解禁

先日某氏より新自由主義の立場から金の輸出解禁問題を如何に見るかといふ質問を受けたが、是は、一概に右とか左

とか答へることは出来ない。即ち新自由主義を取るものゝ間にも議論の相違が生じ得るだらう。と同時に他の主義を取るものと一致することもあり得る。蓋し貨幣の安定即ち物價の安定といふことは新自由主義でも、舊自由主義でも又社會主義でも、當然求めなければならぬことである。貨幣の安定はあらゆる改造計劃の前提條件である。曾て友人某氏はドイツの新憲法に種々の社會改造計劃が規定せられてゐるのを知り、其實際を視察せんとの目的で彼國に赴いた所が、當時ドイツのマークは底無しに下落しつゝあつたゝめに經濟上の計劃といふものは總て之を立てることが出来なかつた。ドイツの或博士に前記の目的を語つた所が、それよりも先づ貨幣の安定が先決問題だといはれた。それで此人はレンテンマークの事を研究して歸つて來た。實に貨幣の紊亂が當時のドイツのやうであれば、如何なる結構なイズムも役に立たない。併しながら全然安定なる貨幣といふものは今の人間の智慧では出来ない。所謂マネツヂド・カレンシーといふものは理論上は出来るけれども其理論を實行し得るやうな政府は何處にもない。之が出来ると思ふのは社會主義者が産業の經營を政府に任さんとすると同様に政府萬能の迷信といはねばならぬ。従つて吾々はまづ金本位を以つて満足しなければならぬ。近年日本の如く制度上金本位を取りながら事實紙幣本位になつてゐる場合には出来るだけ早く眞の金本位に歸らなければならぬ。然るに此場合に金本位に歸る途は二つある。第一は紙幣の價値を引上げて金に一致せしむること、第二は金貨たる圓を引下げて紙幣たる圓に一致せしむることである。第二は即ち金貨改鑄といふことになるのである。そこで第一の途を取れば爲替の上で圓が上り、國內で物價が下り、不景氣が來ることは避くべからざる所であるが、之に反して若し第二の途を取れば爲替も物價もそのまゝ安定するのである。大正十三年の冬から十四年の春へかけて爲替が三十八弗半に下つた時に我國でも一部の論者は第二の途を取るべしと主張した。抑々金本位に歸ることを必要とする理由が物價の安定といふことであるならば、其状態に達する手段として物價の下落するやうな途を選ぶのは賢いとはいはれない。既に圓が二割五分下つたものならば、其下つた所

安定せしむるがよい。殊更之を二割五分引上げるために平地に波瀾を起す必要はないといふのである。乍併苟も圓は日本の本位貨幣である。其本位貨幣が一時の爲替關係のために改鑄されるといふことは所謂百年の大計から考へると中々賛成出来ない。圓が既に十分一に下つてしまつたとしてもいふなら格別だが、二割や三割なら元へ歸したい。そこで犠牲の大なる事は承知しつゝもやはり元の圓に歸らなければならぬといふことになる。さて元の圓に歸るとして如何なる方法があるか。それは即時解禁と漸次解禁とある。是が主として世間の問題になつた焦點である。乍併此問題は 大正十四年と今日では非常に意味を異にする。當時三十八弗半であつた時には激變を恐れる意味で即時解禁に賛成しない人が多かつたが、今は既に四十七弗まで恢復してゐる。平價に對して僅か五分の差である。苟くも早晚解禁を可とするならば即時解禁の他はあるまい。何人にも分らない所の投機者の陰謀と之に對する政府の對策が何う出るかといふことについて揣摩臆測しなければ商賣の出来ない現状を一掃して世界の大勢に放任し得べき眞の金本位に歸すべきである。今こそ政府をして決斷せしむべき時ではないか。然るに解禁論が近來になつて却つて下火になつたのは何故であるか。私の了解に苦しむ所である

（『企業と社會』第五號、大正一五年）

三 長野市の暴動事件

大正十五年六月十八日長野市において行はれたる警察署廢止反對の示威運動が暴動化して數千人の群集が知事官邸に押かけて知事梅谷氏を亂打し、更に轉じて警察部長を襲つたといふことは不幸なる歴史的事實である。右事件の結末が如何になるかはまだ分らないが、兎に角之が爲めに三千人が喚問され、八百六十名が檢舉され、百十三名が騒擾罪で起訴された。さうして此十幾日に互る檢舉の際に中野町の一青年は自殺を謀つたといふ所を見ても一般民衆の激昂の程度が推測されるのである。又此事件の新聞記事掲載を四十八日後の八月五日まで差止められたといふことも近

年に例のないことである。そこで此重大事件の原因は何であるかと問へば、要するに歴代、岩村田、中野の三町の警察署が梅谷知事の警察機關整理の犠牲になつて廢止されたについて、三町住民の反感を買つたことである。或は警察の手配が行届かなかつたとか、政黨的の宣傳があつたとかの説もあるが此等は畢竟小問題である。吾人に取つて痛切に感ぜらるゝは町村の盛衰とか名譽とかいふことが我國現時の地方人民の心理に非常な重要事項として映るといふことである。大都會生活に慣れたものから見れば、一町村の盛衰は其地方に地所家作を所有するものゝためにこそ重大の利害關係ありとしても、左程の財産を有せざる一般民衆には餘り關心を要することゝ思はれないけれども、地方人の心理状態は大に之と異なるものがある。同じ勞働をするにしても他町村に出て勞働するは氣づまりな點があるのであらう。僻遠の山間に行けば「おらが村」は「おらが家」と同じやうな感情の宿る所となつてゐるが、人口幾千又は一、二萬といふ町でも幾分之に近き事情がある。即ち我國の社會には階級的感情と等しく、或はそれ以上に、地方的感情が強烈に働いてゐることは、社會科學者の頗る注目を要する所でなければならぬ。此地方的感情は屢々全體の進歩を阻害するの原因となるが、又それが自治の基礎にもなるのである。我國民の勉むべきは此感情に理智の光明を加へ、常識の訓練を與ふることである。今回の出來事は官憲が民衆の心を讀むの用意なくして唯其事務的考慮の結論を強行せんとした爲に起つた。併しながら民衆の側にも其感情を發表する方法について甚だ訓練を缺いてゐると思ふ。(八月六日)

〔『企業と社會』第六號、大正一五年〕

四 明治二十三年の自由黨々報

雜誌『新舊時代』八月號は「自由民權號」として明治十年から國會開設までの種々な事件を記してゐるが、其中で和田三郎氏の「近世日本建設の父板垣退助伯」の一節に明治二十三年の自由黨々報から同黨の第一議會に關する報告

書が轉載されてゐる。曰く「今や利益争によつて社會上の大變亂將に起らんとす。代議政體は愚者をして智者の働をなさしむるにより、智者が愚者を凌ぐの弊は漸くやみたりと雖も、富者が貧者を壓するの弊は愈々甚だしく、其反動は或は罷工同盟となり、或は勞働時間制限法となる。是社會上大變亂の兆候なり。文明の進歩は人力を省き勞役者は資本家のために制せらるゝの勢あり。夫れ此の如く社會自然の勢に任ずるも、富者の貧者を壓するは免れざる所なり。然るを況や政府人爲の法を以つて此勢を助長するをや。」「我黨の自由主義は富者貧者をして各其分に從ひ相共に社會の利益を享けしむるにあり。強て之を平均せしめ共有せしむるが如き社會主義は我黨の自由主義と相戻る所なり。國家主義も亦これ一種の社會主義にして世の所謂社會黨は之を民主的社會黨と名付くべくんば國家主義の政黨は之を君主的社會黨と名付くべきものならん。我黨が國家主義に反對する所以のものは其實社會主義と同じ所あるを以てなり」。封建の制を廢したるは強者の弱者を凌ぐの制を廢するにあり。然るに富者の貧者を壓するの制を立つるあらば、これ社會的の封建を再興し、富者をして嚴然諸侯が封土を領するが如くならしむるものなり。「我黨はたゞ貧富各其所を得しめ以つて各人をして天賦の權を全ふせしむるにあるのみ」。其口吻の書生臭きを笑ふなかれ。又其論理の紛糾せるを咎るなかれ、兎に角昔の政黨には多少の理想があつたのである。今の政黨の白紙主義に優ること幾等ぞ。

(『企業と社會』第七號、大正一五年)

五 學生社會科學事件

前號執筆以來の時事問題で私の心を最強く動かしたものは學生社會科學運動の判決であるが、元來實業界の先輩等と會談の際にも此問題は必ず話頭に上る所を見れば、それ等の人々も同じく震動を受けたことと思ふ。實に三十七人の優秀な學生が治安維持法の下に罪に問はれて或はその一生を誤まらなければならぬといふことは原因の如何を問は

ず悲しむべき事件である。私は先づ以つて其學生及學生の兩親に對して同情に堪へざるものである。此等の學生が何をしたか新聞に出たゞけではよく分らないが、實際法律の文面にあるやうな恐るべき革命運動をやつたものなら無論嚴罰を受けるが當然であつて、それが學生であると否とは問ふ所でない。併しながら今の一般學生の危險思想を抑へるために左程にもないことを大げさな名の下に罰するといふ方針が若しあるとすれば果して其目的を達すべきやを疑はねばならぬ。私は勿論一部の學生が革命的マルキシズムより外に社會科學はないかのやうに考へて、その型へはまり込んでしまふのはよくないと思ふ。それは眞の研究的態度でないと思ふ。併しながら法律の力で思想を抑へることも出来るものでない。それは却つて一時の物好きをして犠牲者の名譽と自負心とを生ぜしむるやうな結果になるだらう。故に結局思想は思想を以つて戦ふの外なきものだと思は確信する。然るに先輩識者が從來此方面において充分力を盡してゐるといへるだらうか。今の有力なる政治家實業家學者中の何人が社會主義反對説を公にしてゐるのであるか。學生は學校の講壇から社會主義の正しき所と正しくない所とについて公平な批評を聴くことが出來ず、校外に出て新聞雜誌の論説を讀めば大抵は無批判なる西洋社會主義者の翻譯に接するといふ状態ではないか。青年に對して自ら是とする所を示すことなしに、青年が一度輕學すれば直ちに刑罰を以つて臨むといふことはそれこそ甚だしき危險思想であるといふべきではないか。私は此點について先輩識者の熟考を促したいのである。

（『企業と社會』第八號、大正一五年）

六 自作農地法案

最近内閣動搖の原因になつたと傳へられる自作農地法案は從來の自作農創定と同巧異曲でたゞその稍大規模なる點が新しいのである。今回の案によれば地主が小作人に土地を賣つた場合に政府から其代金を公債證書の形で立替へて

もらひ、而して小作人は政府に對して年々小作料に幾何かを加へて右代金を分納し三十五年の後に完全にその土地の所有者になるといふことだ。而して此公債證書の發行高は累計二十八億圓に達し、國庫がその額面價格と發行價格との差額を負擔する、その高は八億六千萬圓である。つまり政府が小作人に金を貸して土地を買取らせて尙其上に八億の補助金を與へるといふことになるのだが、私を見る所では此案は小作人に取つて決して有利でなくして結局返金も出来ないこととなり國庫は豫定以上の莫大な負擔をなすであらう。何となれば現在の農地の賣買價格は算盤をはづれた高いものであるから買手が如何に低利の資金を得ても之を自作して引合ふといふ勘定は出て來ない。此計算は本誌第三號に出した「新自由主義と農村問題」(拙著『新自由主義』五九頁)に記した所である。此問題は何う考へても土地の價格が相當に安くなるのを待たなければ方につかない。政府が地主の都合を計つて現在の高い價格を彼等に與へんとすれば相場は何時までも下らないから益々方につかなくなる。もし小作争議のために地主が困るから國家の救済を要すといふならばもつと安い價格で満足させなければならぬ。昔明治政府が士族の家祿を金祿公債に振替へた時でもその家祿を當時の利率で還元した程のものは與へなかつたではないか。

(『企業と社會』第二十號、昭和二年)

七 金融恐慌の跡始末

昨年中の大事件はいふまでもなく金融恐慌である。といふよりも昨年の金融恐慌は世界の金融史上空前の大事件であり、大不始末であつたといふのが適切である。堂々たる大國の政府が半官的に設立した所の特殊銀行や、華族の世襲財産と定められた大銀行が忽ち破綻して倒れ、三十幾個の銀行が之に次いで將棋倒しに門戸を閉したといふことは其自身空前の大事件に相違ないが、それよりも一層恐るべきは此等の銀行が、最近數ヶ月前まで良き配當を續けてゐ

たといふことである。一般に確實なりとせられた株券が一朝にして紙屑となり、大銀行の預金が一晩でゼロになるとあつては折角の株式會社及銀行と稱する制度が不信用になる。今世間は休業銀行再開の當面の問題について忙殺されてゐるが、それだけで吾々の問題はすまない筈だ。吾々の最重大な問題は如何にして今後再びこのやうな始末を生じないやうにするかといふことだ。是は銀行家の問題であり、經濟學者の問題であり、又法律家の問題でもある。又世道人心の問題でもある。昨春恐慌襲來の後に倫敦タイムズの東京通信員が日本人は健忘性だから此恐るべき大事も間もなく忘れられて財界平穩になると豫言したがこんな豫言が當りさうに見えるのは困つたものだ。抑々我國の商法第七十四條に「會社が其資本の半額を失ひたる時は取締役は遅滞なく株主總會を招集して之を報告することを要す、會社財産を以て會社の債務を完済すること能はざるときは取締役は直ちに破産の宣告を請求することを要す」とかいてあるが、實際は資本の半額どころか全額を失つて居り、資産に幾十倍する借債を負つてゐながら平然として一割とか八分とかの配當をして居たといふわけである。それに責任ある重役及前重役は何をしてゐるか。一方には不意打に財産の全部又は重要な一部を失つて悲劇に襲れた株主や預金者があるのに、重役は何等法律の制裁を受けてゐない。又受けないことを世間が不思議としてゐないやうだ。その證據には某公爵が前重役たる責任を感じて一切の財産を抛出して榮爵辭退を申出したことを賞讃してゐる。此の如きは實は當然の事を爲したに過ぎないのだが、それを特に取立てゝいふのは、此問題についての道德的及法律的意思が一般に理解されてないからだ。過去六十年の日本の進歩が急速であつただけに多くの弱點を擁してゐる。吾々は昨年の金融史を研究するによつて此多くの弱點を明かにすることが出来るであらう。